

史跡入の沢遺跡保存活用計画

令和4年(2022)3月

宮城県栗原市教育委員会

序 文

宮城県の北西部に位置する栗原市は、岩手県及び秋田県に接しており、県内の市町村では最も広い面積を有し、豊かな自然と歴史的遺産が数多く残されております。これらの貴重な歴史的遺産を次の世代に継承していくことが、今の時代を生きる私たちの責務であります。

平成 26 年度から宮城県教育委員会によって発掘調査が行われた入の沢遺跡は、古墳時代前期の集落跡、貴重な遺構や遺物が多数発見されたことから全国的に注目を浴びた遺跡です。このことから、関係機関と遺跡の保存について協議が行われ、保存されることとなりました。

栗原市では、この貴重な入の沢遺跡を史跡に指定して後世に残すため、宮城県教育委員会の協力を得ながら作業を進め、平成 29 年 10 月 13 日付けで、発掘調査によって重要な遺構が発見された範囲について、史跡に指定されました。平成 30 年度には、入の沢遺跡の全容を把握し、追加指定を目指すために、史跡入の沢遺跡調査整備委員会を設置し、指導・助言を受けて発掘調査を開始しました。発掘調査等の成果をもとに集落が所在する丘陵について、令和 2 年 3 月 10 日付けで史跡の追加指定が行われました。

入の沢遺跡を恒久的に保存するための措置を講じるとともに、多くの市民に親しまれる史跡として、さらに地域資源として活用していくための中・長期的な計画として、この度、史跡入の沢遺跡保存活用計画を策定することといたしました。

本計画の策定にあたり、御指導・御協力いただきました史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会の委員の方々、文化庁及び宮城県教育委員会をはじめとする関係機関の方々に深く感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

栗原市教育委員会

教育長 佐藤 新一

例 言

- 1 本書は、宮城県栗原市に所在する史跡入の沢遺跡保存活用計画である。
- 2 本計画策定事業は、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定費国庫補助金）の適用を受け、令和2年度・令和3年度の2か年事業として実施したものである。
- 3 本計画策定にあたっては、史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会により協議・検討を重ね、文化庁及び宮城県教育委員会をはじめ関係機関の指導・助言のもと、栗原市教育委員会が策定した。
- 4 本計画策定に係る事務は、栗原市教育委員会が担当し、関連する業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 計画策定の経緯と目的 | 1 |
| 1.1 計画策定の経緯 | 1 |
| 1.2 計画策定の目的 | 2 |
| 1.3 委員会の設置・経緯 | 2 |
| 1.3.1 委員会組織 | 2 |
| (1) 委員 | 2 |
| (2) オブザーバー | 3 |
| (3) 事務局 | 3 |
| 1.3.2 委員会開催経過 | 3 |
| (1) 第1回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会 | 3 |
| (2) 第2回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会 | 3 |
| (3) 第3回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会 | 3 |
| (4) 第4回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会 | 4 |
| (5) 第5回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会 | 4 |
| 1.4 他の計画との関係 | 5 |
| 1.4.1 法的規制及び関連法規 | 5 |
| (1) 関連法規及び条例等 | 5 |
| (2) 上位計画及び関連計画 | 6 |
| 1.5 計画の実施 | 12 |
| 1.5.1 計画の実施・発行の日付・計画の見直し | 12 |
| 1.5.2 作成者 | 13 |
| 1.5.3 計画対象範囲 | 13 |
| 1.6 史跡の周辺環境 | 15 |
| 1.6.1 自然環境 | 15 |
| (1) 位置 | 15 |
| (2) 地形・地質 | 15 |
| (3) 植生 | 16 |
| (4) 気候 | 18 |
| (5) 土地利用 | 18 |
| 1.6.2 歴史的環境 | 20 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 栗原市域の各時代の遺跡 | 20 |
| (2) 入の沢遺跡をめぐる時代背景 | 26 |
| (3) 史跡指定地周辺の文化財等 | 39 |
| 1.6.3 社会的環境 | 44 |
| (1) 人口 | 44 |
| (2) 産業 | 45 |
| (3) 観光 | 45 |
| (4) 交通 | 45 |
| (5) 教育機関・文化施設・社会教育関連施設等 | 47 |
| 2. 開発計画と保存に至る経緯 | 55 |
| 2.1 「一般国道4号築館バイパス」の建設計画 | 55 |
| 2.2 史跡伊治城跡に関する開発計画と保存に至る経緯 | 55 |
| 2.3 史跡入の沢遺跡に関する開発計画と保存に至る経緯 | 56 |
| 3. 史跡の概要 | 59 |
| 3.1 発掘調査と研究成果 | 59 |
| 3.1.1 発掘調査の概要と成果 | 59 |
| 3.1.2 発掘調査範囲から検出された遺構・遺物の概要と検出地点 | 63 |
| (1) 発掘調査の成果から分かった入の沢遺跡の特徴と意義 | 82 |
| 3.2 指定に至る経緯 | 83 |
| 3.2.1 指定の状況 | 83 |
| (1) 平成29年度(2017)における指定概要 | 83 |
| (2) 令和元年度(2019)における追加指定概要 | 85 |
| (3) 管理団体の指定 | 86 |
| 3.2.2 指定地の状況 | 86 |
| (1) 史跡指定地の土地所有者 | 86 |
| (2) 指定地地目別状況 | 88 |
| 4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値 | 89 |
| 4.1 史跡入の沢遺跡の本質的価値 | 89 |
| 4.2 史跡入の沢遺跡に関する要素の体系 | 90 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 5. 現状と課題 | 99 |
| 5.1 保存・管理における現状と課題 | 99 |
| 5.1.1 計画地全体の現状と課題 | 99 |
| (1) 現状 | 99 |
| (2) 課題 | 99 |
| 5.1.2 本質的価値を構成する要素ごとの現状と課題 | 101 |
| (1) 大溝跡・材木堀跡・盛土遺構 | 101 |
| (2) 竪穴建物跡 | 101 |
| (3) 尾根頂部（地形） | 101 |
| (4) 鞍部（地形） | 102 |
| (5) 丘陵斜面 | 102 |
| 5.2 活用における現状と課題 | 103 |
| 5.2.1 公開活用における現状と課題 | 103 |
| (1) 公開範囲 | 103 |
| (2) 遺構等の公開状況 | 104 |
| 5.2.2 企画・催事等の開催状況における現状と課題 | 104 |
| (1) 企画・催事等の開催 | 104 |
| 5.2.3 情報発信の状況による現状と課題 | 105 |
| (1) 情報発信 | 105 |
| 5.2.4 周辺施設及び周辺遺跡との連携等の現状と課題 | 105 |
| (1) 周辺施設及び周辺遺跡との連携 | 105 |
| 5.2.5 アクセス環境の現状と課題 | 105 |
| (1) アクセス環境 | 105 |
| 5.2.6 来訪者の状況の現状と課題 | 106 |
| (1) 来訪者の状況 | 106 |
| 5.3 整備における現状と課題 | 107 |
| 5.3.1 保存のための整備・活用のための整備における現状と課題 | 107 |
| (1) 保存のための整備 | 107 |
| (2) 活用のための整備 | 107 |
| 5.4 運営・体制の整備における現状と課題 | 108 |
| 5.4.1 運営・体制における現状と課題 | 108 |
| (1) 運営・体制の整備 | 108 |

| | |
|----------------------------------|------------|
| 6. 保存活用の大綱・基本方針 | 109 |
| 6.1 大綱 | 109 |
| 6.2 基本方針 | 109 |
| 6.2.1 保存・管理 | 109 |
| 6.2.2 活用 | 109 |
| 6.2.3 整備 | 109 |
| 6.2.4 運営・体制 | 109 |
| | |
| 7. 保存・管理 | 110 |
| 7.1 保存・管理の方向性 | 110 |
| 7.2 保存・管理の方法 | 110 |
| 7.2.1 地区区分の設定 | 110 |
| 7.2.2 各地区の現状と保存・管理の方針 | 112 |
| (1) 地区Ⅰ | 112 |
| (2) 地区Ⅱ | 114 |
| (3) 地区Ⅲ | 116 |
| (4) 地区Ⅳ | 117 |
| (5) 地区Ⅴ | 117 |
| (6) 地区Ⅵ | 119 |
| (7) 地区Ⅶ | 121 |
| 7.3 個別の構成要素の取り扱い | 122 |
| 7.3.1 本質的価値を構成する要素 | 122 |
| (1) 古墳時代前期の遺構 | 122 |
| (2) 地形 | 123 |
| 7.3.2 それ以外の要素 | 123 |
| (1) 古墳時代前期以外の遺構 | 123 |
| (2) その他 | 124 |
| 7.4 現状変更等の取扱い方針、取扱基準及び保護にかかる諸手続き | 125 |
| 7.4.1 史跡の現状変更の法令上の基準 | 125 |
| (1) 制度の概要 | 125 |
| (2) 現状変更等を許可できない場合 | 125 |
| (3) 現状変更等の許可が不要な行為 | 125 |
| 7.4.2 史跡の現状変更等の取扱方針 | 126 |

| | |
|------------------------------|------------|
| (1) 適用の範囲 | 126 |
| (2) 現状変更等の取扱方針 | 126 |
| 7.4.3 史跡入の沢遺跡における現状変更等の取扱基準 | 126 |
| (1) 現状変更等の許可を要する行為 | 126 |
| (2) 現状変更等の許可が不要な行為（具体的事例など） | 126 |
| 7.4.4 現状変更等に該当しない日常的な維持管理の行為 | 127 |
| 7.5 計画対象範囲内における取り扱い方針 | 127 |
| 7.6 史跡の追加指定と公有化 | 127 |
| 7.6.1 追加指定についての方針 | 127 |
| 7.6.2 公有化についての方針 | 128 |
| 7.7 出土遺物の保存と管理 | 128 |
| 8. 史跡の活用 | 131 |
| 8.1 活用の方向性 | 131 |
| 8.2 活用の方法 | 131 |
| 8.2.1 公開活用 | 131 |
| 8.2.2 普及・啓発事業の実施 | 131 |
| 8.2.3 情報発信 | 131 |
| (1) 多様な情報発信方法の検討 | 131 |
| (2) 史跡入の沢遺跡のパンフレットの発行 | 132 |
| (3) ボランティアガイドなどの人材育成 | 132 |
| (4) 調査研究情報の発信 | 132 |
| 8.2.4 関連施設等との連携 | 132 |
| 9. 史跡の整備 | 133 |
| 9.1 整備の方向性 | 133 |
| 9.2 整備の方法 | 133 |
| 9.2.1 保存のための整備 | 133 |
| 9.2.2 活用のための整備 | 133 |
| 10. 運営・体制の整備 | 135 |
| 10.1 運営・体制の方向性 | 135 |
| 10.2 運営・体制の整備の方法 | 135 |

| | | |
|------------|--|------------|
| 10.2.1 | 調査・研究体制の連携強化 | 135 |
| 10.2.2 | 史跡の管理体制 | 135 |
| 10.2.3 | 行政内の関係部局との連携強化 | 135 |
| 10.2.4 | 市民との協同体制 | 135 |
| 10.2.5 | 事業の評価及び検証体制 | 136 |
| 11. | 施策の実施計画の策定・実施 | 137 |
| | 【1期】 | 137 |
| | 【2期】 | 140 |
| | 【次期計画の想定】 | 144 |
| 12. | 経過観察 | 146 |
| | 引用文献・資料等 | 147 |
| | 参考資料 | |
| 1. | 史跡入の沢遺跡保存活用計画策定にかかわるワークショップについて | 1 |
| 2. | 史跡入の沢遺跡保存活用計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について | 2 |

1. 計画策定の経緯と目的

1.1 計画策定の経緯

史跡入の沢遺跡は、宮城県北西部の岩手県と秋田県に接する栗原市に位置し、中心市街地にある栗原市役所から北東約 3.4 km の地点に所在する。奥羽山脈から派生する陸前丘陵の一部である、標高 49m の築館丘陵上に位置し、北上川水系の河川である迫川（一迫川）と二迫川によって挟まれた丘陵のうち、最も南側の丘陵先端部に立地する。遺跡の範囲は南北 430m、東西 450m である。

「一般国道 4 号築館バイパス」の建設計画に伴い、宮城県教育委員会により発掘調査が実施された。平成 26 年度（2014）の発掘調査において、本遺跡が丘陵頂部に立地する古墳時代前期後半の大規模集落跡で、周囲が材木を立て並べた塀と大規模な溝に囲ま

れていること、さらに溝の外側に土塁が造られていた可能性を示す盛土の痕跡が確認されたことから、防御性を強く意識した集落であったと結論付けられた。

このような遺跡は周辺地域には見られないもので、防御集落が造られた背景には、当地域がヤマト政権と異なる北方の続縄文文化との境界領域であったことが関係したものであると考えられた。

また、大規模な溝の内側に建てられた竪穴建物跡群は、その多くに焼失の痕跡が認められ、これらの焼失竪穴建物跡から銅鏡・鉄製品・装身具など、通常、古墳時代前期の大型古墳に副葬されるような各種遺物が大量に検出されたことから、この地が古墳時代前期後半におけるヤマト政権の支配が及ぶ最北の地であり、「倭」と北方世界との関係性など、ヤマト政権の東北政策を考えるうえで重要な位置を占める遺跡であると考えられている。

国道建設計画に端を発した発掘調査は、誰も予想し得なかった入の沢遺跡の姿を明らかにすることとなり、調査成果の公表によって遺跡の現状保存の機運が高まった。

このような経緯により、平成 29 年（2017）10 月 13 日、入の沢遺跡は国指定史跡に指定され、宮城県においては 35 例目、栗原市においては 5 例目の史跡となった。

栗原市では、先人が残してくれた貴重な文化遺産としてより価値を高め、確実に次世代に継承していくとともに、地域の歴史文化の理解につなげるため、「史跡入の沢遺跡」の保存活用計画を策定することとした。令和 2 年度（2020）計画策定に着手し、本計画の内容等必要な事項を検討するため、「史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会」を設置、令和 3 年度



図 1.1 栗原市と入の沢遺跡の位置

1. 計画策定の経緯と目的

(2021) に「史跡入の沢遺跡保存活用計画」を刊行した。

1.2 計画策定の目的

史跡の指定を受け、大溝やその内側に平行して造られた材木堀に囲まれた極めて高い防御性を備えた古墳時代前期後半の大規模集落跡としての本質的価値と構成要素である遺構・遺物等を把握し、これまで以上に適切な保存と価値の顕在化及び活用を図る必要がある。また、この遺跡の文化財的な特性を損なうことなく、よりよい状態で後世に引き継ぐ必要がある。

それゆえ本計画は、史跡入の沢遺跡を適切に保存したうえで、地域に根ざした形で活用するための将来像を提示することを目的として策定する。将来的には、本計画をもとに、史跡の適切な保存と管理及び、来訪者への公開・活用を図るうえで不可欠な環境整備を計画的に推進することに繋げていく。広く史跡入の沢遺跡の周知、活用を図り、それらを実現するための方法を示すことで行政上の指針として位置付けられるものである。

1.3 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては、考古学、公園緑地学、経済地理学の分野の学識経験者及び地域の代表からなる「栗原市史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、計画の内容について指導を受けるとともに、文化庁や宮城県教育委員会から助言を受けた。また、オブザーバーとして史跡指定地の一部の所有者である国土交通省に会議への協力を得ることで情報共有を行った。

1.3.1 委員会組織

(1) 委員

委員長：白鳥 良一（学識経験者：元宮城県教育庁文化財保護課長・考古学）

副委員長：佐藤 繁美（市民代表：栗原市文化財保護審議会会長）

委員：辻 秀人（学識経験者：東北学院大学文学部教授・考古学）

藤澤 敦（学識経験者：東北大学総合学術博物館教授・考古学）

舟引 敏明（学識経験者：宮城大学事業構想学群教授・公園緑地学）

柳井 雅也（学識経験者：東北学院大学教養学部教授・経済地理学）

高橋 金作（市民代表：築館花の木行政区長）

菅原 勝（市民代表：富野地域づくり協議会会員）

*敬称略

(2) オブザーバー

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

文化庁 文化財第二課 史跡部門

宮城県教育庁 文化財課 保存活用班

(3) 事務局

栗原市教育委員会 文化財保護課 文化財係

1.3.2 委員会開催経過

(1) 第1回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会

開催日：令和3年2月26日（金）午後1時30分～午後3時30分

場所：栗原市役所金成庁舎 201 会議室

出席委員：白鳥委員、辻委員、藤澤委員、舟引委員、佐藤委員、高橋委員、菅原委員
委嘱状交付

内容

協議（1）委員長・副委員長の選任について

（2）委員会の体制、役割について

（3）保存活用計画の策定について

（4）保存活用計画の素案について

(2) 第2回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会

開催日：令和3年3月16日（火）午後1時30分～午後3時30分

場所：栗原市役所金成庁舎 201 会議室

出席委員：白鳥委員長、佐藤副委員長、辻委員、藤澤委員、舟引委員、柳井委員、
高橋委員、菅原委員

内容

協議（1）保存活用計画の素案について

（ア）「史跡の本質的価値」について

（イ）「現状と課題」について

（ウ）素案全体についての確認

（2）令和3年度の計画について

（ア）令和3年度作成の素案の構成について

(3) 第3回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会

開催日：令和3年9月2日（木）午後1時15分～午後4時20分

場所：栗原市役所金成庁舎 201 会議室

1. 計画策定の経緯と目的

出席委員：白鳥委員長、佐藤副委員長、辻委員、藤澤委員、舟引委員、柳井委員、高橋委員、菅原委員

内 容

協議 (1) 第2回委員会内容確認について

(2) 保存活用計画の素案について

(ア)「第1章計画策定の経緯」から「第5章現状と課題」までの修正部分について

(イ)「第6章保存活用の大綱・基本方針」について

(ウ)「第7章保存・管理」について

報告 (1) 史跡入の沢遺跡保存活用計画策定に伴うワークショップの開催について

(4) 第4回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会

開催日：令和3年11月19日（金）午前9時30分～午前11時50分

場 所：栗原市役所金成庁舎 201 会議室

出席委員：白鳥委員長、佐藤副委員長、辻委員、藤澤委員、舟引委員、柳井委員、高橋委員、菅原委員

内 容

協議 (1) 第3回委員会内容確認について

(2) 保存活用計画の素案について

(ア)「第1章 計画策定の経緯」から「第7章 保存・管理」までの修正部分について

(イ)「第8章 活用」について

(ウ)「第9章 整備」について

(エ)「第10章 運営・体制の整備」について

(オ)「第11章 施策の実施計画の策定・実施」について

(カ)「第12章 経過観察」について

(5) 第5回 史跡入の沢遺跡保存活用計画検討委員会

開催日：令和4年2月25日（金）午後1時30分～午後3時30分

場 所：栗原市役所金成庁舎 201 会議室

出席委員：白鳥委員長、辻委員、藤澤委員、舟引委員、柳井委員、菅原委員

内 容

報告 (1) パブリックコメントの結果について

(2) 史跡入の沢遺跡保存活用計画最終案について

協議 (1) 史跡入の沢遺跡保存活用計画の承認について

1. 計画策定の経緯と目的

第1回～第4回までの検討委員会を通して、本計画の素案、原案の確認と検討を行い、最終回となる第5回委員会においてこれまで検討された計画案について総括するとともに、計画書の内容を確認し、計画内容の承認を得た。

1.4 他の計画との関係

本計画に係る栗原市の上位計画として「第2次栗原市総合計画」、「栗原市教育大綱」があり、関連計画として「栗原市都市計画マスタープラン」がある。本計画は、これらの計画と整合を図ったうえで「史跡入の沢遺跡保存活用計画」として策定する。当該史跡の保存・活用・整備は、上位計画や関連計画との連携、整合を図りながら推進する必要がある。

1.4.1 法的規制及び関連法規

(1) 関連法規及び条例等

(ア) 文化財保護法

文化財保護法は昭和25年(1950)5月30日に制定された、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」とした法律(「第1章総則」の第1条)である。この法律では、「文化財の所有者及びその他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」と定められている。また、「史跡の所有者は、当該史跡の管理及び復旧に当たるものとする」とこの法律により定められている。

この中で、史跡入の沢遺跡は、埋蔵文化財包蔵地と史跡の両方に該当する。埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う場合、「第6章 埋蔵文化財」の93条および94条が適用される。史跡の指定、管理、復旧、現状の変更等については、「第7章 史跡名勝天然記念物」の第109条から第133条に規定されている。また、史跡指定地内において、現状を変更する際、またはその保存に影響を及ぼす行為をおこなう場合には文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、その権限に属する許可事務の一部については、栗原市にその権限が移譲されている。

なお、栗原市では「文化財保護法第182条第2項」の規定に基づき、文化財保護法及び宮城県文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)の規定による指定を受けていない文化財で、市内に所在し、市にとって重要なものに対して、その保存及び活用に必要な措置を講じることとしている。

これをもって、市民の郷土文化に対する理解を深めるとともに、市内の文化財の保存及び、活用を図ることで市民の文化的向上に資することを目的として、栗原市文化財保護条例(平成17年4月1日条例第128号)を定めている。

1. 計画策定の経緯と目的

(イ) 都市計画法

都市計画法は、『都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的』（第1章「総則」、第1条「目的」）とした法律である。

史跡入の沢遺跡の立地するエリアは栗原市の都市計画区域内にあり、当初の史跡指定範囲内に、一般国道4号築館バイパス整備事業に伴う、都市計画道路に位置付けられた土地が存在することから、今後、地域に根ざした形で史跡を適切に保存するための検討が必要である。

用途地域に関しては、用途の指定がない地域であるため、面的な土地利用における建築制限等が少ない地域である。

(ウ) 森林法

森林法は、「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的」（第1条）に、昭和26年（1951）に定められた、森林の生産力向上を目的とした森林行政の基本となる法律である。

史跡入の沢遺跡の立地するエリアは地域森林計画の対象地であり、伐採や林地以外の土地の形質変更にあたっては、該当法令に基づく手続きが必要となる。

(エ) 栗原市文化財保護条例

本条例は、「栗原市内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的」とするものである。

(2) 上位計画及び関連計画

(ア) 第2次栗原市総合計画（平成28年度（2016）策定）

平成17年（2005）4月1日に誕生した栗原市は、栗原市総合計画（平成19年度～平成28年度）を策定し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりについて、長期的展望をもって進めてきた。現在、平成29年度（2017）から令和8年度（2026）までを計画期間とする、第2次栗原市総合計画のもとで、これまでの行政・財政基盤をさらに強化し、市民との協働によるまちづくりを継続しながら、少子高齢化による急激な人口減少や大規模な自然災害等といった、これまで経験をしたことがないような社会情勢の変化にも揺るがない、持続可能な都市を目指している。

本総合計画は、市の最上位計画として位置づけられている。また、市が目指すまちの将来像の実現に向けた方向性を示すものであり、市民参画と行政との協働によるまちづくりのための共通目標や取り組みの方向性を示す指針となるものである。

1. 計画策定の経緯と目的

計画の構成は、基本構想（目指すべきまちの姿（将来像））、基本計画（将来像を実現するための取り組み）、実施計画（具体的な取り組み）の3部構成となっている。

基本構想は、計画期間を10年。基本計画は、施策体系を示す計画として前期の5年と後期の5年。実施計画は、基本計画に基づいて、社会情勢や予算と連動させて、2年間の計画として毎年度計画の見直しを行う。

この中で、本計画にかかわる部分を抜粋し、下記に記述する（第2次総合計画本文から）。

将来像Ⅰ 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

方針2 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します

施策③ 栗原の歴史遺産や地域の伝統文化を守り、次代に継承します

現状と課題 / 文化財は、先人の残した貴重な遺産であることから、適切な保護・保存を行い活用していくことが求められています。

具体的な取り組み / 文化財の保護・保存と活用

文化財の調査研究を実施し、文化財の保護・保存の支援と、保存活用に必要な事業を展開します。

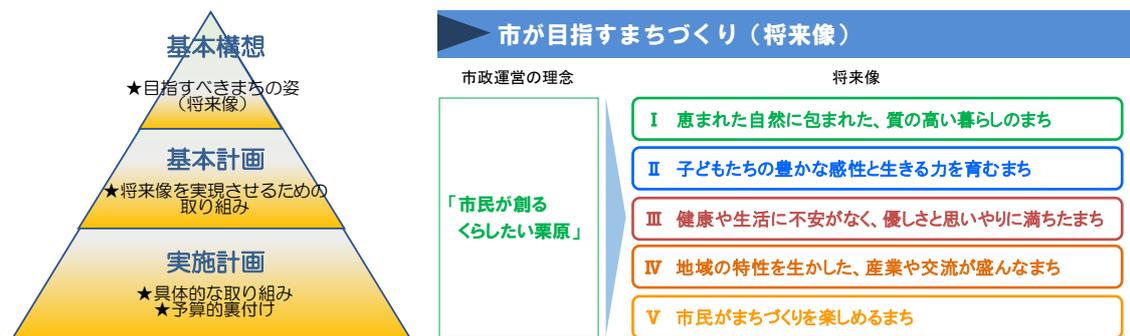


図 1.2 「第2次栗原市総合計画」の構成（左）とまちづくりの将来像（右）

（「第2次栗原市総合計画 概要版より抜粋」）

（イ）栗原市都市計画マスタープラン（平成20年度（2008）策定、令和3年度（2021）改定）

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に位置づけられており、広域的な視点から都市の将来像を描き、土地利用のあり方や道路等の整備方針を市町村が定めるものである。

本マスタープランは、「栗原市総合計画」や「栗原市国土利用計画」などの市の上位計画に即し、関連計画と調整を図りながら策定されている。また、住民の意見を反映させながら、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すものであり、その構成

1. 計画策定の経緯と目的

は、目指すべき将来像とその実現に向け、土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」、都市計画区域や地理条件、日常生活圏の範囲などから区分した区域毎の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」、そしてそれらの方針を実現化させるための基本方針、考え方、それに伴う事業・取り組みを示す「実現化方策」で構成されている。

本マスタープランの位置づけや各種計画との関連、活用の考え方は次のとおりである。

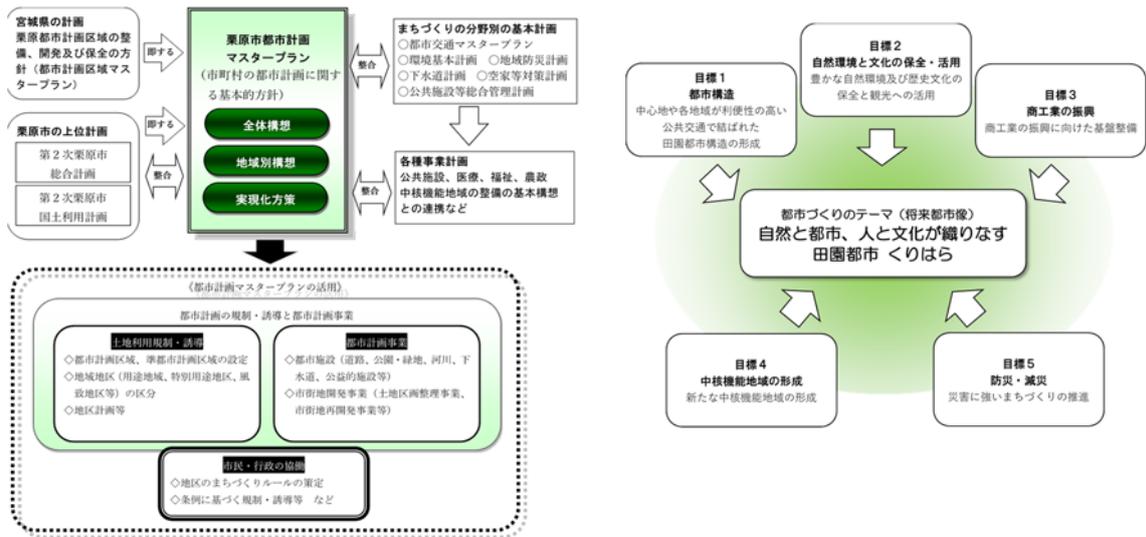


図 1.3 「栗原市都市計画マスタープラン」の計画の位置づけ (左) と都市づくりのテーマの概念 (右) (「栗原市都市計画マスタープラン」より抜粋)

本市の都市づくりのテーマは、上位計画等における都市づくりの理念、本マスタープランにおける都市づくりの目標等を踏まえて、『自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら』と設定している。

なお、テーマの設定にあたっては、市民懇話会及び庁内策定委員会での検討、協議を経て定めている。

(ウ) 新市建設計画「栗原市まちづくりプラン」(平成 16 年度 (2004) 策定、平成 26 年度 (2014)・平成 29 年度 (2017) 変更)

10 町村合併後の新市建設のための将来像を示す、まちづくりの基本的な指針として策定された計画である。その後、東日本大震災の発生を受け、合併特例債を活用できる期間が 10 年間延長されることとなったため、平成 26 年度 (2014) に計画期間を令和 7 年度 (2025) まで延長し、財政計画をこの延長に合わせた内容に変更した。さらに、平成 28 年度 (2016) に「第 2 次栗原市総合計画」を策定し、また、「栗原市公共施設等総合管理計画」の策定に

1. 計画策定の経緯と目的

において「財政計画」を新たに作成したことから、平成 29 年度（2017）にこれらの計画との整合性を図るとともに、各計画の主要事業と具体的な取り組みにあわせた内容に変更している。

この中で、本計画にかかわる部分を抜粋し、以下に記述する。

教育・文化振興分野 基本方針：地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち

施策目標：地域に根付いた芸能・文化のまちづくり

施策の方針：伝統・文化の継承と創造

事業名：地域文化活動の推進

事業概要： ・自然資源の保全や文化財保存修理事業の推進

- ・ 史跡等活用事業の検討
- ・ 郷土博物館等の整備検討
- ・ 遺跡、埋蔵文化財の発掘調査の促進
- ・ 郷土芸能保存の支援
- ・ 芸術展や美術展などの開催

（エ）第 2 次栗原市環境基本計画（平成 29 年度（2017）策定）

この計画は、栗原市のまちづくりの指針となる栗原市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画の中で最も上位の計画と位置付けられている。それゆえ、第 2 次栗原市総合計画に加え国や県の関連計画との整合を図りながら、より良いまちづくり、環境の保全及び創造の推進を図っていくものである。計画期間は平成 30 年（2018）から令和 9 年（2027）の 10 年間である。

この計画を担保する栗原市環境基本条例の中で、「永い年月をかけ、先人から継承してきた貴重な歴史的、文化的遺産及び景観を保護し、その中から人間と自然が調和することの大切さを学び、それを発展させること」が基本理念の一つに掲げられ、市の責務、市民、事業者、滞在者の役割を明確にすることで、環境の保全に向けた行動を促進させるものである。

◇ 宮城県地域森林計画

本計画は、宮城県知事が森林法第 5 条のもと、「全国森林計画」に即して、5 年ごとに 10 年を 1 期として立てる計画である。森林の多様な機能が十分発揮されるよう森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示すものであり、「栗原市森林整備計画」の指針となるものである。

1. 計画策定の経緯と目的

(オ) 栗原市森林整備計画（平成 25 年度（2013）策定）

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市が 5 年ごとに作成する 10 年間の計画である。地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林施業に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。栗原市は平成 26 年度（2014）から令和 6 年度（2024）を計画期間とした「栗原市森林整備計画」を策定している。

栗原市の総面積（80,493 ha）のうち、55 %（44,337 ha）を森林が占めており、その森林面積のうち 68 %（30,240 ha）が民有林である。この民有林は「地域森林計画」の対象となる「地域対象計画民有林」であり、「水源の涵養機能の維持増進」、「災害防止及び土壌の保全の維持増進」、「快適な環境形成機能の維持増進」、そして「保健文化機能の維持増進」を図るために森林施業を推進する森林を指す。

この中で、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は自然景観や歴史的風致の形成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。これらの森林には、保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の高い森林が含まれる。

(カ) 栗原市教育等の振興に関する施策の大綱（平成 27 年度（2015）策定、平成 30 年度（2018）・令和 3 年度（2021）変更）

本大綱は、「栗原市総合計画」に掲げる「市民が創る くらしたい栗原」の実現のために、「まちづくりはひとつづくりから」という基本的な考え方に立ち、地域・学校・家庭が一体となって、次代を担う子どもたちの主体性、社会性、創造性を育み、豊かな感性とたくましく生きる力を育てる教育の充実を図るとともに、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続けられる環境の形成と、栗原の誇れる歴史・文化の継承を目的とした「学府くりはら」の構築をめざすための方針をまとめたものである。

栗原市総合計画の 5 つの基本方針の一つである、「I. 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち」を形成するために、「2 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくり」を方針の一つとして掲げており、「① 市民による多様な文化芸術活動の支援」、「② 市民が自主的に生涯学習を楽しめる環境づくりの推進」、そして、「③ 栗原の歴史遺産や地域の伝統文化の保護と継承」を具体的な柱として推進している。

特に、あらゆる世代のライフステージに応じた学習のための環境整備に努めると同時に、地域の伝統や歴史・文化の継承と文化財の保存・活用を推進し、地域の活性化を図ることにつなげていく。

1. 計画策定の経緯と目的

史跡入の沢遺跡に係る「保存活用計画策定事業」や「整備活用事業」、その他、市域の遺跡、文化財建造物等に関連する調査、保存、活用等に向けた事業等を本大綱で掲げる方針の下、進めていく。

(キ) 栗原市都市交通マスタープラン（平成20年度（2008）策定、令和3年度（2021）改定）

本マスタープランは、栗原市都市計画マスタープランにおける市の将来像実現のための交通面での施策を定めるものであり、自動車依存率の高い栗原市の様々な交通課題を把握し、効率的で円滑性のある誰もが利便性を感じることができる交通を実現するための目標を定めたものである。

目標実現のための基本方針において、「ゆとりと潤い、地域を感じられる道づくり」を掲げており、市域の自然的、歴史的資源を財産として保全・継承に努めながら、それらとふれあう観光・レクリエーション空間の環境整備により、主要観光地を連絡するネットワークの整備を行うとともに、周辺の自然、歴史環境と景観に配慮した道づくりをすすめている。

| ③ ゆとりと潤い、地域を感じられる道づくり | | |
|--|---|--|
| 【基本的考え方】 本市の特徴的な自然・歴史的環境に配慮した道路整備を進めます。 | | |
| 項目 | 取り組み方針 | 取り組み内容 |
| ⑭ 景観に配慮したみちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 環境との調和や、個性・魅力あるまちづくりのために、特に景観に配慮したみちづくりを行います。 歩きやすい空間修景施設等のための空間確保等が必要な道路の整備を進めます。 | ○商店街など沿道土地利用と調和した道路修景空間の整備 |
| ⑮ 自然歴史的資源の保全・活用に向けたみちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約湿地「伊豆沼・内沼」等を有している良好な自然・農地の環境保全と活用推進に向け、必要となる道路整備を推進します。 広域的な集客のある栗駒山、伊豆沼・内沼、花山湖の各周辺、及び細倉メインパークなどへのアクセス道路の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境に配慮した道路整備 ○田園観光都市づくりのための道路整備 |

図 1.4 「栗原市都市交通マスタープラン」の基本方針（一部）
（『栗原市都市交通マスタープラン』より抜粋）

(ク) 宮城県文化財保存活用大綱（令和2年度（2020）策定）

平成30年（2018）6月に改正され、平成31年（2019）4月に施行された文化財保護法により、各都道府県教育委員会は、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を策定することになった。

1. 計画策定の経緯と目的

宮城県教育委員会は、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むという法改正の趣旨を踏まえ、文化財の保存と活用に関わる全ての関係機関及び関係者に対して、本県の文化財の保存と活用の基本的な方針や方向性を示すことで、県や市町村、県民が同じ方向性の元で連携・協力しながら文化財の保存・活用に取り組むことができるようにするため、令和3年（2021）3月に「宮城県文化財保存活用大綱」を策定した。

本大綱の中で、文化財の保存環境及び保存を行う地域社会からなる「文化環境」の理解、共有、維持・創出が文化財を取り巻く課題解決につながると考え、『永続的な文化環境の維持と創出～知って、活かして、伝える文化財～』を宮城県における文化財の保存・活用の基本理念として掲げた。そして、この基本理念を実現するために、下記4つの方針を掲げ、文化財の関係者と共有したうえで、一体となって文化財の保存・活用に取り組んでいる。

- ・ 方針1 文化財を守り育む土台を作る
- ・ 方針2 文化財を適切に理解する
- ・ 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む
- ・ 方針4 文化財の災害対応力を高める

（ケ）史跡伊治城跡 整備基本計画（平成29年度（2017）策定）

本計画は、先行計画である『国史跡伊治城跡保存管理計画』や『史跡伊治城跡整備基本構想』を土台とし、史跡伊治城跡の整備活用について策定した基本計画である。伊治城跡の歴史的意義を踏まえ、「奈良時代後半における律令国家北方最前線の城柵」をコンセプトのもと、①「律令国家の東北経営～移民と蝦夷の交流」、②「律令国家と蝦夷の戦い～伊治公咎麻呂の乱」、③「律令国家の北への拡大～多賀城から胆沢城・志波城へ」をテーマとして、調査研究成果にもとづく整備と活用を進めるための基本的な考え方とその方策について示している。

1.5 計画の実施

1.5.1 計画の実施・発行の日付・計画の見直し

本計画の策定にあたり、栗原市は関係者、関係機関、関係部署等への周知に努めるものとする。また、本計画は令和4年（2022）4月1日から令和14年（2032）3月31日までの10年間を計画期間とし、今後の学術調査・研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。その際には所有者並びに関係者等と協議を図り、お互いの合意に基づいて進めることとする。計画の内容を変更する際には、文化庁及び宮城県教育委員会の指導・助言を仰ぎながら、合意を形成のうえで、変更するものとする。

1.5.2 作成者

栗原市教育委員会

1.5.3 計画対象範囲

入の沢遺跡は、古墳時代前期後半の集落跡が所在する丘陵平坦部及び周囲の斜面を含む史跡指定地と、その周囲に広がる埋蔵文化財包蔵地としての「入の沢遺跡」によって構成されている。これらは一体として入の沢遺跡の景観を形成しており、史跡をとりまく埋蔵文化財包蔵地についても、史跡入の沢遺跡の価値を支える重要な要素として保護・活用していくべきものである。

以上のことから、本計画では、史跡範囲を含む入の沢遺跡の範囲並びに公有化を予定している史跡指定地内への導入路等の利用予定範囲を計画対象範囲とする。計画対象範囲については図 1.5 に示す。

1. 計画策定の経緯と目的

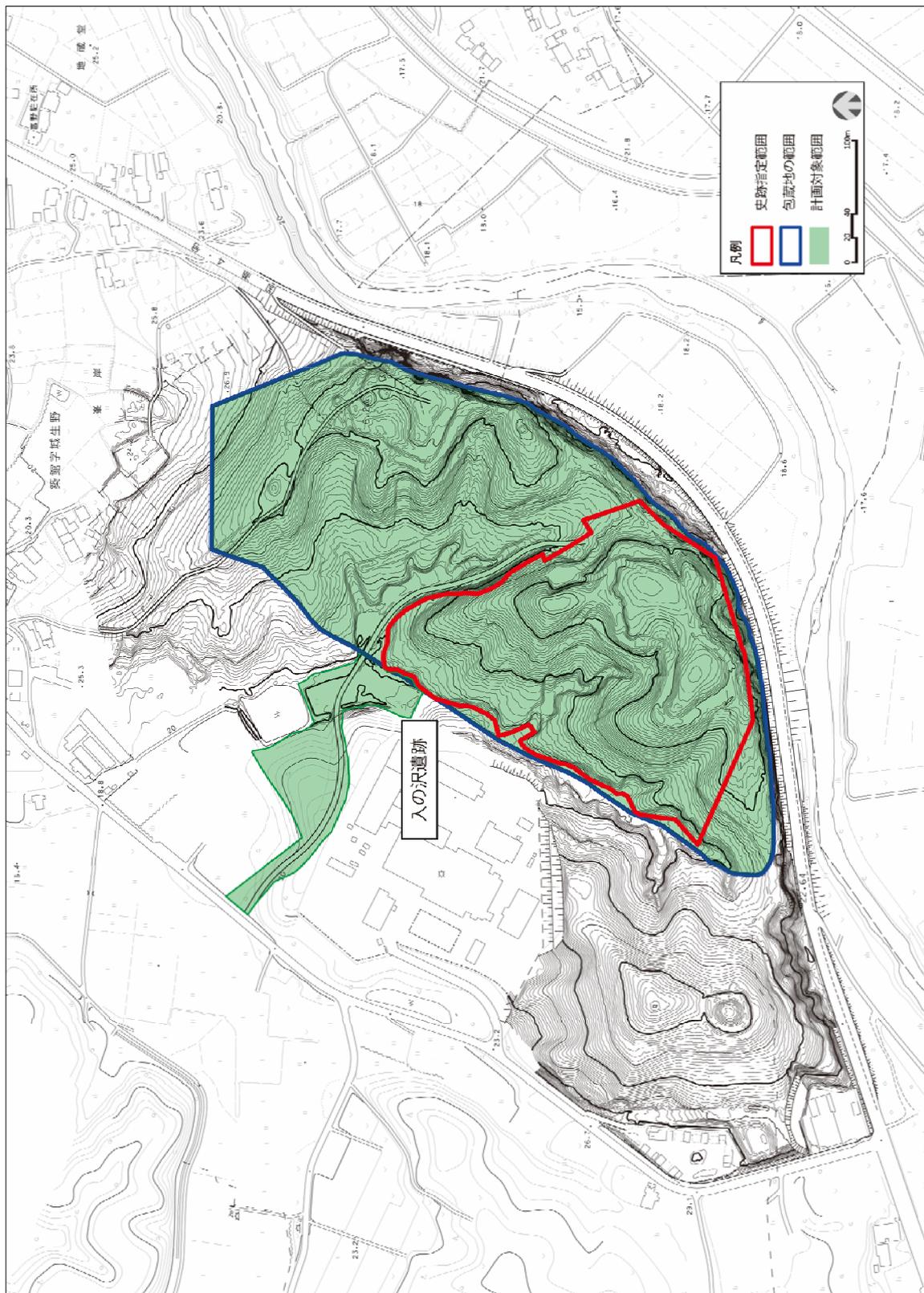


図 1.5 計画対象範囲

1.6 史跡の周辺環境

1.6.1 自然環境

(1) 位置

栗原市は、宮城県の北西部に位置し、北部は岩手県、北西部は秋田県と境界を接している。最高地点は、奥羽山脈に属する市域北西隅に位置する栗駒山（標高 1,626m）であり、その周辺には虚空蔵山（標高 1,409m）、大地森（標高 1,173m）がそびえる。

市域には奥羽山脈から流れ下る北上川水系の一級河川である、迫川・二迫川・三迫川・小山田川が東に流れ、旧迫川の支流が貫流している。それら河川及び、支流の先端は、奥羽山脈の東麓に源を発する河川や沢によって樹枝状となっている。

市域北西部は山地、中部・南東部では河川沿いの低地と丘陵線が東西に伸びて入り混じる。低地部分は、ほとんどが水田として利用されている。

市の面積は、804.97 km²（令和 2 年時点）であり、宮城県で最も広大な面積を有し、その約 8 割が森林、原野、田畑で占められている。

(2) 地形・地質

栗原市の標高は 20m から 1,626m で、東側に北上山地、西側に奥羽山脈が南北に走る。北上川水系の河川（迫川、二迫川、三迫川）である迫川と江合川によって形成された沖積地（迫川低地）、そこから市北西部に向かって、丘陵地、山地へと続く。迫川をはじめとする多くの一級河川やそれらの支流が栗駒山やその周辺の丘陵地から仙台平野に向かって東に流れており、これらの流域は最終氷期の約 2 万年以降に河川が運んできた砂や粘土などの堆積物で形成されている。特に、迫川と北上川が合流する一帯の低地は、大規模な氾濫原として知られ、数多くの大小の低地湖沼がみられた。現在は、河川改修や干拓などによって埋め立てられ、ほとんどが姿を消し、わずかに伊豆沼や内沼などの湖沼が残っている。

河川流域には、泥や砂、礫などが堆積しており、山地から丘陵地にかけては、火山性岩石や砂岩などで被覆されている。また、栗駒山山頂付近は、新期安山岩質岩石で覆われている。

栗原市は、市全域が平成 27 年（2015）に「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されている。また、市域の栗駒山は、岩手県、宮城県、秋田県にまたがる大規模な山岳国定公園である「栗駒国定公園」の一つとして指定され、自然が良く残る。

隣接する登米市にまたがる伊豆沼・内沼は 491ha の沼であるが、越冬する水鳥の生息地として保護するため、昭和 42 年（1967）に「伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地」として国の天然記念物に指定され、その後、昭和 57 年（1982）に国指定伊豆沼鳥獣保護区（集団渡来地）に指定、さらに昭和 60 年（1985）には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称、ラムサール条約）」に登録された。伊豆沼・内沼は、国内で 2 番目の登録湿地である。

築館丘陵は、迫川と江合川に挟まれており、西から東へ緩やかに標高を下げながら迫川低地へと連なり、その先端部は、奥羽山脈の東麓に源を発する河川や沢によって、さらに多く

1. 計画策定の経緯と目的

の小丘陵に分かれている。史跡指定地は、その築館丘陵の先端部に所在し、その地質は、新第三紀中新世前期（約 2,000 万年前）から鮮新世（約 600 万年前）に仙台周辺の広い地域に生じた火山活動による火山碎屑物が堆積したものが基盤となっている。

図 1.6 の史跡入の沢遺跡の周辺の地質図をみると、入の沢遺跡の範囲は、主に砂岩、泥岩、シルト岩及び凝灰岩からなり、層によっては亜炭を挟在する層もあり、これらのような堆積岩で構成されている。

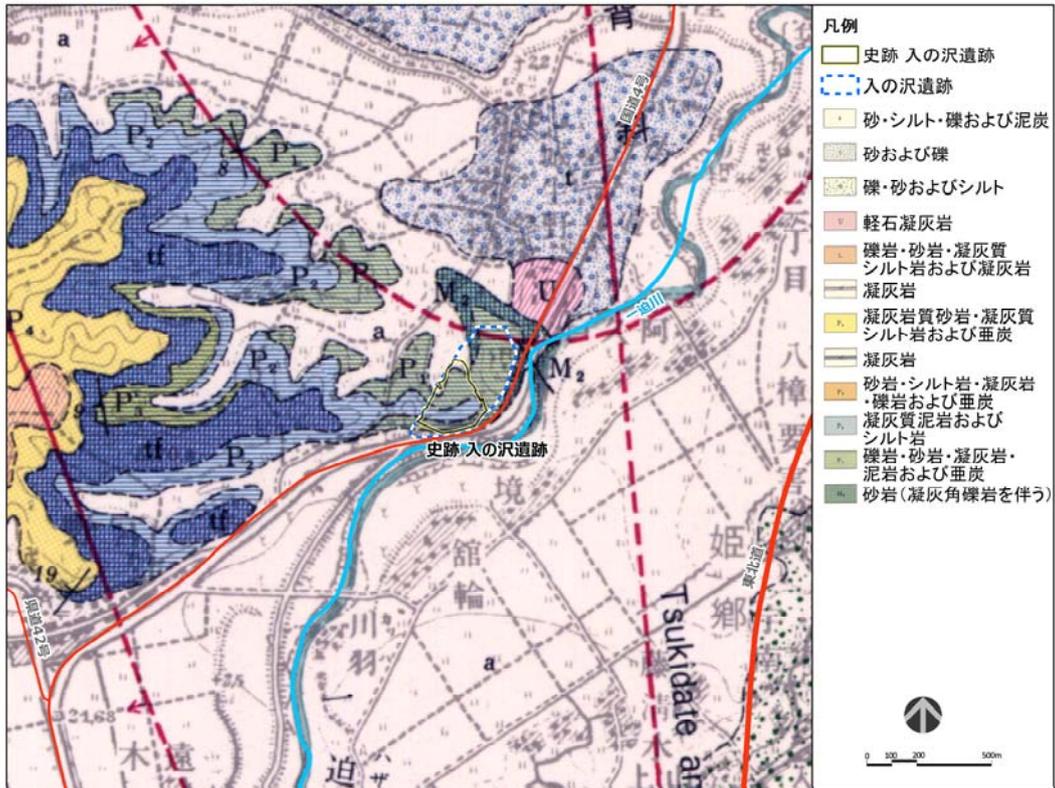


図 1.6 史跡入の沢遺跡周辺の地質状況

(地質調査総合センターの 20 万分の 1 の地質図幅「盛岡」を一部抜粋、一部加工)

(3) 植生

平野は、現在、水田と畑地などの耕地となっており、伊豆沼・内沼などの一部には、かつての水生湿生の植物群落の面影を見ることができる。スギ、アカマツ、ヒノキなどの植林が多い丘陵地は、古くから開発された地域であるが、栗駒山麓の栗駒地区玉山には、イヌブナ林が残されている。

山地では、かつて広大なブナ林に覆われていた部分は、戦後の急激な伐採後、二次的に成立したミズナラ林、ススキ草原、スギやカラマツの植林地や耕作地などになっている。さらに、標高が上がるにつれ、高さ 2m 前後の落葉広葉低木と常緑低木が密に混生する地帯からハイマツ低木林へと変化する。

栗駒山山腹には、世界谷地湿原があり、虚空蔵山の御室の東斜面には、雪田植物群落が発

1. 計画策定の経緯と目的

達している。また、伊豆沼・内沼の沼沢地植物群落や栗駒山の原生林など、12 か所の特定植物群落や多くの巨樹・巨木林が存在する。

史跡が所在する築館丘陵は、宮城県の県土のほぼ中央に位置する他の丘陵と同じく、暖温帯を代表する常緑広葉樹林帯と冷温帯を代表する落葉広葉樹林帯へ移行する推移帯にあたり、中間温帯とも呼ばれる。中間温帯を代表する植生は、モミ・イヌブナ林であり、史跡指定地が所在する築館丘陵もかつては、モミ・イヌブナ林で覆われていたものと思われる。しかし、中間温帯の気候の特徴は、やや温暖であるため、古くから人間の生活の場となっており、このような丘陵地帯の原生林であったモミ・イヌブナ林が繰り返し伐採され、その跡地には萌芽力の強い樹木であるコナラ、クリ、カスミザクラ、ウリハダカエデ、アオハダ、マルバアオダモ、エゴノキ、マンサクなどからなるコナラ群落が発生したと考えられる。コナラ群落は古くから雑木林と呼ばれ、薪炭林として利用され、里山の代表的な景観をつくり、広く親しまれている二次林である。

このように入の沢遺跡の範囲は、主にコナラ群落で覆われているが、遺跡の北東部分には一部、スギ、ヒノキ、サワラの植林地となっている。

史跡周辺をみると、この丘陵の山稜部などで、表土が浅く乾燥しやすい所にはアカマツ二次林が成立している。



図 1.7 史跡入の沢遺跡周辺の植生状況

(環境省生物多様性センター提供の縮尺 1/25,000 植生図(宮城県)の GIS データ(シェープファイル)を基に作成、一部加工)

1. 計画策定の経緯と目的

(4) 気候

栗原市の気候は、一般的に内陸型気候で、年間平均気温は、平野部で 11.08 度、山間部で 8.31 度と、年間を通して 2~3 度程度の差があり、降水量は、平野部で年間 105.83 mm、山間部で 203.71 mmとなっている。降雪量については、栗駒山に近い北西部は冬場、雪が多く、大崎平野に連なる南東部では雪が少なく、温暖である。

また、夏場の一時期を除いて、その他の時期のほとんどは、西または西北西からの風が吹く。

表 1.1 は栗原市における、気温と降水量の年間平均値である。

表 1.1 栗原市の気候 (平均値) (単位: 度 (気温)、mm (降水量))

| 気温 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 最高気温 | 3.9 | 4.8 | 8.7 | 15.4 | 20.3 | 23.4 |
| 平均気温 | -0.6 | 0.1 | 3.3 | 9.1 | 14.4 | 18.3 |
| 最低気温 | -5.0 | -4.6 | -1.8 | 3.0 | 9.2 | 14.2 |
| 降水量 | 37.3 | 37.5 | 69.3 | 104.6 | 106.3 | 137.4 |

| 気温 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年間 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|------|---------|
| 最高気温 | 26.5 | 28.5 | 24.3 | 18.9 | 12.6 | 6.9 | 16.2 |
| 平均気温 | 21.8 | 23.5 | 19.3 | 13.1 | 6.9 | 2.2 | 11.0 |
| 最低気温 | 18.3 | 19.8 | 15.1 | 7.9 | 1.8 | -2.2 | 6.3 |
| 降水量 | 176.9 | 158.0 | 164.0 | 113.9 | 68.2 | 39.2 | 1,212.4 |

※本表は築館地域観測所のデータである。

※気温、降水量は築館地域観測所の 1980 年~2010 年の平均値である。

(5) 土地利用

栗原市は、森林が 54.9%を占め最も広く、次いで田畑が 22%を占めている。住宅地は 2.7%、工業用地は 0.2%となり、市域の多くを森林や農地が占めている。

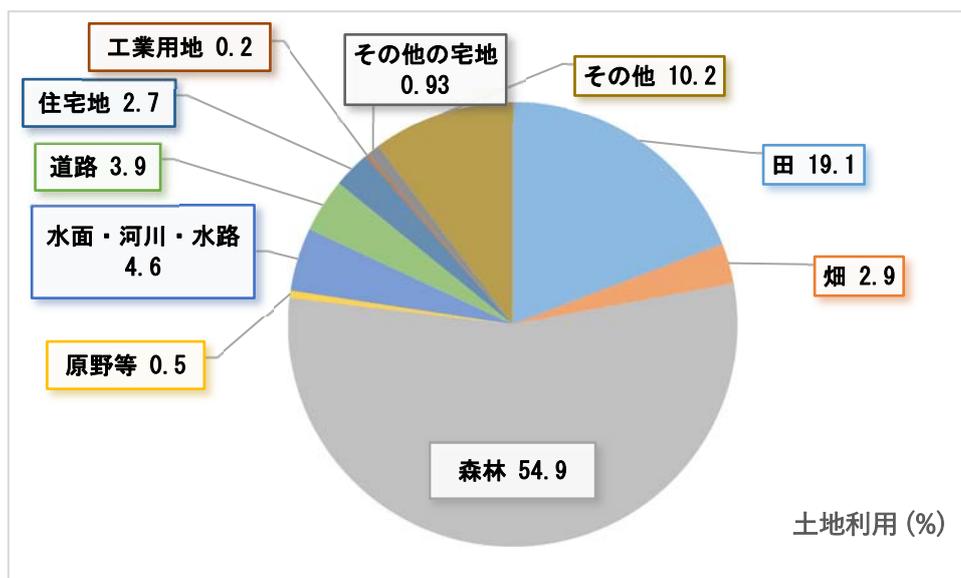


図 1.8 栗原市の土地利用

(令和元年度土地利用の現況と施策の概要 (宮城県国土利用計画管理運営資料) を元に作成)

1. 計画策定の経緯と目的

1.6.2 歴史的環境

(1) 栗原市域の各時代の遺跡

ここでは、栗原市域の縄文時代から近世までの各時代の遺跡について概要を記す。



| No. | 遺跡名 | 種別 | 時代 | No. | 遺跡名 | 種別 | 時代 | No. | 遺跡名 | 種別 | 時代 |
|-----|--------|----------|-------------|-----|--------|-----|-----------|-----|--------|--------|--------------|
| 1 | 入の沢遺跡 | 集落・塚・横穴墓 | 縄文～中近世 | 13 | 下获沢遺跡 | 集落 | 縄文・古代 | 25 | 糠塚遺跡 | 集落 | 弥生・奈良・古墳・平安 |
| 2 | 伊治城跡 | 城柵・散布地 | 旧石器～中世 | 14 | 高田山遺跡 | 散布地 | 縄文・古代 | 26 | 大門遺跡 | 集落 | 縄文・奈良・平安・中世 |
| 3 | 大仏古墳群 | 円墳 | 古墳後・古代 | 15 | 原田遺跡 | 集落 | 縄文中・古代 | 27 | 狐塚遺跡 | 窯跡・集落 | 古代 |
| 4 | 下宮野塚 | 塚・散布地 | 縄文・弥生・古代・中世 | 16 | 源光遺跡 | 散布地 | 縄文・古代 | 28 | 熊谷遺跡 | 集落 | 縄文・古代 |
| 5 | 城下遺跡 | 集落 | 古代・中近世 | 17 | 佐内屋敷遺跡 | 集落 | 縄文・奈良・平安 | 29 | 鶴ノ九郎遺跡 | 集落・館跡 | 縄文晩・弥生～近世 |
| 6 | 栗原寺跡 | 寺院 | 古代・中世 | 18 | 木戸遺跡 | 集落 | 縄文中・古代 | 30 | 吹付遺跡 | 集落 | 古代 |
| 7 | 長者原遺跡 | 集落 | 古墳前・中・古代 | 19 | 鱒沢遺跡 | 集落 | 縄文後・古代・中世 | 31 | 宇南遺跡 | 集落・館跡 | 縄文前、晩・弥生～近世 |
| 8 | 泉沢A遺跡 | 集落 | 古代 | 20 | 照越台遺跡 | 散布地 | 縄文・古墳・古代 | 32 | 御駒堂遺跡 | 集落 | 縄文～近世 |
| 9 | 姉齒横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・古代 | 21 | 玉获台遺跡 | 散布地 | 縄文中～晩、古代 | 33 | 山ノ上遺跡 | 集落 | 縄文・古代 |
| 10 | 佐野遺跡 | 集落 | 弥生・古代 | 22 | 嘉倉貝塚 | 集落 | 縄文前～弥生・古代 | 34 | 淀遺跡 | 散布地・集落 | 旧石器・古墳・古代・中世 |
| 11 | 大沢横穴墓群 | 横穴墓 | 古墳後・古代 | 23 | 刈敷治郎遺跡 | 散布地 | 縄文中、晩・古代 | 35 | 大天馬遺跡 | 集落 | 縄文・古代 |
| 12 | 基内屋敷遺跡 | 散布地 | 縄文・古代 | 24 | 刈敷袋遺跡 | 散布地 | 縄文・古代 | 36 | 青野遺跡 | 集落・散布地 | 古墳中・古代 |

図 1.9 入の沢遺跡と周辺の遺跡

(ア) 縄文時代

栗原市域における縄文時代の遺跡は、草創期から確認されている。現在のところ、発掘調査が実施された例はないが、佐野原遺跡、町田館跡周辺（一迫地区）では、大型局部磨製石斧が採集されており、当時の活動の痕跡が確認される。早期になると、「大寺式」の標識遺跡である大寺遺跡（高清水地区）や山ノ神遺跡（一迫地区）、穴ノ原遺跡（花山地区）などで土器の出土が確認されているが、その分布の大部分は、栗原市西部の丘陵部に偏る。

前期になると、遺跡の立地は河岸段丘上にもその分布を広げ、市内東部でも確認されるようになる。本格的な発掘調査が実施された遺跡は少数だが、嘉倉貝塚



図 1.10 縄文時代に関する遺跡の分布（赤枠は入の沢遺跡）

（築館地区）においては、縄文時代前期から中期にかけての集落跡が調査されており、竪穴建物跡や掘立柱建物跡で構成される中央に広場を持つ環状集落が形成され、中期初頭まで続いたことが確認されている。入の沢遺跡では、縄文土器の破片が出土する遺構が、発掘調査で確認されている。遺構の検出が一部にとどまることや、出土した土器片が体部破片のみであることから詳細は不明だが、この時期のものである可能性がある。

中期には、前述した嘉倉貝塚の周辺に、中期後半の遺構が検出された遺跡が分布する。鰻沢遺跡（築館地区）では竪穴建物跡の他、貯蔵穴である袋状ピットが多数検出されている。佐内屋敷遺跡や木戸遺跡（築館地区）では竪穴建物跡が確認されている。また、未調査ながら玉荻台遺跡、照越台遺跡（築館地区）などがある。伊豆沼・内沼の湖沼地帯において、淡水産貝塚が形成され始めるのもこの時期であり、活発な活動の様子がうかがえる。

後期の遺跡は、中期に比べ数が減少するが、市内西部から東部にかけて分布がみられる。また、伊豆沼・内沼周辺の貝塚も増加し、敷味貝塚、館貝塚（若柳地区）では晩期にかけて貝塚が形成される。一方で、市内西部の段丘上に位置する桑畑A遺跡（栗駒地区）では竪穴建物跡が検出されており、丘陵や湖岸、自然堤防上など多様な立地で活動の場を広げている状況が確認される。

晩期の遺跡は、横須賀貝塚（築館地区）などで新たに貝塚が形成されるほか、嘉倉貝塚では墓域が形成され、発掘調査で多数の人骨が検出されている。入の沢遺跡に隣接する伊治城跡の北側には晩期の遺物包含層が確認されている。市内西部においては、自然堤防上に立地する巻堀遺跡や青木畑遺跡、山王圀遺跡（一迫地区）で、豊富な遺物包含層が形成され、特に山王圀遺跡は低湿地遺跡として、編布や籃胎漆器などの有機質遺物が良好に保存されている。これらの遺跡を含む市内の縄文時代晩期の遺跡の多くからは、弥生時代の遺物が出土しており、次の時代へと継続する土地利用のありかたがうかがえる。

1. 計画策定の経緯と目的

(イ) 弥生時代

弥生時代の遺跡は、竪穴建物跡の検出も少なく遺跡の半数以上は時期不明である。採集遺物から弥生時代を通じて活動の場となったとみられる遺跡は、横須賀貝塚、宝領A遺跡、大栗A遺跡（一迫地区）などごくわずかである。一方で弥生時代の遺跡の大部分が縄文時代との複合遺跡であり、縄文時代から継続的あるいは断続的に同じ場所で活動を行ってきたとみられる。自然堤防上に形成された青木畑遺跡や山王圀遺跡も縄文時代から弥生時代へと継続的に営まれた遺跡であると考えられる。

山王圀遺跡については、縄文時代晩期中葉から形成され始めた遺物包含層が弥生時代中期まで継続しており、出土遺物の層位的な検討が可能である。弥生時代には湿地が埋没するため有機質遺物は残っていないが、竪穴建物跡や集落を囲むように配置された溝跡、小児を葬った土器棺などが検出されている。

弥生時代後期の遺跡は、竪穴建物跡が検出された上ノ原A遺跡（一迫地区）が天王山式期の遺跡として知られている。天王山式土器が出土する遺跡は、市内西部の一迫地区や花山地区の丘陵斜面や麓などに多く分布しているが、佐内屋敷遺跡や糠塚遺跡（志波姫地区）など、丘陵や段丘の広い平坦部にも分布が認められ、注目される。

(ウ) 古墳時代

古墳文化の様相が確認できるのは、古墳時代前期後半になってからであり、この頃になると古墳の築造や拠点的な集落の造営が認められるようになる。この時期の遺跡としては、伊治城跡（築館地区）、鶴ノ丸館遺跡、御駒堂遺跡（志波姫地区）、長者原遺跡（栗駒地区）、大境山遺跡（瀬峰地区）、東館遺跡（高清水地区）が挙げられ、竪穴建物跡や方形周溝墓が発見されている。地域の首長に関連する遺構は、入の沢遺跡と伊治城跡で確認されている。

古墳時代中期には、白坂城跡（築館地区）、長者原遺跡、大寺遺跡、東館遺跡で集落が確認されている。また、長者原遺跡、大寺遺跡、東館遺跡、伊治城跡、青野遺跡（築館地区）、糠塚遺跡（志波姫地区）では、祭祀の際に用いられる石製模造品が出土している。特に長者原遺跡では、黒曜石製石器とともに、勾玉形、剣形、有孔円板といった

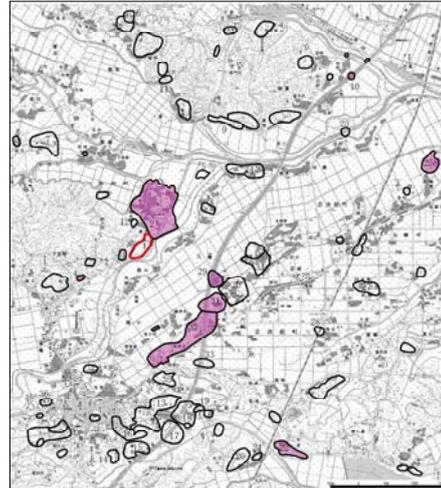


図 1.11 弥生時代に関する遺跡の分布（赤枠は入の沢遺跡）



図 1.12 古墳時代に関する遺跡の分布（赤枠は入の沢遺跡）

1. 計画策定の経緯と目的

石製模造品が、狭い範囲でまとまって出土しており、石製模造品を用いた祭祀が行われた日本列島内最北の例とみられる。さらに詳細な地点は不明ながら、築館地区留場で円筒埴輪の破片が採集されている。周辺に埴輪を伴う古墳が存在していたことが推定される。

古墳時代前期から中期にかけて、大寺遺跡や大境山遺跡、寺浦遺跡（瀬峰地区）、長者原遺跡、青野遺跡では、黒曜石製石器、伊治城跡や清水田遺跡（一迫地区）からは続縄文土器が出土しており、古墳文化と続縄文文化の交流があったものと考えられている。

古墳時代後期の集落は、宮城県内でも確認例が少ない。栗原市域でも古墳時代後期の集落遺跡はこれまで確認されていない。

（エ）飛鳥時代・奈良時代・平安時代

栗原市域の飛鳥時代の遺跡は、確認例がほとんどないが、泉谷館跡（瀬峰地区）が集落遺跡として挙げられる。泉谷館跡の竪穴建物跡からは地元産の土器とともに関東地方の特徴をもつ土器（食膳具、煮炊具）や東北地方北部の特徴をもつ赤彩された土師器が出土している。赤彩された土師器の壺には漆の可能性が高い黒色物質が残存しており、東北地方北部から漆を入れた土器が集落内に持ち込まれていたと想定される。7世紀後半頃になると集落が増加の傾向を示すようになる。御駒堂遺跡からは、関東地方の特徴を持つ土器が出土している。このように、集落跡から出土する他地域の特徴を持つ土器の存在は、当時の交流の状況を反映していると考えられる。

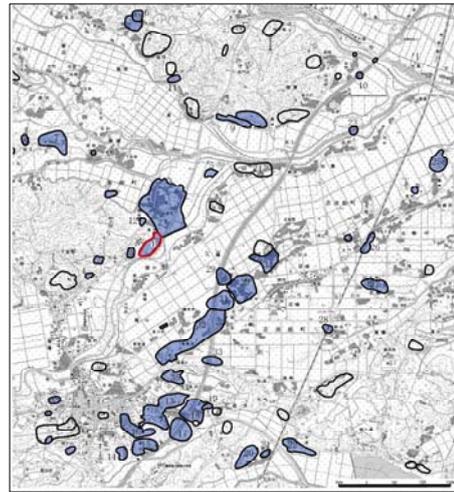


図 1.13 奈良・平安時代に関する遺跡の分布（赤枠は入の沢遺跡）

奈良時代になると集落はさらにその数を増す。引き続き集落が営まれた御駒堂遺跡では、この時代にも関東地方の土師器と類似する特徴をもつ土器群が出土しているほか、さらに、竪穴建物跡の構造において、短煙道のカマド、出入りロピットや貯蔵穴ピットの位置など、関東地方の竪穴建物跡との類似がみられる。出土する土器だけではなく建物にも関東地方との類似性がみられることから、この集落への関東地方からの移住が想定されている。これらの遺跡は『続日本紀』靈龜元年（715）にみえる坂東からの移民の記事とかかわりをもつものと考えられる。このことは、律令国家による古代東北経営のための進出のためとみられる。律令国家は、東北地方に住み律令国家に従わない人々を蝦夷と呼び、その支配の拠点として、城柵を造営し、郡を設置した。栗原市域では、大崎平野以南と異なり、城柵の造営や郡の設置は行われず、8世紀後半まで律令国家の範囲に組み込まれることはなかった。

天平宝字元年（757）以降、律令国家は積極的な領域拡大策をとるようになる。それにより、神護景雲元年（767）に、栗原地域の経営を目的として造営された城柵が伊治城である。この伊治城をもとにして神護景雲3年（769）に栗原郡が建郡され、この地域は、律令国家

1. 計画策定の経緯と目的

の範囲内に組み込まれることとなった。

伊治城跡ではこれまでの調査により、正殿、前殿、北殿、西脇殿が規則的に配置された政庁とそれを取り囲む内郭、さらに外側の外郭が確認されており、それぞれが溝や塀といった区画施設によって囲まれる三重構造を持っていたことが判明している。

伊治城跡の周辺には、伊治城造営の前後の時期とみられる集落が多く確認されている。糠塚遺跡は、迫川をはさんで城生野の台地から東へ約 4.5km の対岸の台地上で発見された集落であり、未調査部分を含めて 100 軒を超す集落であったと推定されている。また、下萩沢遺跡や源光遺跡（築館地区）では、掘立柱建物を計画的に配置していたことが確認されており、伊治城にかかわる有力者の遺跡であるとみられる。奈良、平安時代の生産遺跡としては、狐塚遺跡（志波姫地区）、小迫神社窯跡（金成地区）などがあり、伊治城造営に伴い、須恵器生産が開始され、伊治城跡や周辺の集落に供給されたと考えられる。また、瓦の生産も行われ、伊治城の政庁域で使用されている。伊治城跡の周辺には、横穴墓もつくられているほか、末期古墳である鳥矢ヶ崎古墳群（栗駒地区）は、伊治公の一族と関わる可能性も指摘されている。

律令国家の東北地方への進出が再び開始されたことにより宝亀 5 年（774）に桃生城（石巻市）が襲撃を受け、38 年戦争が勃発する。宝亀 11 年（780）には伊治城で按察使紀広純、牡鹿郡大領道嶋大楯が伊治公皆麻呂に殺害され、その後、陸奥国府多賀城が焼き打ちにあうという事件が起きた。律令国家と蝦夷による再三にわたる戦いは延暦 21 年（802）に征夷大將軍坂上田村麻呂にアテルイ、モレが降伏し、弘仁 2 年（811）に 38 年続いた戦いは終結する。このころになると城柵や鎮兵の配置の見直しが行われ、城柵としての伊治城は廃止されたと推定されている。しかし、その後も前九年の役、後三年の役と、律令国家と在地勢力との争いは続いた。康平 5 年（1062）、安倍貞任を討つために国府多賀城から北上してきた鎮守府將軍源頼義の軍勢が、出羽の清原氏の軍勢と合流したのが栗駒地区の営岡（屯岡）であったと「陸奥話記」に記されている。

このほか、栗原市域には『吾妻鏡』文治 5 年（1189）奥州合戦の記事にみられる津久毛橋、黒岩口、栗原寺の地名が所在する。このように栗原市域は奈良時代後半から平安時代初めにかけてと鎌倉時代初めの 2 度にわたり、大きな戦いの場の一つとなっている。

平安時代後半の遺跡については、伊治城跡で 12 世紀後半から末葉頃の遺物が井戸跡から出土している。また、花山寺跡（花山地区）では、平泉の毛越寺にみられるような浄土庭園を伴う寺院跡が発掘調査で確認されており、隣接する東側の丘陵尾根では経塚が 3 基確認されている。五輪沢経塚（金成地区）では、平泉型宝塔が 2 基確認されており、そのうち 1 基は積石塚の頂部にある。これらは平泉に拠点を置く藤原氏の影響を受けたものとみられる。

(オ) 中・近世

中世の遺跡は、集落、城館、生産遺跡のほか信仰や葬送にかかわる遺構や遺物が確認されている。

集落は掘立柱建物跡、井戸跡などで構成される遺跡として伊治城跡、吹付遺跡、宇南遺跡（志波姫地区）、下富前遺跡、桃生田前遺跡（瀬峰地区）、観音沢遺跡、仰ヶ返り地蔵前遺跡、北甚六原遺跡（高清水地区）が挙げられる。これらの年代は、出土遺物から伊治城跡が12世紀後半から13世紀前半頃と、伊治城跡以外の遺跡は、13世紀から14世紀頃と考えられている。特に高清水地区では道路遺構に面して、掘立柱建物跡や井戸跡が確認されている観音沢遺跡と仰ヶ返り地蔵前遺跡は、町場跡、北甚六原遺跡は道路に面した屋敷地と考えられる。仰ヶ返り地蔵前遺跡では、日本列島最北と考えられる鎌倉時代の瓦窯跡（ロストル式平窯）が2基確認されており、仰ヶ返り地蔵の周辺には瓦葺の仏堂が所在すると考えられている。さらに高清水地区では道路の伝承や高清水善光寺に所在する善光寺式阿弥陀如来立像と多くの板碑などが確認されており、宮城県北西部における信仰に関する拠点的な場所の一つであると想定されている。築館地区南東部、登米市迫地区西部に所在する伊豆沼古窯跡では、これまで7支群約60基の中世陶器を焼成した窯跡が確認されている。発掘調査は熊狩A窯跡のみで実施されており、地下式窖窯で分焰柱が確認されている。また、東沢窯跡群では、窯跡が所在する範囲の発掘調査は行われていないが、窯周辺では製炭遺構が確認されている。一方、下萩沢遺跡、原田遺跡では、竪穴建物跡で構成される集落が確認されている。出土遺物がほとんどなく詳細な年代は不明であるが、灰白色火山灰よりも新しいこと、宮城県内や関東地方の類例からおおよそ13世紀から14世紀頃と想定される。なお、伊治城跡でも竪穴建物跡が確認されているが、遺構の構造から15世紀以降のものと考えられる。

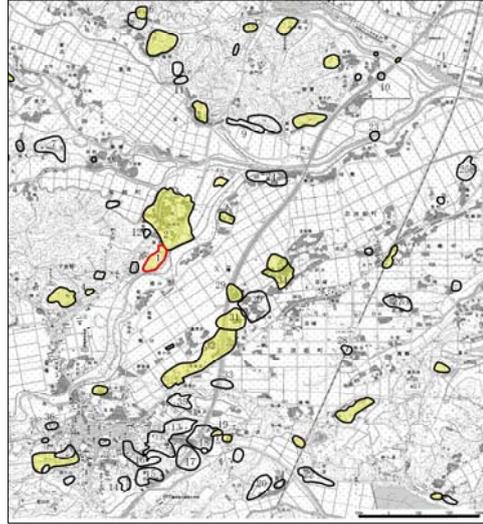


図 1.14 中世に関する遺跡の分布
(赤枠は入の沢遺跡)

城館は、栗原市域の各地区に分布しており、城主は大崎氏、葛西氏の家臣であるとの伝承がある。鶯沢地区では、二迫氏、上形氏、栗駒地区の岩ヶ崎付近では、富沢氏の伝承がある。発掘調査は八沢要害遺跡（築館地区）、鶴ノ丸館遺跡、高清水城跡、三ツ玉城跡（栗駒地区）などで行われ、土塁、堀跡、掘立柱建物跡、土坑などが確認されている。これらの城館跡の年代は、発掘調査での出土遺物が少なく明確ではないが、戦国時代に機能していたものが多いと想定される。

板碑については、前述の高清水地区や妙教寺（一迫地区）、往生寺（栗駒地区）で多くの板碑が確認されており、それぞれの地域での板碑造立の拠点的な場所であったと考えられる。これらの板碑は井内石ないしは、登米石などの粘板岩を用いて造られているが、三迫川流域では、周辺で採掘される溶結凝灰岩を用いた板碑が確認されている。

1. 計画策定の経緯と目的

入の沢遺跡では、中近世の塚が9基確認されており、そのうち2基が調査された。発掘調査では、塚がつくられた時代を示す遺物は出土していないが、遺跡北部の未調査の塚では、盛土中から中世陶器の破片、頂上部から金装板碑の破片が採集されている。

近世の遺跡では中世に築城された高清水城跡、鶴ノ丸館遺跡が仙台藩の要害などとして幕末まで存続する。また、泉谷館跡では、仙台藩士橋本氏の在郷屋敷が確認されている。御駒堂遺跡、城下遺跡、下萩沢遺跡では、近世以降の屋敷が確認されている。下藤沢Ⅱ遺跡（瀬峰地区）では、近世墓の調査が行われるとともに、地区内において近世墓標の悉皆調査が行われ、近世墓の出現及び近世墓標の受容と展開について検討されている。

平成17年（2005）の町村合併以前の各地区の中心部分の多くは、近世の街道に面した宿場を母体とする。この宿場は、戦国時代末から江戸時代前期に奥州街道や上街道、各地の街道の整備により設けられた宿場、城下町がもととなっており、往時の面影が現在も残っている。

（2）入の沢遺跡をめぐる時代背景

次に、入の沢遺跡の前後にあたる弥生時代後期から奈良時代にかけての栗原市域の状況を踏まえ、入の沢遺跡をめぐる時代背景とその後の時代へと続く、この地の特質についてみていくこととする。

入の沢遺跡の出現に先立つ弥生時代後期は、北海道及び東北地方の一部に北海道を中心とする続縄文文化、東北地方全域に天王山式土器を使用する弥生文化が広がっていた。続縄文文化は、狩猟、採集、漁撈を生業としており、天王山式土器を使用する弥生文化は、遺跡の立地が丘陵上に偏ってくることから、畑作や狩猟・採集への依存度が高まっていた可能性が考えられている。弥生時代後期古段階には、それぞれの文化が津軽海峡から下北半島にかけての地域をその境界領域とする形で分布しているが、その後、新潟に続縄文文化の（図1.15）影響がみられるようになり、時期を下るごとにその分布圏は南下していく。

弥生時代後期の栗原市域では、市西部の丘陵部に所在する上ノ原A遺跡において、竪穴建物跡1軒が調査されており、周辺の遺跡でも同型式の土器が出土している。この時期の遺跡は、その多くが市西部の丘陵斜面や麓などに分布しているが、わずかながら平坦な段丘上などにも分布がみられる。弥生時代後期の新段階には続縄文文化は、岩手県南部まで広がっており、東北の北端まで広がっていた天王山式土器を使用する弥生文化と広く重なり合う境界領域を形成する。それぞれの文化の本来の分布域が崩れるこの時期には、寒冷期が始まったとみられており、この不安定な傾向は古墳時代へと引き継がれる。

古墳時代になると、畿内を中心とする古墳文化が東北南部に及んでくる。宮城県北部は、古墳時代を通して継続的な古墳築造が認められる最北の地域であり、このことから、ヤマト政権の領域である倭国の北縁の地域であったと考えられている。古墳時代前期においては、大型の前方後円墳・前方後方墳、円墳の分布は、大崎平野を北限とするが、小型の古墳は、栗原市域まで分布している。一方、大崎平野北西部の丘陵上や仙台平野においても、続縄文

1. 計画策定の経緯と目的

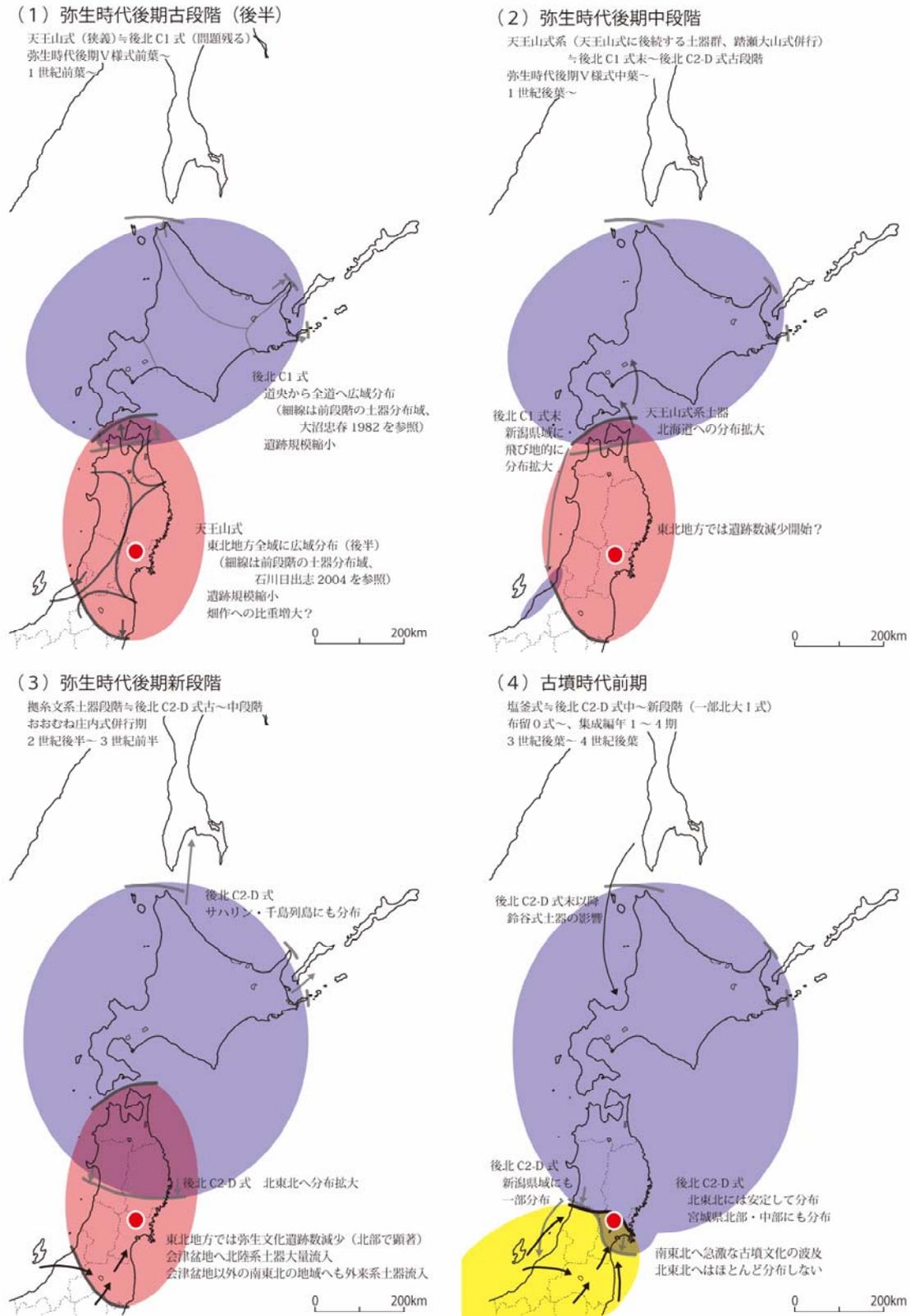


図 1.15 北海道・東北における文化圏変遷（弥生時代後期から古墳時代前期）

（藤沢 2018 に加筆） 図版内の赤丸は入の沢遺跡の位置

1. 計画策定の経緯と目的

文化に伴う土器や石器が出土しており、宮城県では異なる文化が混在する広い境界領域が形成されていたと考えられる。入の沢遺跡が出現したのは、このような情勢の中のことであり、遺跡周辺では、伊治城跡の北端に位置する首長の居宅跡の区画溝から、土師器とともに続縄文土器が出土している。また、伊治城跡の範囲内では、円墳や方墳の周溝とみられる遺構や竪穴建物跡がみつかっており（図 1.19）、伊治城跡の範囲のなかにも二つの文化が混在する様子がみとれる。こういった状況の中、入の沢遺跡から出土したのは、古墳文化の象徴といえる鏡や鉄製品、玉類などであり、質・量ともに、これまでこの地域では類をみないものであった。これらの出土品からは西日本や関東との強い結びつきがはっきりと想定される。図 1.15 が示すように、入の沢遺跡という集落が営まれたのは、まさに北から南下を続ける続縄文文化と南から北上してくる古墳文化という異なる二つの文化が重なりあう地であった。この異なる文化をもつ人々は、交易など互いに密接な関係をもっていたとみられる。それと同時に、丘陵上の険しい立地において、大溝と材木塀列により二重に囲まれた入の沢遺跡は、明らかに防御を意識した集落であり、その緊張は、異なる文化の境界領域という特性がもたらすものであったと考えられる。また、鏡や玉類などの古墳文化の特徴的な遺物が残された焼失建物や、集落が短期間で廃絶したとみられることについても、境界領域に位置する集落の緊張が形となってあらわれたと考えられる。

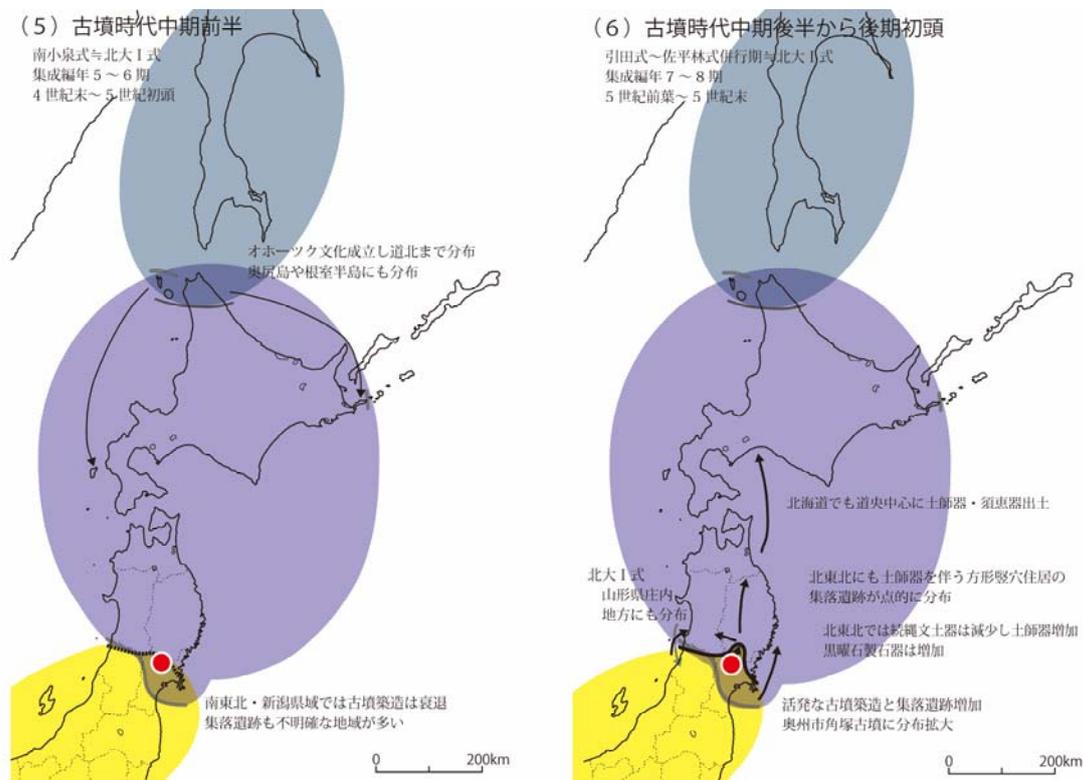


図 1.16 北海道・東北における文化圏変遷（古墳時代中期前半から古墳時代後期初頭）
（藤沢 2018 に加筆） 図版内の赤丸は入の沢遺跡の位置

1. 計画策定の経緯と目的

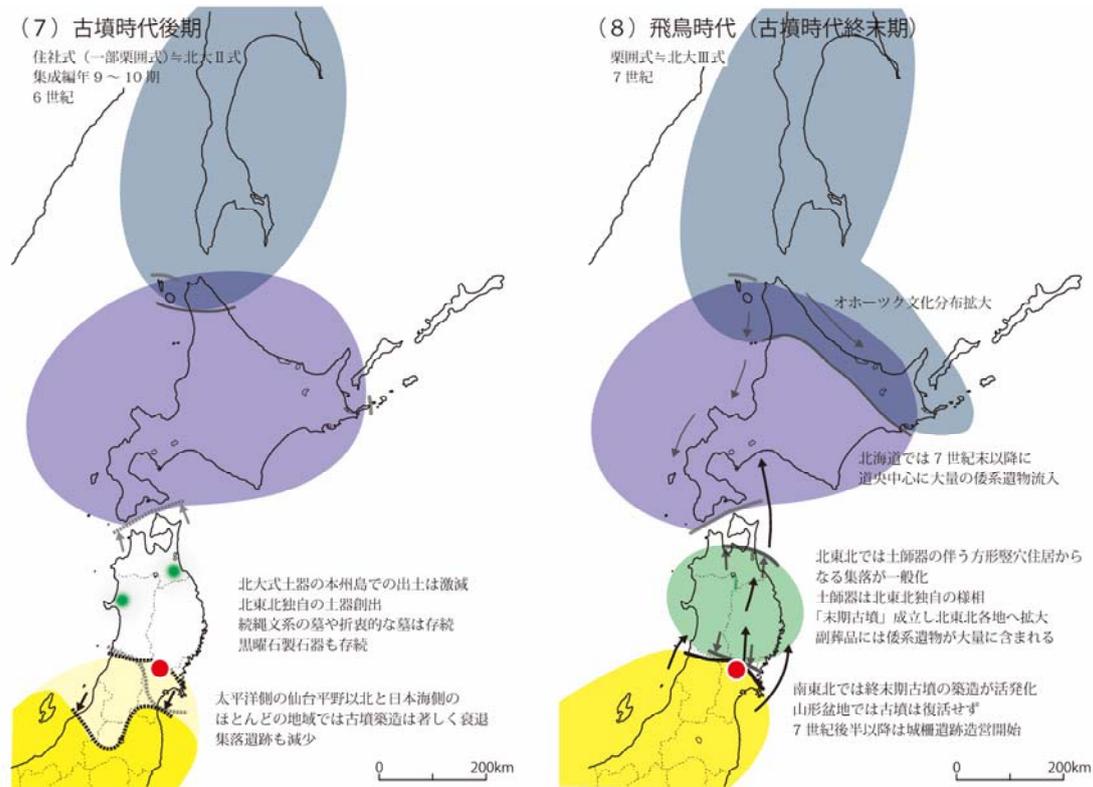


図 1.17 北海道・東北における文化圏変遷（古墳時代後期から飛鳥時代）

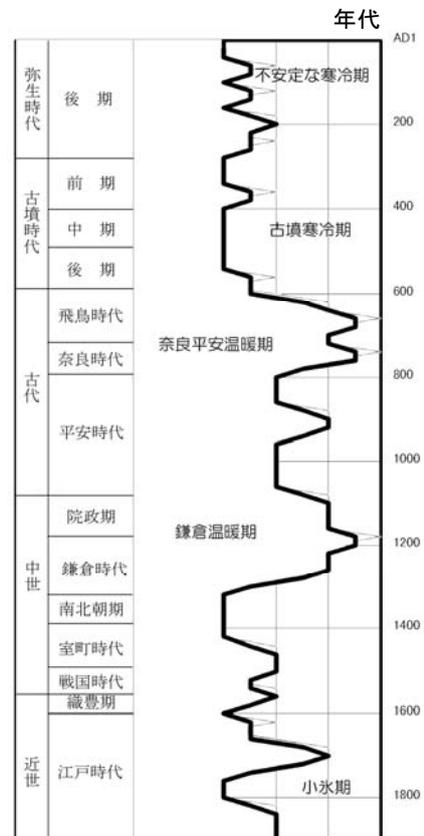
(藤沢 2018 に加筆) 図版内の赤丸は入の沢遺跡の位置

このように入の沢遺跡は、西日本を中心とする古墳文化の領域に関するこれまでの認識を覆し、異なる文化の相互関係のあり方について、新たな視点をもたらす遺跡であるといえる。そして、この地はその後異なるふたつの文化の境界領域であり続ける。

古墳時代前期以降、南東北の古墳築造は活発化と衰退を繰り返す(図 1.16、図 1.20)。古墳文化の集落もそれと同様の傾向を示す。古墳文化が北上しても続縄文文化が後退するわけではなく、双方の要素を遺跡からの出土品にみる事ができる。栗原市域では長者原遺跡で古墳文化の祭祀に使用される石製模造品と続縄文文化の石器である黒曜石製石器が、それぞれまとまって出土しており、栗原市域においても、古墳時代中期には前期と同様に二つの文化の交流が行われていたことを示している。

図 1.18 尾瀬ヶ原泥炭層の花粉分析による気候変動
(八木 2015 に加筆)

横軸は気温の変化を表し、右は気温が高く、左は気温が低いことを示す



1. 計画策定の経緯と目的

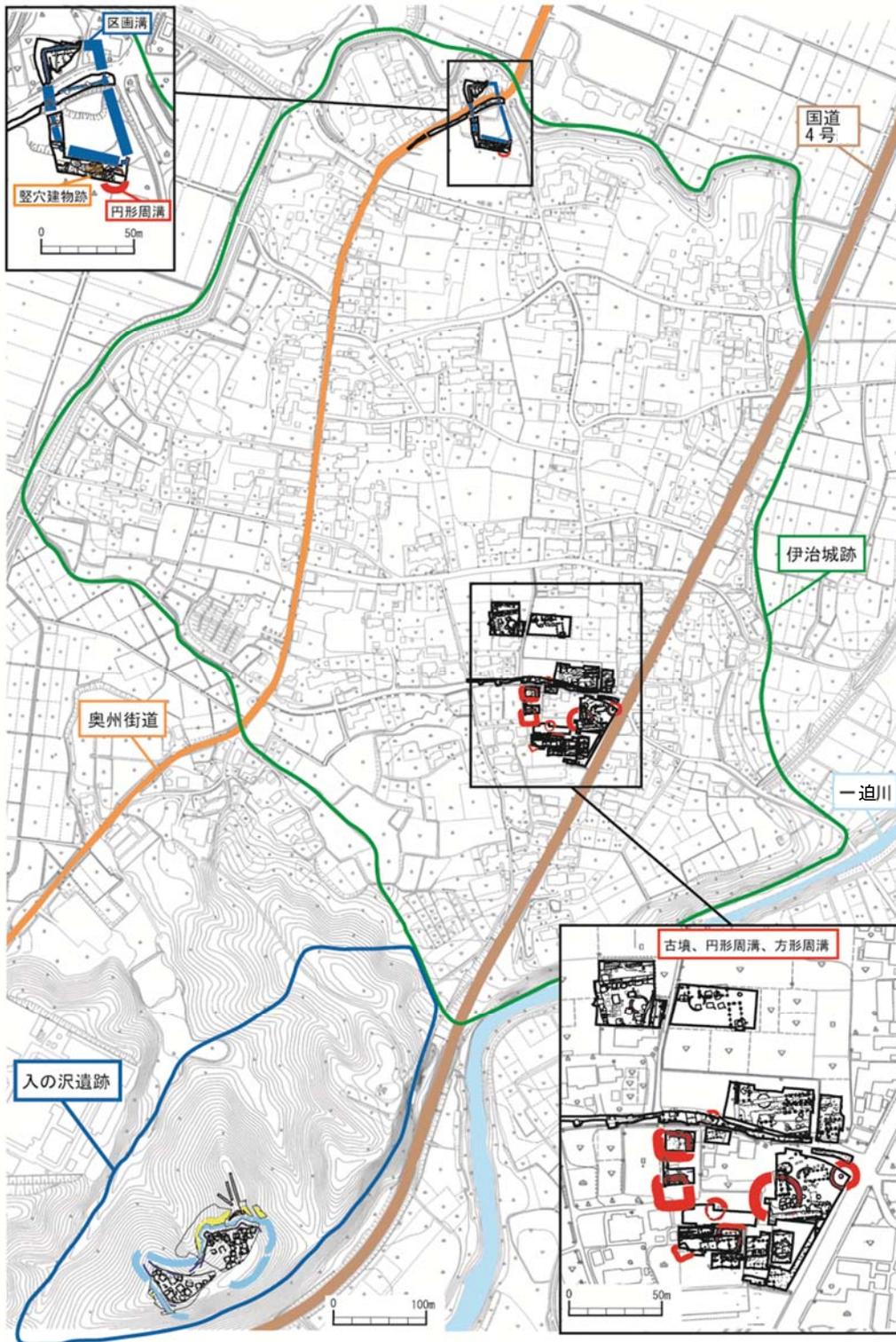


図 1.19 入の沢遺跡及び伊治城跡で検出された古墳時代の遺構配置
(宮城県教育委員会 2016 を改変)

1. 計画策定の経緯と目的

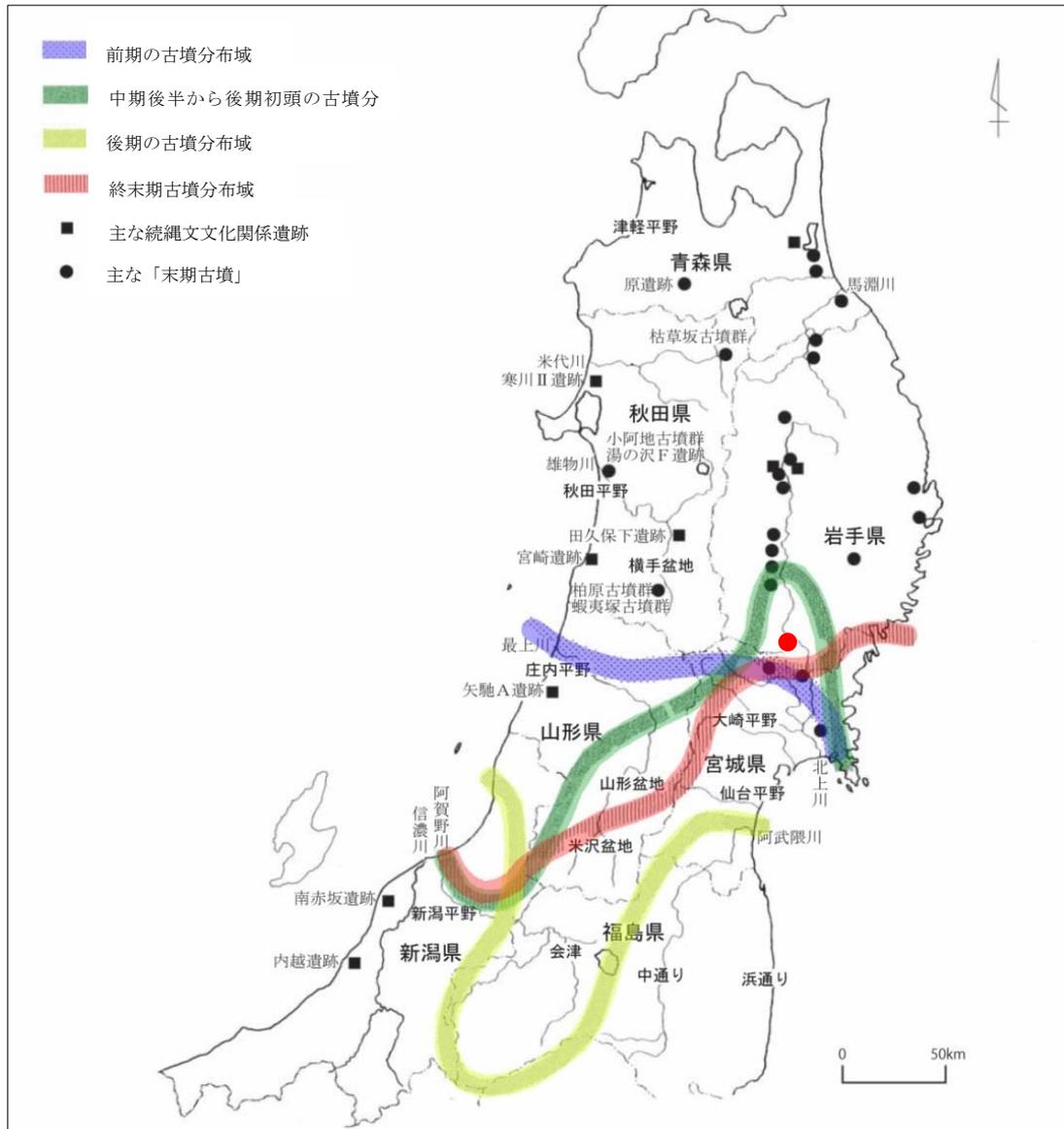


図 1.20 古墳分布域の変化と主な統縄文文化関係遺跡と「末期古墳」（藤沢 2013 に加筆）
（地図中の赤丸は入の沢遺跡の位置）

古墳時代後期には、古墳の築造は衰退の様相をみせ、栗原市域でも古墳時代後期の遺跡はほとんど確認されていない。

このような文化の南下や北上について、気候変動をその要因として捉える考え方がある。自然科学分析から、弥生時代の後半から寒冷化が起こったとされており、弥生時代後期の統縄文文化の南下の現象の要因のひとつと考えられている（図 1.12）。

古墳時代後期から飛鳥時代にかけては、北東北で古墳文化と統縄文文化という二つの文化の重なり合いだけではなく、双方の文化の要素をもつ独自の文化が形成されてくる（図 1.17）。飛鳥時代の栗原市域においては、泉谷館跡で、地元の土器と関東地方の特徴を持つ

1. 計画策定の経緯と目的

土器、赤彩土器を含む東北地方北部の特徴をもつ土器がひとつの集落から出土しており、異なる複数の文化の交流が想定される。

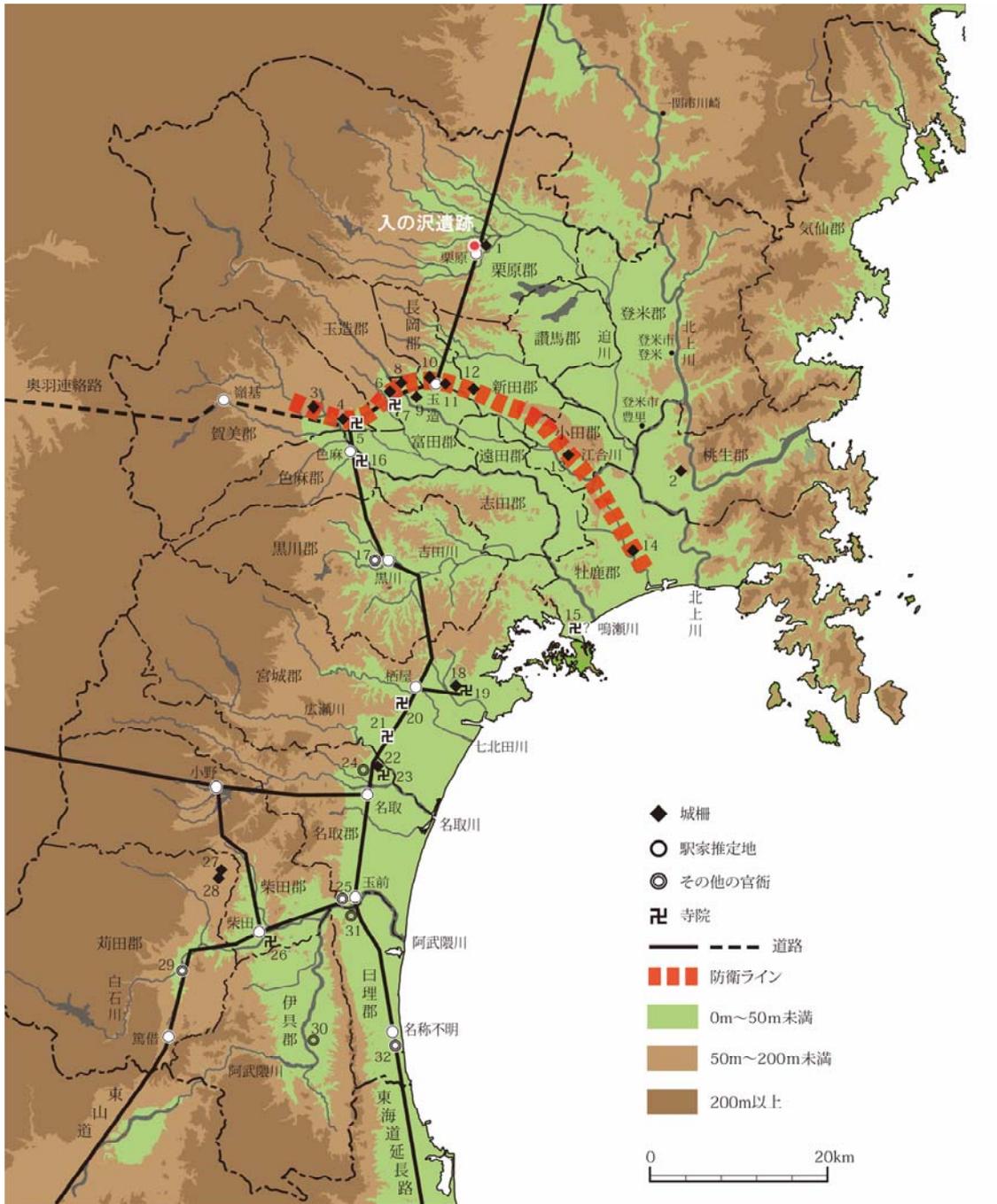
律令国家が成立してくると、中央政権は、阿武隈川以北の東北地方の人々を自らと異なる集団である「蝦夷」として認識し、東北地方への勢力拡大のため、移民政策と拠点施設となる城柵の設置をすすめていく。

奈良時代になると、神亀元年（724）に陸奥国府が仙台平野（郡山官衙遺跡）から多賀城へと移転するとともに、飛鳥時代より行われてきた移民及び郡の設置という律令政府の政策が徹底される。律令国家の領域は大崎平野に及び、この領域の北側に位置する栗原市域でも移民の村がつくられるようになる。御駒堂遺跡では、関東地方のものと同様の特徴をもつ竪穴建物跡や土器が出土し、柵戸とよばれた関東地方からの移民によってつくられた集落であったことが明らかとなったが、大崎平野とは異なり、城柵や郡などの施設はつくられず、その後、しばらくは律令国家の範囲拡大政策は低調な時期が続く。しかし、藤原仲麻呂政権下の天平宝字元年（757）以降、それまでの東北政策が変更され、桃生城や雄勝城の造営が行われる。さらに、律令国家の範囲拡大政策が再開される神護景雲元年（767）には、築館城生野に伊治城が造営され、蝦夷政策の最前線及び当時の最北の城柵として機能することとなる（図 1.21）。この時期には、伊治城を中心として栗原郡が設置される。伊治城跡から出土した「常陸」の墨書土器は伊治城や栗原郡の経営に常陸からの移民がかかわったことを示すと想定されるが、御駒堂遺跡のような他地域の特徴をもつ遺構や遺物は確認されておらず、一定の地域から大規模な移民を行うという形をとらずに人を集めたという解釈がなされている。伊治城が造営された奈良時代後半から平安時代前期には、特に伊治城跡の半径5kmの範囲で確認される集落跡や竪穴建物跡の軒数が激増し、一般的な集落ではみられない建物である掘立柱建物跡を計画的に配置した集落が複数確認されている。これらの集落においては、伊治城跡とかかわる有力者の存在が想定される。その一方で、東北地方北部の特徴を持つ土器が近接する遺跡から出土しているほか、糠塚遺跡や上戸遺跡（一迫地区）では北上川中流域の蝦夷集団が保有する祭祀の器である特徴的な土器が出土し、北上川中流域の蝦夷集団との交流が想定されている。なお、この特徴的な土器は集落だけでなく、城柵である伊治城跡からも出土している。

こうしたなか、宝亀11年（780）に、上治郡大領の伊治公皆麻呂が按察使紀広純、牡鹿郡大領道嶋大楯を伊治城内で殺害し、律令政府の拠点である多賀城が焼き討ちにあう大事件が起こる。この地域における緊張の様相は、伊治城跡から出土した律令国家の軍団の兵器である弩をはじめとして、周辺の遺跡で出土している鎧の一部である小札や、鉾などの遺物からも読み取ることができ、この地域の情勢が極めて不安定であったことを示している。

このように、入の沢遺跡でみられた異なる文化の境界領域と政治的北縁という性格は、古代へと引き継がれ、その交流と軋轢が生み出す歴史が、この地域を特徴付けていくこととなるのである。

1. 計画策定の経緯と目的



- | | | | | | | |
|-----------------|---------------|-----------|--------------|--------------|----------------|---------|
| 1:伊治城跡 | 2:桃生城跡 | 3:東山官衙遺跡群 | 4:城生柵跡 | 5:菜切谷廃寺跡 | 6:名生館官衙遺跡 | 7:伏見廃寺跡 |
| 8:小寺・杉ノ下遺跡 | 9:南小林遺跡 | 10:宮沢遺跡 | 11:三輪田・権現山遺跡 | 12:新田柵跡推定地 | 13:日向館跡・城山裏土塁跡 | |
| 14:赤井遺跡 | 15:亀岡遺跡(寺院跡?) | 17:一里塚遺跡 | 18:多賀城跡 | 19:多賀城廃寺跡 | 20:燕沢遺跡 | |
| 21:陸奥国分寺跡・国分尼寺跡 | 22:郡山遺跡 | 23:郡山廃寺跡 | 24:大野田官衙遺跡 | 25:原遺跡 | 26:中屋敷前遺跡 | |
| 27:十郎田遺跡 | 28:都遺跡 | 29:大畑遺跡 | 30:角田郡山遺跡 | 31:三十三間堂官衙遺跡 | 32:熊の作遺跡 | |

図 1.21 陸奥国中部の郡域、道路、城柵・官衙・寺院の位置と防衛ライン
(村田 2020 に加筆)

1. 計画策定の経緯と目的

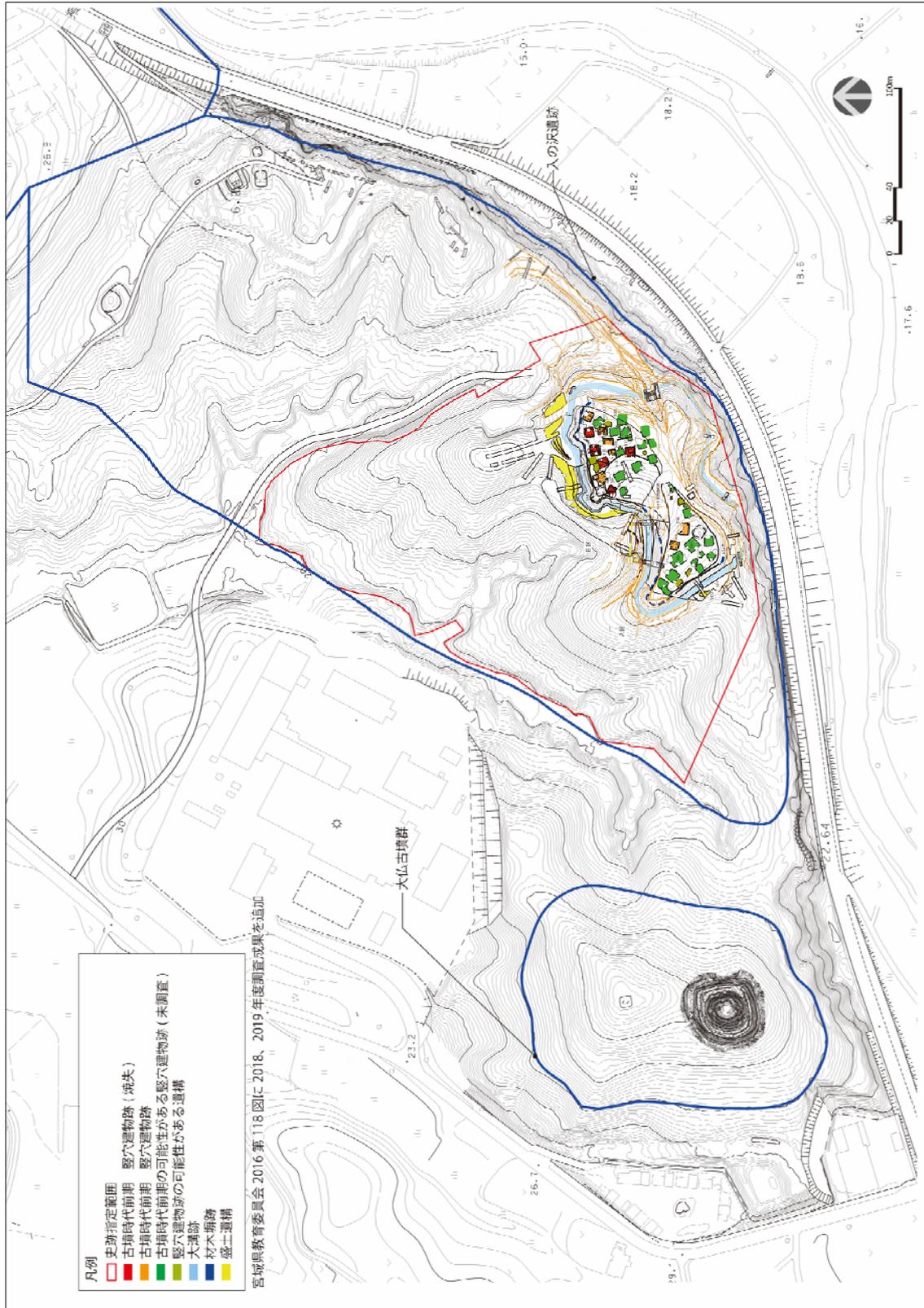


図 1.22 入の沢遺跡、大仏古墳群で確認された遺構

1. 計画策定の経緯と目的

表 1.2 栗原市域の文化財に係る年表

| 時代 | 区分 | 栗原市域に所在する 関連遺跡、出土遺物 | 栗原市域を取り巻く歴史 上の出来事 | 栗原市域の歴史に関 連する社会の動き (東北地方・全国) |
|-------|------|---|----------------------|------------------------------------|
| 旧石器時代 | | 伊治城跡、大穴山遺跡、大久保遺跡、御駒堂遺跡、淀遺跡 | | |
| 縄文時代 | 草創期 | 佐野原遺跡、町田館跡周辺 | | 土器の使用開始 定住の開始 |
| | 早期 | 大寺遺跡、山ノ神遺跡、穴ノ原遺跡 | | |
| | 前期 | 嘉倉貝塚(環状集落) | | |
| | 中期 | 鰻沢遺跡(集落)、嘉倉貝塚、原田遺跡(集落)、佐内屋敷遺跡(集落)、木戸遺跡(集落) | | |
| | 後期 | 横須賀貝塚、敷味貝塚、館貝塚、内谷川遺跡(貝塚)、桑畑A遺跡(集落)、越戸遺跡 | | |
| | 晩期 | 山王囲遺跡(集落 低湿地遺物包含層)、巻堀遺跡(集落)、原貝塚、横須賀貝塚、嘉倉貝塚(貝塚) | | 九州で稲作が行われる |
| 弥生時代 | 前期 | 山王囲遺跡(集落) 青木畑遺跡、萩田遺跡、横須賀貝塚 | | 本州北端で稲作が行われる |
| | 中期 | 山王囲遺跡(集落 溝 土器棺墓)、横須賀貝塚 | | |
| | 後期 | 上ノ原A遺跡(集落)、大寺遺跡、横須賀貝塚、宇南遺跡 | | 東北地方で縄文文化との交流が始まる |
| 古墳時代 | 前期前葉 | | | |
| | 前期中葉 | 鶴ノ丸館遺跡(集落)、宇南遺跡(集落)、大境山遺跡(集落) | 大型古墳や拠点的な集落の出現 | |
| | 前期後葉 | 伊治城跡(古墳 居館)、 入の沢遺跡(集落) 、宇南遺跡(集落)、東館遺跡(墳墓)、伊治城跡(北大式土器)、清水田遺跡(北大式土器) | | |

1. 計画策定の経緯と目的

| 時代 | 区分 | 栗原市域に所在する関連遺跡、出土遺物 | 栗原市域を取り巻く歴史上の出来事 | 栗原市域の歴史に関連する社会の動き (東北地方・全国) |
|------|----|---|--|---|
| 古墳時代 | 中期 | 長者原遺跡(集落 石製模造品)、白坂城跡(集落)、大寺遺跡(集落)、東館遺跡(集落)、留場(円筒埴輪) | | 近畿地方を中心に巨大な前方後円墳が築造される |
| | 後期 | | | |
| 飛鳥時代 | | 泉谷館跡(集落) | | 飛鳥に都がおかれる 大化の改新(645) 藤原京に都を移す(694) |
| 奈良時代 | | 御駒堂遺跡(関東系移民の集落) 伊治城 糠塚遺跡(集落)、原田遺跡(集落)、下萩沢遺跡(集落)、佐内屋敷遺跡(集落)、下藤沢Ⅱ遺跡(集落)、桃生田前遺跡(集落)、淀遺跡(集落)、狐塚遺跡、小迫神社窯跡(窯跡) 鳥矢ヶ崎古墳群(墳墓) | 相模等 6 か国から富民千戸を陸奥国に移配する(715) 律令政府による古代陸奥国経営の重要拠点として伊治城を設置(767) 陸奥国に栗原郡を置く(769) 陸奥国伊治村に浮浪人 2500 余人を移住させる(769) 伊治公皆麻呂の乱(780) | 平城京に都を移す(710) 蝦夷の反乱(720) 多賀城創建(724) 38年戦争勃発(774) |
| 平安時代 | | 長楽寺跡(集落)、佐内屋敷遺跡(集落) 栗原寺跡(寺院) 三沢窯跡、岩ノ沢窯跡(生産遺跡) 大立横穴墓群(墳墓) | 相模・武蔵等の国民 9000 人を伊治城に移す(796) 栗原郡に三駅を置く(804) | 平安京に都を移す(794) 坂上田村麻呂が征夷大將軍になる(797) 胆沢城を築き陸奥国府を移す(802) 坂上田村麻呂にアテルイ、モレが降伏(802) 38年戦争終結(811) 平将門の乱(939) |

1. 計画策定の経緯と目的

| 時代 | 区分 | 栗原市域に所在する 関連遺跡、出土遺物 | 栗原市域を取り巻く歴史 上の出来事 | 栗原市域の歴史に関 連する社会の動き (東北地方・全国) |
|--------|----|---|---|--|
| 平安時代 | | 炭焼藤太夫妻の墓 伊治城跡 花山寺跡、花山寺経塚群 有壁五輪沢経塚 | 源頼義軍、栗原郡屯岡で清原 武則軍と集合 (1051) 津久毛橋の戦い 大河兼任の乱 (1189～1190) 兼任、栗原寺で殺害される | 前九年の役 (1051) 後三年の役 (1083) 奥州藤原氏、平泉に拠点 形成 (1105 ころ) 鎌倉幕府の成立 (1185) 文治 5 年奥州合戦 (1189) |
| 鎌倉時代 | | 観音沢遺跡 (集落)、北甚 六原遺跡 (集落)、下富前 遺跡 (集落) 伊豆沼古窯跡、仰ヶ返り 地蔵前遺跡 (生産遺跡) 板碑の造立 | 宮野氏、宮野城に居住 (1249) 日目上人妙円寺開山 (1288) 宮野氏、宇佐八幡宮建立 (1317) 善光寺阿弥陀如来立像 | 鎌倉御家人等が東甫貴地 方に所領を得る 奥大道が作られる 鎌倉幕府滅亡 (1333) |
| 南北朝時代 | | | 源朝臣某が宮野八幡宮へ神 鏡を奉納 (1337) 三迫の合戦 (1341) | 室町幕府開く (1336) 岩切城の合戦 (1351) |
| 室町時代 | | 高清水城跡 (城館)、下宮 野塚 | | |
| 戦国時代 | | 市内に多くの城館が造 られる | | 室町幕府滅亡 (1573) |
| 安土桃山時代 | | 高清水城跡 (城館)、佐野 館 (城館) | 奥州仕置 (1590) 寒湯口留番所境目守設置 (1598) | 豊臣秀吉が全国平定 (1590) 伊達政宗、岩出山城に移 る (1591) |

1. 計画策定の経緯と目的

| 時代 | 区分 | 栗原市域に所在する 関連遺跡、出土遺物 | 栗原市域を取り巻く歴史 上の出来事 | 栗原市域の歴史に関 連する社会の動き (東北地方・全国) |
|------|----|--|--|--|
| 江戸時代 | | 高清水城跡(城館)、柿ノ木番所跡、木鉢番所跡 鑄銭場跡、上野瓦焼場窯跡(生産遺跡) 御駒堂遺跡(集落) 下藤沢Ⅱ遺跡(塚、墓) | 奥州街道整備 奥州上街道整備 花山鉄砲祭始まる(1712) 迫川大洪水(1786) 三迫百姓一揆(1866) | 徳川家康が江戸に幕府を開く(1603) 五街道の整備 伊達政宗、仙台城に移る(1603) 仙台藩風土記書上作成(1778) 天明の大飢饉(1783) |
| 明治時代 | | | 迫川洪水(1868) 栗原郡は宇都宮藩取締地となる(1868) 栗原県を置く(1869) 登米県となる(1870) 一関県を置く。水沢県と改称(1871) 磐井県を廃し、宮城県となる(1876) 栗原郡役所の設立(1879) 国道が新しく敷設(1887) 明治天皇御巡幸(1881) 東北本線瀬峰駅開業(1890) | 明治維新、五箇条の御誓文(1868) 戊辰戦争(1868~69) 廃藩置県(1869) |
| 大正 | | | 栗原軌道株式会社により石越-沢辺間開通(1921)(くりはら田園鉄道の前身) 仙北鉄道開通(1923) 東北本線有壁駅開業(1924) | |
| 昭和 | | | 国道4号築館町内全線舗装(1963) | |
| 平成 | | | 東北自動車道、東北新幹線 栗原郡10町村(築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村)が合併して栗原市が誕生(2005) | |

(3) 史跡指定地周辺の文化財等

栗原市の国指定文化財は12件（有形・無形・記念物・民俗を含む）、県指定文化財は19件（有形・無形・記念物・民俗を含む）、市指定文化財は219件（有形・無形・記念物・民俗を含む）、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は549か所である（令和3年（2021）4月現在）。その中でも、史跡は、史跡入の沢遺跡を含めて国指定5件、県指定2件、市指定57件を含む、計64件の指定史跡が存在する。また、国登録有形文化財2件も存在している。そのほか、未指定ではあるが石仏・石造物、寺院及び神社等様々な文化財が存在している。

栗原市は多様な歴史文化を背景に持ち、文化財の数や内容の幅も広く豊かであることから、これらの歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、育てていく必要がある。

史跡入の沢遺跡は、栗原市における5件目の国指定の史跡であり、市の貴重な文化資源として保存と活用が期待されている。また、史跡の周辺には、同じく築館丘陵上に所在する、「史跡伊治城跡」及び「大仏古墳群」もあり、これら2つの文化財との地域における歴史的関係性も考慮し、それらを一体として地域づくりに活かすことも重要である。

表 1.3 栗原市域における指定文化財の内訳と件数（令和3年（2021）4月1日現在）

| | | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 計 |
|--|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 建造物 | 0 | 5 | 11 | 16 |
| | 美術工芸品 | 3 | 8 | 84 | 95 |
| 無形文化財 | | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 民俗文化財（有形） | | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 民俗文化財（無形） （風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、 歴史資料等を含む） | | 1 | 2 | 37 | 40 |
| 記念物 | 史跡 | 5 | 2 | 57 | 64 |
| | 名勝 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| | 史跡・名勝 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 天然記念物（動・植物、 鉱物含む） | 3 | 1 | 24 | 28 |
| 計 | | 12 | 19 | 219 | 250 |

1. 計画策定の経緯と目的

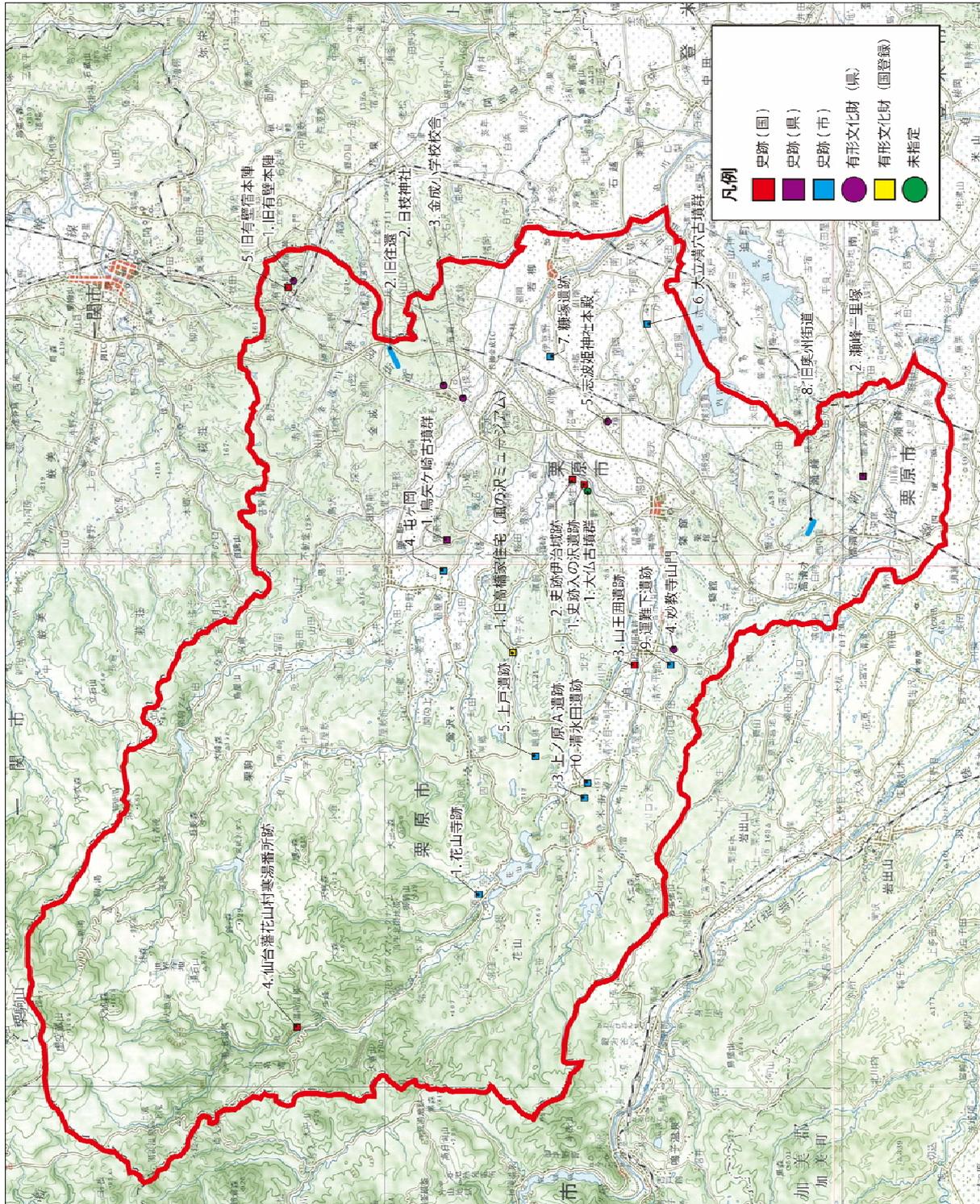


図 1.23 栗原市域に所在する主な指定史跡（国・県・市指定文化財及び国登録文化財）

1. 計画策定の経緯と目的

表 1.4 史跡入の沢遺跡周辺に所在する主な史跡（国・県・市指定）等

| 史跡伊治城跡（国指定） | |
|---|---|
|  | <p>平成 15 年（2003）8 月 27 日に国指定史跡に指定。</p> <p>築館丘陵の裾部にある、北上川支流が形成した河岸段丘に立地する古代東北地方の城柵遺跡である。『続日本紀』によれば神護景雲元年（767）に設置され、律令政府による古代陸奥国経営の重要拠点の一つであった。</p> <p>遺跡は南北約 900m、東西約 700m の範囲にあり政庁、内郭、外郭からなる。城柵としての存続年代は、8 世紀から 9 世紀にかけてである。</p> <p>この時代の他に、古墳時代の遺構も確認されており、遺跡の時代は旧石器時代から中世に及ぶ。</p> |
| 史跡山王圀遺跡（国指定） | |
|  | <p>昭和 46 年（1971）9 月 9 日に国指定史跡に指定。</p> <p>迫川との支流である長崎川北岸の自然堤防上に立地する、縄文時代晩期から奈良時代にかけて断続的に営まれた集落遺跡。発掘調査では縄文時代晩期～弥生時代中期にかけての遺構や遺物が層位的に良好な状態で認められている。また、見つかった豊富な出土遺物は多種多様に及び、縄文文化を解明するうえで大変貴重な資料となっている。</p> <p>現地は史跡公園として整備されており、隣接する一迫埋蔵文化財センター（山王ろまん館）で出土品の一部が展示、公開されている。</p> |
| 史跡仙台藩花山村寒湯番所跡（国指定） | |
|  | <p>昭和 38 年（1963）9 月 28 日に国指定史跡に指定。</p> <p>寒湯番所は秋田県に通じる花山越えの秋田口の関所で、「仙台藩仙北御境目寒湯番所」と言われていた。御境目番所となったのは、伊達政宗が岩出山入りしたあとの慶長年代からで、200 余年間、往来する人と荷物の検問を行っていた。安政の初期に改築した、四脚門と役宅が現存している。</p> |

1. 計画策定の経緯と目的

| 史跡旧有壁宿本陣（国指定） | |
|---|---|
|  | <p>昭和 46 年（1971）5 月 27 日に国指定史跡に指定。 宮城県栗原市金成有壁に所在する、江戸時代の奥州街道にあった本陣跡である。</p> <p>旧有壁宿本陣は、元和 5 年（1619）に奥州街道の金成宿と一関宿の間に位置する有壁宿の宿駅「有壁宿本陣」として創設され、代々町の検断を務めていた佐藤家により運営されていた。参勤交代時には宿泊所として使用された。</p> |
| 史跡鳥矢ヶ崎古墳群（県指定） | |
|  | <p>昭和 48 年（1973）11 月 6 日に宮城県指定史跡に指定。 栗原市栗駒地区南部に所在する標高約 60m の丘陵上に立地し、径 6～7m、高さ 1m 前後の小円墳 30 数基が群集する。出土遺物から奈良時代に属すると考えられ、特に出土した銅製鍔帯金具は古代律令制の規定に基づき位に応じて官人に与えられたものであることから、被葬者には官位を得た地方豪族が含まれていると見られ、墓は造られた年代や様式から「伊治公皆麻呂の一族の墓」と考察されている。</p> <p>現在は、地域住民が中心となり「鳥矢ヶ崎古墳公園保存会」を結成し整備を図りながら史跡公園として親しんでいる。</p> |
| 史跡糠塚遺跡（市指定） | |
|  | <p>昭和 59 年（1984）3 月 27 日に栗原市指定史跡に指定（指定時は志波姫町指定）。</p> <p>昭和 47 年（1972）に発見された、志波姫地区に所在する、奈良・平安時代の大規模な集落跡。発掘調査の結果、30 軒の竪穴住居跡と多数の遺物（土器類、紡錘車、鉄製の鋤先、鉄製の刃等）が出土した。</p> <p>このことから、当時住んでいた人々は土地を開発し、農業に従事していたと考えられている。また、糠塚遺跡の西方約 4.5 km に伊治城跡があることから、この城の造営などに関わっていた可能性も指摘されている。</p> |

史跡入の沢遺跡周辺の主な遺跡

| 大仏古墳群（未指定） | |
|---|---|
|  | <p>築館地区に所在する、標高 49～59m の丘陵上に立地し、入の沢遺跡の西側に位置する古墳群。発掘調査等の調査が行われていないことから詳細は不明。</p> |

国指定史跡

| 番号 | 名称 | 時代 | 所在 |
|----|-------------|---------|------------|
| 1 | 入の沢遺跡 | 古墳時代 | 栗原市築館字城生野他 |
| 2 | 伊治城跡 | 奈良時代 | 栗原市築館字城生野 |
| 3 | 山王圀遺跡 | 縄文～弥生時代 | 栗原市一迫真坂 |
| 4 | 仙台藩花山村寒湯番所跡 | 江戸時代 | 栗原市花山字本沢 |
| 5 | 旧有壁宿本陣 | 江戸時代 | 栗原市金成有壁 |

県指定史跡

| 番号 | 名称 | 時代 | 所在 |
|----|---------|------|----------|
| 1 | 鳥矢ヶ崎古墳群 | 奈良時代 | 栗原市栗駒猿飛来 |
| 2 | 瀬峰一里塚 | 江戸時代 | 栗原市瀬峰寺沢他 |

県指定建造物

| 番号 | 名称 | 時代 | 所在 |
|----|---------|------|------------------|
| 1 | 有壁本陣 | 江戸時代 | 栗原市金成有壁 |
| 2 | 日枝神社 | 江戸時代 | 栗原市金成中町 |
| 3 | 金成小学校校舎 | 明治時代 | 栗原市金成中町（歴史民俗資料館） |
| 4 | 妙教寺山門 | 江戸時代 | 栗原市一迫柳目 |
| 5 | 志波姫神社本殿 | 江戸時代 | 栗原市志波姫八樟 |

市指定史跡

(主なもの)

| 番号 | 名称 | 時代 | 所在 |
|----|------------|----------------|-----------------------|
| 1 | 花山寺跡 | 平安時代 | 栗原市花山字本沢 |
| 2 | 旧往還（旧奥州街道） | 江戸時代 | 栗原市若柳有賀（※指定地点） |
| 3 | 上ノ原A遺跡 | 弥生時代 | 栗原市一迫川口 |
| 4 | 屯ヶ岡 | 奈良・平安時代 | 栗原市栗駒八幡 |
| 5 | 上戸遺跡 | 縄文～平安時代 | 栗原市一迫字嶋躰 |
| 6 | 大立横穴古墳群 | 古墳時代 | 栗原市若柳上畑岡 |
| 7 | 糠塚遺跡 | 奈良・平安時代 | 栗原市志波姫新糠塚 |
| 8 | 旧奥州街道 | 江戸時代 | 栗原市高清水八重壁等 （※指定地点） |
| 9 | 運難下遺跡 | 縄文、 奈良・平安時代 | 栗原市一迫真坂字清水 |
| 10 | 清水田遺跡 | 縄文、古墳、 平安時代 | 栗原市一迫川口 |

1. 計画策定の経緯と目的

国登録文化財

| 番号 | 名称 | 時代 | 所在 |
|----|---------------------|------|-------------|
| 1 | 旧高橋家住宅（風の沢ミュージアム）主屋 | 江戸時代 | 栗原市一迫片子沢外の沢 |
| 2 | 旧高橋家住宅（風の沢ミュージアム）馬屋 | 江戸時代 | 栗原市一迫片子沢外の沢 |

史跡入の沢遺跡周辺の主な遺跡

| 番号 | 名称 | 時代 | 所在 |
|----|-------|------|---------------------|
| 1 | 大仏古墳群 | 古墳時代 | 栗原市築館字城生野入の沢、字下宮野大仏 |

1.6.3 社会的環境

(1) 人口

栗原市は、宮城県の内陸北西部の、岩手県、秋田県の両県に接する都市である。平成 17 年（2005）4 月 1 日に 10 町村（築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村）が合併して誕生した。人口は 64,637 人（令和 2 年度時点）であり、年々減少傾向にある。

表 1.5 栗原市の人口分布の変遷

| | 平成 17 年 (2005) | 令和 2 年 (2020) | 増減 | |
|----------|-------------------|------------------|---------|-------|
| | | | 人 | % |
| 栗原市（総人口） | 80,248 | 64,637 | -15,611 | -19.5 |
| 築館地区 | 15,271 | 13,180 | -2,091 | -13.7 |
| 若柳地区 | 13,863 | 11,434 | -2,429 | -17.5 |
| 栗駒地区 | 13,135 | 9,859 | -3,276 | -24.9 |
| 高清水地区 | 4,192 | 3,484 | -708 | -13.0 |
| 一迫地区 | 8,800 | 6,736 | -2,064 | -16.9 |
| 瀬峰地区 | 5,300 | 4,145 | -1,155 | -15.5 |
| 鶯沢地区 | 2,973 | 2,079 | -894 | -21.8 |
| 金成地区 | 7,927 | 6,284 | -1,643 | -20.7 |
| 志波姫地区 | 7,317 | 6,536 | -781 | -10.7 |
| 花山地区 | 1,470 | 900 | -570 | -38.8 |

出典：平成 17 年及び令和 2 年国勢調査報告

(2) 産業

平成 27 年（2015）国勢調査の結果によると、栗原市の産業別就業人口は、第 1 次産業が全体の約 14.4%、第 2 次産業が約 27.3%、第 3 次産業が約 55.8%となっており、第 3 次産業人口が最も高くなっている。

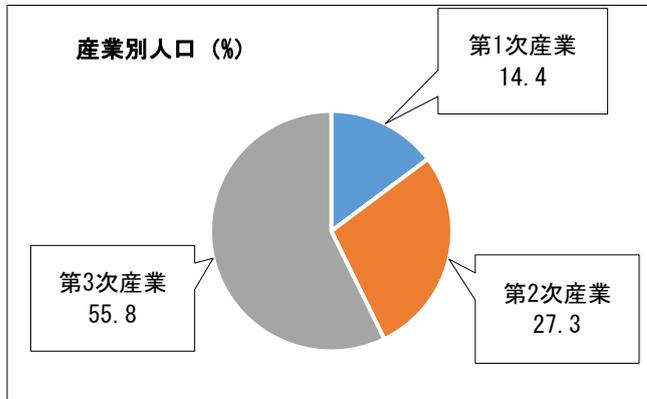


図 1.24 栗原市の産業別就業人口割合（平成 27 年度）

出典：令和元年度栗原市統計「18. 産業別就業者数（15 歳以上）」をもとに作成

(3) 観光

市内西部の丘陵地から山地帯にかけては、仙台藩花山村寒湯番所跡などの歴史資源や、花山ダムの青少年旅行村などの大規模な公園・緑地、世界谷地原生花園やアズマジャクナゲの自生北限地などの景勝地など、多くの自然を生かした観光資源が存在しており、日本ジオパークに認定された栗駒山麓ジオパークの活動拠点であるビジターセンターや細倉マインパーク、こもれびの森森林科学館などの学習、体験施設も整備されている。

平地から丘陵地にかけては、旧有壁宿本陣や山王史跡公園などの歴史資源、栗原の郷土文化を伝える金成歴史民俗資料館や一迫埋蔵文化財センターなどの博物館・資料館、沢辺のゲンジボタル発生地や迫川河川公園、伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターやサンクチュアリセンターつきだて館などの水辺の生物の展示施設も存在する。また、栗駒山周辺や金成地区には温泉施設が整備されている。

(4) 交通

栗原市と他圏域を結ぶ交通機能としては、国道と鉄道が整備されている。東部の平野部を高速交通網として東北新幹線が南北に走り、最寄り駅としてくりこま高原駅が整備されている。同じく平野部に仙台から一関・盛岡へと延びる主要ルートとして国道 4 号、東北自動車道、JR 東北本線が縦貫しており、東北縦貫自動車道の築館インターチェンジ、若柳金成インターチェンジが整備されており、地域間の交流、結びつきを支えている。

このほか、地域内交通は全般に自動車の利用が多く、栗原市と秋田県湯沢市をつなぎ東西に走る国道 398 号、国道 4 号の西の山側を南北に走り、岩手県一関市から宮城県白石市に至る国道 457 号を中心として、県道、市道、広域農道等により地域間の縦横な移動を支えている。

1. 計画策定の経緯と目的

市内の交通手段としては路線バスがあり、栗原中央病院を中心に各地域までのルートを運行している。また、コミュニティバスの運行や、地球温暖化防止や観光地の渋滞緩和の観点から、自家用車を郊外に設けた駐車場に誘導し、そこから路線バスやシャトルバスを使ってもらうパーク&ライド方式を推進している。このほか、東北縦貫自動車道を利用した仙台間の高速バスも運行されている。国道4号はバイパス計画があり、史跡入の沢遺跡地内も対象となっている。

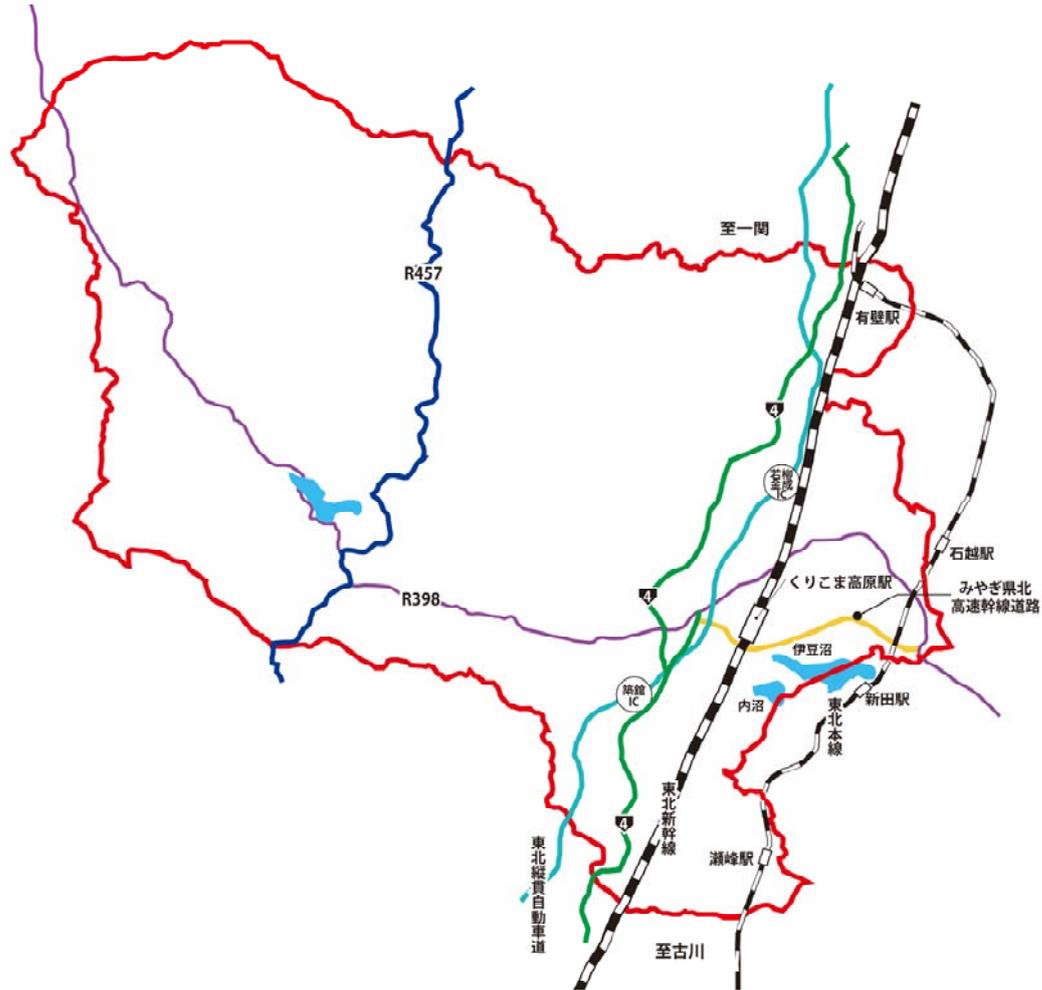


図 1.25 栗原市域における交通基盤

(5) 教育機関・文化施設・社会教育関連施設等

栗原市域には、様々な種類の教育施設、文化施設及び教育関連施設等が所在する。これらの施設は、栗原市域の多様で豊富な文化的・歴史的価値を地域の人々が互いに共有し、次世代を担う子どもたちに、その価値を継承していくための重要な活用拠点となる。

栗原市域には、学校教育を担う 22 か所の教育機関（小・中・義務教育学校・高）、教育関係者への教育と研修・交流を目的とした「教育研究センター」、生涯学習の相談及び各年代に向けた教育に対する機会の提供などを目的とした 5 か所の「教育センター」、学習・文化活動を幅広く営み、地域を創る力を援助する施設としての 4 か所の「文化施設」、4 か所の「社会教育等関連施設」がある。

本項目では、下記の A～F の 6 点の基準の下、栗原市域に所在する教育関連施設及びその他の展示関係施設を列挙する。

- A. 教育研究センター：教育関係者への教育と研修、交流等を目的とした施設
- B. 教育センター：生涯学習の相談及び各年代に向けた教育に対する機会の提供などを目的とした機関
- C. 文化施設：地域の文化活動へ大きな役割を担う施設
- D. 社会教育等関係施設：公的にだれでも参加できる形で学習の機会を提供する施設
- E. その他展示関係施設：栗原市域の自然環境や産業等を紹介する施設
- F. 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校：児童、生徒に学校の教育課程として行われる教育活動を行う施設

※A～E は、E の一部を除き、市教育委員会管轄の施設である。

1. 計画策定の経緯と目的

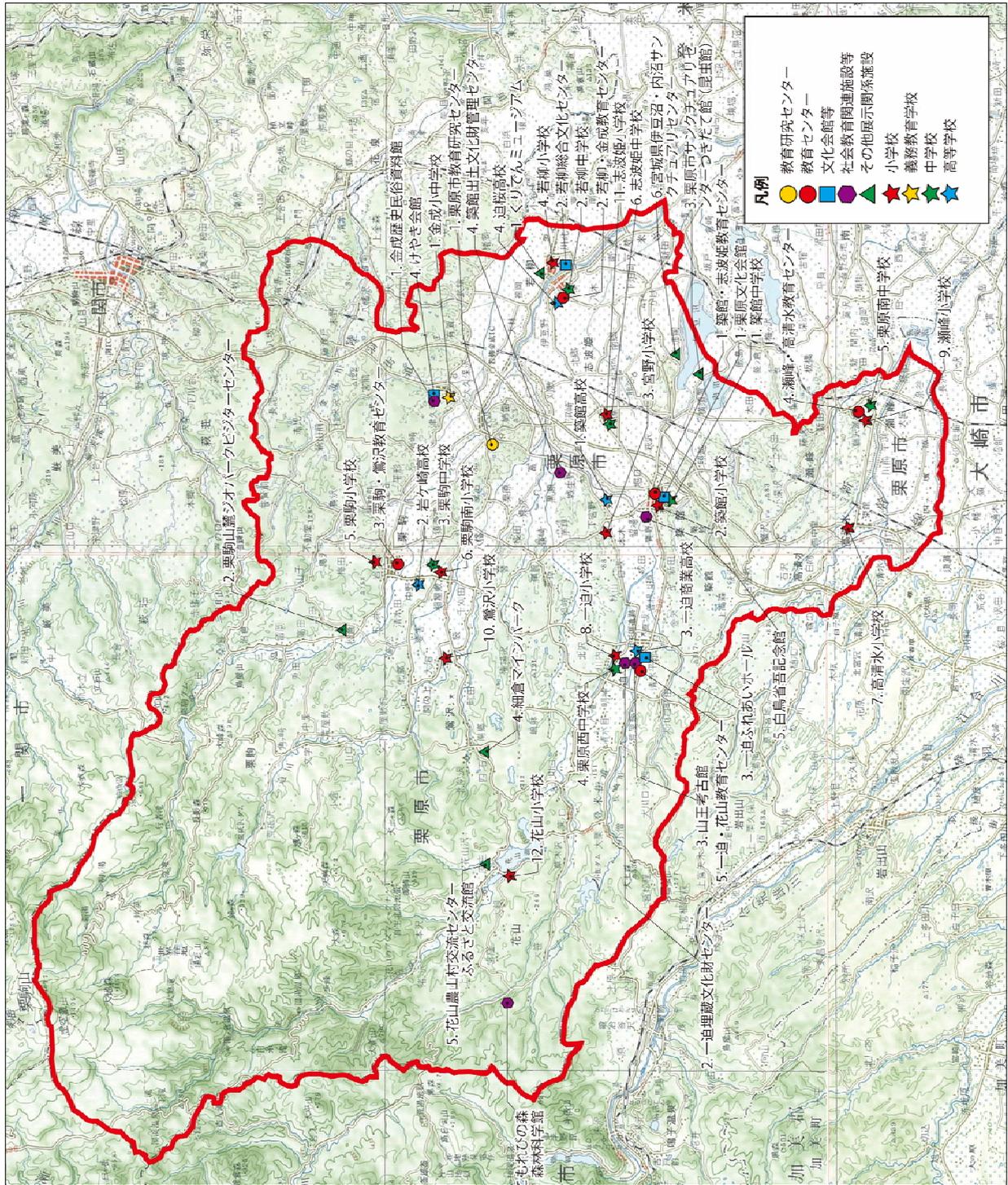


図 1.26 栗原市域における教育機関・文化施設・社会教育関連施設

1. 計画策定の経緯と目的

表 1.6 栗原市域における教育機関・文化施設・社会教育関連施設の概要

| A. 教育研究センター | | |
|-------------|---|--|
| | 栗原市教育研究センター | 所在：金成沢辺西大寺 |
| 1 |  | 学校教育における「交流」、「支援」、「発信」の拠点として、「学府くりはら」の着実な実現を目指すことを主目的とした施設。栗原市内の幼稚園、小・中学校、義務教育学校に勤務する教職員の交流、研究及び研修を推進し、併せて児童・生徒の学力向上のための学習支援を行う。 |
| B. 教育センター | | |
| 1 | 築館・志波姫教育センター | 生涯学習の相談、少年・青年・女性・成人・高齢者に向けた教育に対する機会の提供、公民館・分館の管理・事業、文化芸術・芸能事業、文化芸術団体などとの連絡調整、スポーツ関係団体育成、学校施設の開放、体育施設の管理運営などを行う。 |
| 2 | 若柳・金成教育センター | |
| 3 | 栗駒・鶯沢教育センター | |
| 4 | 瀬峰・高清水教育センター | |
| 5 | 一迫・花山教育センター | |
| C. 文化施設 | | |
| | 栗原文化会館 (アポロプラザ) | 所在：築館高田 |
| 1 |  | 座席数 1,006 席の大ホールその他、展示室、資料室、会議室などを有する文化施設で、地域の文化活動へ大きな役割を果たしている。 |
| | 若柳総合文化センター (ドリーム・パル) | 所在：若柳川北古川 |
| 2 |  | 座席数 550 席の大ホールその他、小ホール、リハーサル室、会議室などを有する文化施設で、地域の文化の発展に大きな役割を果たしている。 |
| | 一迫ふれあいホール | 所在：一迫真坂高橋 |
| 3 |  | 座席数 300 席を有するホールと図書室としての機能をもつ情報サロンを有する文化施設である。 |

1. 計画策定の経緯と目的

| | | |
|---|---|--|
| | けやき会館 | 所在：金成中町 |
| 4 |  | 座席数 333 席のホールその他、研修室、会議室などを有する文化施設で、地域の文化の発展に寄与している。 |

| D. 社会教育等関係施設 | | |
|--------------|--|---|
| 1 | 金成歴史民俗資料館  | 所在：金成中町 明治 20 年（1887）につくられた旧金成小学校（県指定文化財）の校舎を活用し、金成の歴史と文化財資料などを展示している。 |
| 2 | 一迫埋蔵文化財センター（山王ろまん館）  | 所在：一迫真坂鎌折 山王圀遺跡をはじめとする、遺跡の調査・研究を行っており、遺跡からの貴重な出土品を収蔵展示している。また、これらの文化財の内容を詳しく知ってもらうため、編布の製作や土器づくり、藍胎漆器の文様を描く塗体験、土器等の文様を参考にした絞り染めなどの体験学習の場を提供している。 |
| 3 | 山王考古館  | 所在：一迫真坂山王 山王圀遺跡からの貴重な出土品を展示している。特に出土量の多かった縄文時代晩期の遺物を中心に、土器、石器、装身具類を常時展示している。また、これらの出土品をもとに、縄文時代の人々の暮らしについてもパネルで紹介している。 |
| 4 | 築館出土文化財管理センター  | 所在：築館城生野大堀 市内の遺跡からの出土品を整理、収蔵する施設であり、収蔵庫のほか、整理室、研修室をもつ。希望者には伊治城跡等の出土品の一部を公開している。 |

1. 計画策定の経緯と目的

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 白鳥省吾記念館 | 所在：築館薬師 |
| |  | 民衆詩派の詩人、白鳥 省吾（しろとり せいご）の生涯を、白鳥省吾が遺した原稿や遺品などの展示と映像・情報検索によりわかりやすく紹介している施設である。 |

| | | |
|-------------|---|--|
| E.その他展示関係施設 | | |
| 1 | くりでんミュージアム | 所在：若柳川北 |
| |  | かつて栗原市内を東西に走っていたくりはら田園鉄道の功績を記録し、後世に伝えていくことを目的として平成29年（2017）に開館した施設。くりはら田園鉄道の貴重な資料の展示のほか、ジオラマや運転シミュレーター、ミニシアターがある。また、大正から昭和にかけての建築技法を伝える遺構である機関車庫・修繕庫には、営業当時の車両や実際に使用されていた工作機械が展示されている。 |
| 2 | 栗駒山麓ジオパークビジターセンター | 所在：栗駒松倉 |
| |  | 平成27年（2015）9月に日本ジオパークに認定された栗駒山麓ジオパークを地域内外へ情報発信し、体験や学習の場を提供する活動拠点施設。栗駒山から伊豆沼・内沼までの床面航空写真や、壁面と床面の巨大スクリーンによる大地のなりたちなどの紹介映像を大迫力で体感できる。 |
| 3 | 栗原市サンクチュアリセンターつきだて館（昆虫館） | 所在：築館横須賀 |
| |  | ラムサール条約湿地「伊豆沼・内沼」に数多く生息する昆虫の生態を、標本や映像などで紹介している施設。世界中の蝶や甲虫の標本も展示しており、子どもから大人まで楽しむことができる。 |

1. 計画策定の経緯と目的

| | | |
|---|---|--|
| 4 | 細倉マインパーク | 所在：鶯沢南郷柳沢 |
| |  | かつての細倉鉱山の様子を紹介する地底博物館。観光坑道で細倉鉱山の当時の作業を学ぶことができるほか、貴重な鉱石や細倉鉱山 1,200 年の歴史などの資料を展示している。 |
| 5 | 花山農山村交流センター ふるさと交流館 | 所在：花山本沢 |
| |  | 花山地区の長い歴史や独自の民俗を紹介する資料館。由緒ある伝統行事「鉄砲まつり」の道具や衣装、花山ダムが作られる以前のダム湖一帯を再現したジオラマなどがある。研修室では地区のそば打ち名人の指導により実際にそば打ち体験などができ、自分だけの味を楽しむことができる。 |
| 6 | 伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター（県営） | 所在：若柳上畑岡敷味 |
| |  | 昭和 60 年（1985）ラムサール条約の登録湿地となった伊豆沼・内沼の自然や人文・社会環境などを紹介する施設。伊豆沼の北岸に面しており、自然観察や教育的機能などを備えている。 |
| 7 | こもれびの森 森林科学館 （県営） | 所在：花山草木沢角間 |
| |  | 森の仕組みや、林業に対する理解を深めるとともに、森林や自然の正しい知識を身に付ける野外学習の場として、また、レクリエーションの場として、広く利用できるよう整備されている。 |

1. 計画策定の経緯と目的

| F. 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校（※生徒数は令和3年（2021）4月現在） | | |
|---|------------|-------------|
| 小学校 | | |
| ★1 | 築館小学校 | 所在：築館薬師 |
| | 全校生徒数：509名 | |
| ★2 | 宮野小学校 | 所在：築館上宮野台 |
| | 全校生徒数：77名 | |
| ★3 | 若柳小学校 | 所在：若柳川北塚原 |
| | 全校生徒数：488名 | |
| ★4 | 栗駒小学校 | 所在：栗駒岩ヶ崎下小路 |
| | 全校生徒数：212名 | |
| ★5 | 栗駒南小学校 | 所在：栗駒稲屋敷後原前 |
| | 全校生徒数：124名 | |
| ★6 | 高清水小学校 | 所在：高清水西善光寺 |
| | 全校生徒数：152名 | |
| ★7 | 一迫小学校 | 所在：一迫真坂新道満 |
| | 全校生徒数：264名 | |
| ★8 | 瀬峰小学校 | 所在：瀬峰清水山 |
| | 全校生徒数：161名 | |
| ★9 | 鶯沢小学校 | 所在：鶯沢南郷辻前 |
| | 全校生徒数：95名 | |
| ★10 | 志波姫小学校 | 所在：志波姫沼崎新田 |
| | 全校生徒数：319名 | |
| ★11 | 花山小学校 | 所在：花山本沢鯨ヶ森 |
| | 全校生徒数：11名 | |

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 中学校 | | |
| ★1 | 築館中学校 | 所在：築館高田 |
| | 全校生徒数：368名 | |
| ★2 | 若柳中学校 | 所在：若柳川南袋 |
| | 全校生徒数：249名 | |
| ★3 | 栗駒中学校 | 所在：栗駒中野大柳 |
| | 全校生徒数：266名 | |
| ★4 | 栗原西中学校 | 所在：一迫真坂鶴町 |
| | 全校生徒数：152名 | |

1. 計画策定の経緯と目的

| | | |
|----|------------|-------------|
| ★5 | 栗原南中学校 | 所在：瀬峰下田 |
| | 全校生徒数：161名 | |
| ★6 | 志波姫中学校 | 所在：志波姫沼崎大谷地 |
| | 全校生徒数：160名 | |

| | | |
|---------------|-----------------------------|------------|
| 義務教育学校 | | |
| ★1 | 金成小中学校 | 所在：金成小迫高見山 |
| | 全校生徒数：417名(児童：286名・生徒：131名) | |

| | | |
|-----------------|------------|------------|
| 高等学校(県立) | | |
| ★1 | 築館高等学校 | 所在：築館宮野町浦 |
| | 全校生徒数：455名 | |
| ★2 | 岩ヶ崎高等学校 | 所在：栗駒中野愛岩下 |
| | 全校生徒数：165名 | |
| ★3 | 一迫商業高等学校 | 所在：一迫真坂町東 |
| | 全校生徒数：111名 | |
| ★4 | 迫桜高等学校 | 所在：若柳川南戸ノ西 |
| | 全校生徒数：443名 | |

2. 開発計画と保存に至る経緯

2.1 「一般国道4号築館バイパス」の建設計画

「一般国道4号築館バイパス」の建設計画（以下、築館バイパス建設計画）は、昭和56年（1981）に都市計画決定された。計画にかかわる市内の遺跡は、史跡伊治城跡、史跡入の沢遺跡、堂の沢遺跡、御駒堂遺跡、大天馬遺跡、下萩沢遺跡、原田遺跡、源光遺跡、高田山遺跡が挙げられる。

本章では、築館バイパス建設計画と遺跡の保存に関する経緯について記述する。

2.2 史跡伊治城跡に関する開発計画と保存に至る経緯

築館バイパス建設計画が都市計画決定された昭和56年（1981）の時点では、のちに史跡となる伊治城跡の位置が不明であった。そのため、バイパスの終点部分が、伊治城の中核部である政庁を東西に分断する計画であった。伊治城は、正史に創建年代やそこで起こった事件などが記載されているが、所在地について、いくつかの擬定地があり、「幻の城柵」と言われていた。昭和52年（1977）から昭和54年（1979）まで、宮城県多賀城跡調査研究所がその所在地を解明するための発掘調査を実施し、昭和62年（1987）には、築館町教育委員会（現：栗原市教育委員会）がその調査を引き継いだ。平成3年度（1991）の発掘調査で、政庁跡が確認され、その後、内郭、外郭の調査を経て、遺跡の範囲が明らかとなっていった。史書『続日本紀』にその存在が記録されている城柵官衙遺跡として、史跡指定の必要性が検討され、平成7年度（1995）の末には、史跡指定範囲について、宮城県教育委員会と事前協議が行われるに至る。その後も平成10年度（1998）の調査では、古代の兵器「弩」の発射装置である「機」が国内で初めて出土するなど、遺跡としての重要性が増していった。

平成11年（1999）2月には、それまでの調査成果を踏まえ、築館バイパス建設に関して建設省東北地方整備局仙台工事事務所（現：国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所、以下、仙台河川国道事務所）及び、宮城県教育庁文化財保護課（現：宮城県教育庁文化財課）との協議が行われ、その後、引き続き遺跡の保存に関する調整が行われることとなる。平成14年（2002）には、事業計画が具体化したことを受け、宮城県教育委員会及び築館町が仙台河川国道事務所に対し、計画地内の周知の遺跡の取り扱いに関する協議を申し入れ、伊治城跡を計画地から外すよう要望するとともに、計画地内の他の遺跡に関しては、記録保存のための本発掘調査を行うことを取り決めた。

このような調整が行われるなかで、伊治城跡は、平成15年（2003）8月27日に史跡に指定された。さらに、平成17年（2005）7月14日には史跡の追加指定を受け、平成18年（2006）3月には保存管理計画書が刊行される。この間も築館バイパス建設計画に関する調整は続き、平成22年（2010）には伊治城跡の史跡範囲を避けた形でのルートが検討され、候補地となった入の沢の現地踏査が行われた。

2. 開発計画と保存に至る経緯

バイパスのルートに関しては、平成 23 年（2011）3 月に市の都市計画審議会において、変更に関する事前報告が行われて以降、同年 5 月には、都市計画決定の変更案の申出が栗原市から宮城県に対して行われ、同年 6 月には変更案に関する住民説明会が開催された。その後、国土交通大臣事前協議を経て同意を得、8 月には変更案が公告となり、10 月から 11 月にかけて宮城県都市計画審議会の諮問、答申、国土交通大臣変更本協議と変更手続きが進んだ。11 月末には国土交通大臣の同意を得て、都市計画決定の変更が告示された。

上記の経緯を経て、築館バイパスのルートは、入の沢遺跡の所在する丘陵部に変更されることとなった。

2.3 史跡入の沢遺跡に関する開発計画と保存に至る経緯

築館バイパスの変更ルートの検討のため、平成 22 年（2010）に実施された埋蔵文化財の有無を確認するための現地踏査では、建設予定地内において中近世のものと思われる塚が発見された。踏査は、宮城県教育委員会と栗原市教育委員会が合同で、平成 22 年（2010）の秋から翌年の春にかけて数回実施した。東日本大震災により確認作業は一旦中断となるが、踏査結果に基づき、塚の分布範囲を平成 25 年（2013）1 月 24 日に「入の沢塚群」として遺跡登録し、築館バイパス建設工事に先立って発掘調査が行われることとなった。

調査は、宮城県教育委員会が主体となり、平成 26 年（2014）4 月から開始された。調査に先立って行われた山林伐採の後の現地確認では、地表面で古墳時代前期の土師器が多数採集され、この時点で、踏査時には確認し得なかった古墳時代の集落跡の存在が推定された。これにより、塚の調査と合わせて、路線計画範囲内において遺構の有無を確認する発掘調査が実施されることとなった。調査が進むにしたがって竪穴建物跡、その周囲に大溝跡及び材木堀跡が検出され、かつ遺構の密度が非常に高いことが判明した。竪穴建物跡の時代は、出土した遺物から古墳時代から平安時代のものであるが、その多くは古墳時代前期に属することが確認された。また、大溝跡の一部を掘り下げた結果、その規模は幅 4m、深さ 1.4m に及び、堆積土の状況及び出土遺物から古墳時代前期に属する遺構であることが判明した。

以上のことから、入の沢遺跡は周囲を大溝と材木堀で囲んだ大規模集落跡であり、さらに周囲を見渡せるような標高 49m の高い丘陵上にあるという立地も鑑み、一般的な集落よりも高い防御性を備えていた拠点集落であると考えられた。精査を行った竪穴建物跡 12 棟のうち、5 棟に焼失の痕跡が認められ、これらの焼失竪穴建物跡から銅鏡・鉄製品・装身具など、通常、古墳時代前期の大型古墳で副葬されるような各種遺物が多量に出土したことから、この地が古墳時代前期後半におけるヤマト政権の支配が及ぶ最北の地であり、ヤマト政権の東北政策を考えるうえで、重要な遺跡であるとの結論に至った。

当初、中近世の塚群として登録された入の沢塚群が、古墳時代の集落跡でもあることが明らかになり、7 月以降、県内の古墳時代研究者による視察、11 月には文化庁調査官による視察が行われた。発掘調査の結果を踏まえて、11 月には遺跡の名称が「入の沢塚群」から「入の沢遺跡」に変更された。11 月から 12 月にかけて全国の研究者による視察が相次ぎ、遺跡

2. 開発計画と保存に至る経緯

の重要性が論じられることとなる。さらに、12月4日には報道機関への公開、同6日には発掘調査現地説明会の開催により、遺跡の概要が一般市民を含む多くの人々に紹介され、遺跡の価値についても広く知られることとなった。

入の沢遺跡は、保存すべき重要性を有するとの評価が高まる中で、宮城県教育委員会は発掘調査を12月中旬に終了し、平成27年(2015)1月には仙台海川国道事務所等との調整会議において、入の沢遺跡の現状保存を正式に要望した。これにより、遺跡保存のための協議が開始された。その後、6月から7月にかけて、日本考古学協会による現地視察が実施された。6月18日には宮城県考古学会から入の沢遺跡の保存に関する要望書が提出され、また、7月1日には日本考古学協会から入の沢遺跡の保存に関する要望書が宮城県、栗原市、文化庁に宛て提出された。要望書では「入の沢遺跡で検出された遺構群を現状保存するための措置を早急に講じること」と「入の沢遺跡の国指定史跡指定を視野に入れて、周辺の遺跡群と一体的な保存と活用を図るための包括的な検討を行うこと」の2点が要望として出された。

このような動きを受けて、9月には栗原市が“一般国道4号築館バイパス事業「入の沢遺跡」に関する地元説明会”を開催し、関係機関とともに入の沢遺跡の概要とバイパス建設事業の方針に関して地権者に対して説明を行った。

一方で、入の沢遺跡の考古学的な重要性を広く知らしめる出来事として挙げられるのが、9月21日・22日に東北学院大学アジア流域文化研究所の主催で、栗原文化会館において「古代倭国北縁の軌轢と交流 栗原市入の沢遺跡で何が起きたか」と題したシンポジウムである。このシンポジウムは、入の沢遺跡の調査成果の紹介と、銅鏡、玉類などの特徴的な遺物に関する専門的な見地からの発表や当時の社会に関する発表、討論で構成され、2日間にわたり、のべ800人を超える参加者があり、地域の人々の大きな関心を集めた。

入の沢遺跡の開発と保存に関する動向が注目されるなか、同年11月の栗原市の定例記者会見で、栗原市長が「入の沢遺跡の保存及び国指定史跡を目指す」との意思を表明したことにより、保存に向けての調整が本格的に行われることとなった。平成28年(2016)5月には文化庁主任調査官及び文化審議会文化財分働会専門委員による現地視察が行われ、6月には、宮城県教育委員会教育長及び教育委員が現地を視察した。同年10月から12月にかけて宮城県教育委員会が補足の発掘調査を実施するとともに、12月には発掘調査報告書を刊行するなど、史跡指定の根拠となる資料が公表された。平成29年(2017)1月には栗原市が文化庁へ入の沢遺跡の史跡指定に係る意見具申を行い、6月に文化審議会による史跡指定の答申がなされ、10月13日には史跡指定の官報告示がされ、入の沢遺跡は国指定史跡となった。

この時点で12,711.00 m²の指定範囲は、築館バイパス建設計画に係る範囲に限られていたため、遺跡範囲の解明と史跡として保護すべき範囲を確定する必要があるとして、栗原市教育委員会は、平成30年度(2018)から範囲確認調査を開始した。平成30年度(2018)の調査では、発掘調査と地形調査により、おおよその古墳時代前期の集落の範囲を想定することが可能となった。

2. 開発計画と保存に至る経緯

この成果を受けて、令和2年（2020）3月10日に丘陵全体を含む34,147.36㎡が追加指定され、入の沢遺跡は史跡として保存されることとなった。

3. 史跡の概要

3.1 発掘調査と研究成果

3.1.1 発掘調査の概要と成果

入の沢遺跡は、平成 26 年度（2014）に宮城県教育委員会により発掘調査が行われ、平成 27 年度（2015）、平成 28 年度（2016）の調査を経て、その後は、栗原市教育委員会が主体となり、平成 30 年度（2018）、令和元年度（2019）に発掘調査を実施している。

古墳時代の集落の存在が明らかとなった。宮城県教育委員会による平成 26 年度（2014）の発掘調査では、調査原因となった工事計画範囲内を A 区から D 区に区分している。その区分の仕方は、地形によるもので、沢を境に、丘陵尾根部分を西側から順に A、B、C、D 区としている。

A 区及び B 区においては、平成 26 年度（2014）の発掘調査で古墳時代の集落跡、古代の竪穴建物跡が検出された。C 区及び D 区においては、平成 27 年度（2015）の調査で中近世のものと思われる塚、古代のものと思われる土塁跡及び溝跡、掘立柱建物跡を検出している。平成 29 年度（2017）から実施した栗原市教育委員会の調査では、古墳時代前期後半の集落に関する範囲確認調査として、A 区及び B 区に分布する大溝跡の範囲を確認し、古代の竪穴建物跡や縄文時代の遺構を検出した。

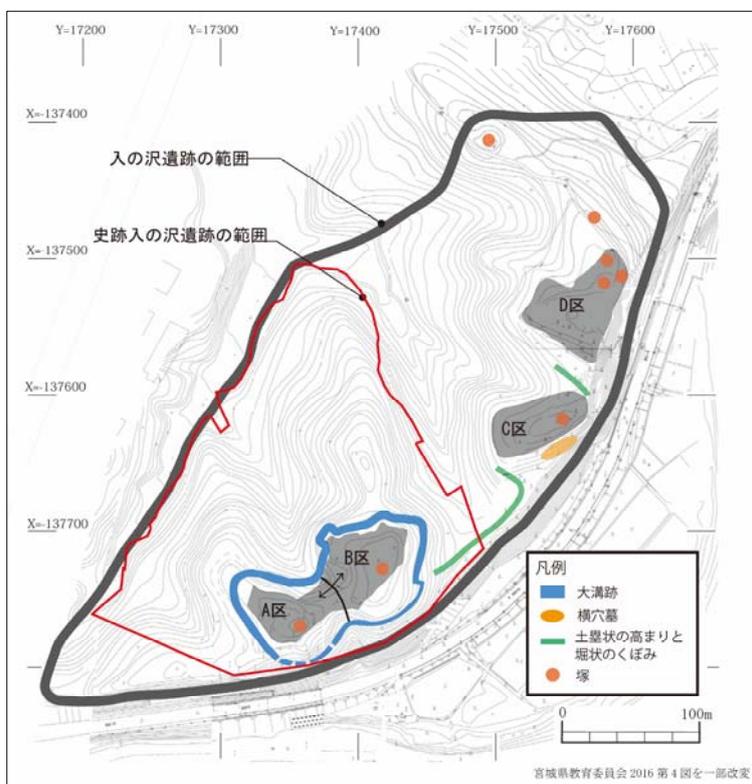


図 3.1 入の沢遺跡における発掘調査範囲

3. 史跡の概要

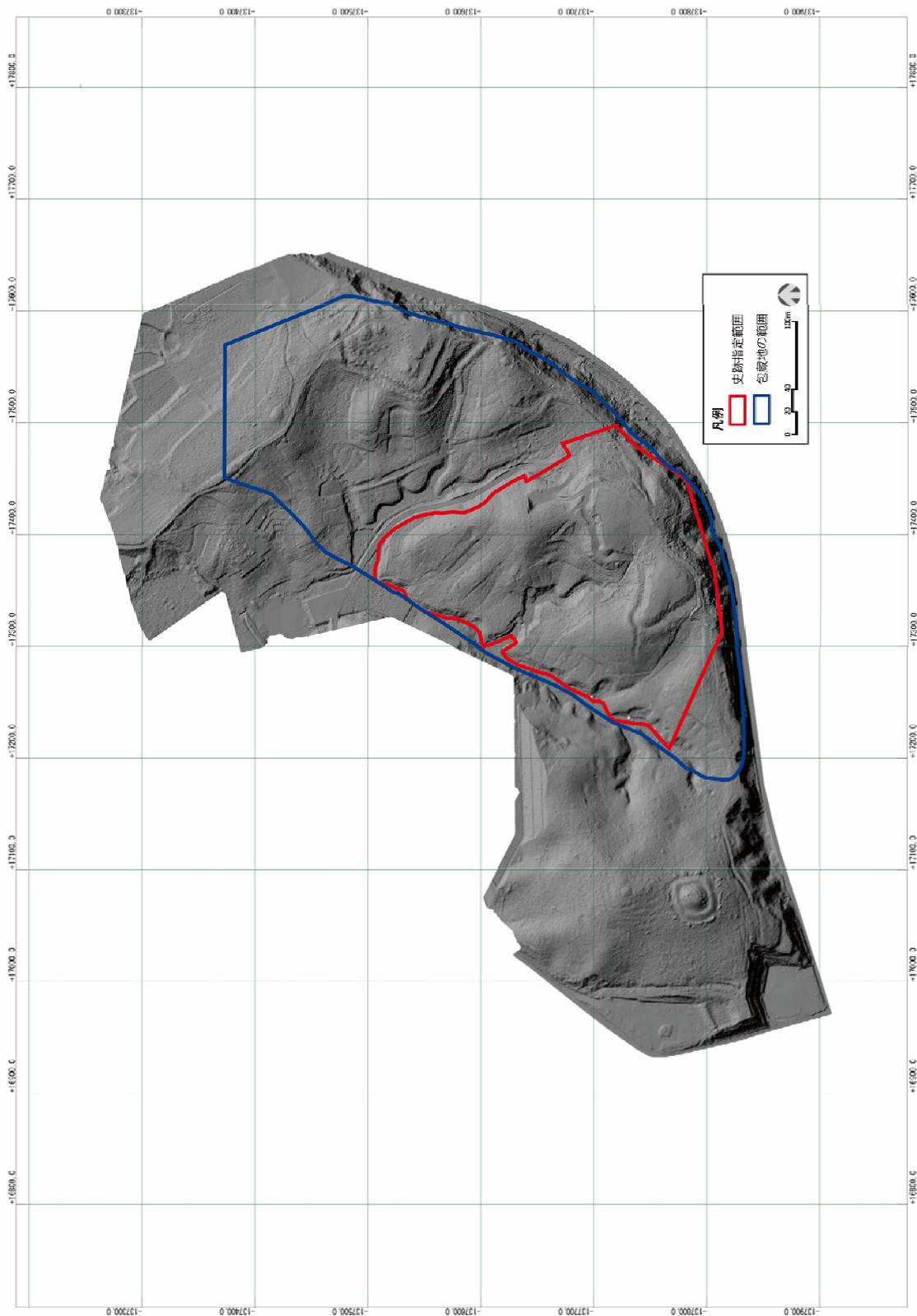


図 3.2 オルソ画像における史跡指定範囲と入の沢遺跡の範囲

3. 史跡の概要

平成 26 年度（2014）から令和元年度（2019）にかけて実施された発掘調査やその他の調査について、その履歴と調査成果について表 3.1 にまとめた。

表 3.1 発掘調査等の履歴と成果

| 調査年度 | 調査箇所 | 調査目的 | 調査概要 | 調査成果 | 調査主体 |
|-----------------------|---|--|--------------------------------|---|--|
| 平成 22 年度 (2010) | 一般国道 4 号 築館バイパス の計画路線 | 道路計画予定地 内の埋蔵文化財 の有無の把握 | 遺跡分布調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・塚 9 基確認 ・塚の盛土中から中世陶器 1 点、頂上部より金装板碑片 1 点を採集 | 宮城県教育委員会 栗原市教育委員会 栗原市文化財調査 報告書 18 集 |
| 平成 26 年度 (2014) | 遺跡南西部 (一般国道 4 号築館バイパスの計画路線 北側終点付近) | 道路計画予定地 内の発掘調査 | 遺跡南西部（A 区、B 区）詳細調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代前期の大溝跡、盛土遺構（土塁）、材木堀跡に囲まれた多数の竪穴建物跡を確認 ・焼失した竪穴建物跡から豊富な土師器、鉄製品、銅鏡、玉類等を多数確認 ・4 世紀後半頃のヤマト政権による勢力の北限域を示す事例として歴史上極めて重要な遺跡であることを確認 ・奈良・平安時代の遺構の事前調査 ・中近世期にかけての塚 2 基の事前調査 | 宮城県教育委員会 宮城県文化財調査 報告書 245 集 |
| 平成 27 年度 (2015) | 遺跡北東部 | 一般国道 4 号築館バイパスの計画路線を集落域の東側へ変更した際の遺跡への影響等を把握するための確認調査 | 古墳時代前期の集落域の北側（C 区、D 区）での遺構確認調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代後期から古代とみられる横穴墓群、古代の土塁跡、溝跡、掘立柱建物跡 1 棟、中近世期のものと思われる塚の分布を確認 | 宮城県教育委員会 宮城県文化財調査 報告書 251 集 |

3. 史跡の概要

| 調査年度 | 調査箇所 | 調査目的 | 調査概要 | 調査成果 | 調査主体 |
|----------------------|------------------------------------|---|---|---|-----------------------------------|
| 平成 28年度 (2016) | 遺跡の南半部 B区の竪穴建物跡 (SI13) | B区竪穴建物跡 (SI13) の構造等把握と史跡指定具申のための追加調査 | 平成26年度発掘調査の補足調査 (竪穴建物跡 (SI13) の床面施設の確認) | ・材木堀跡や大溝跡の一部、盛土遺構、竪穴建物跡、掘立柱建物跡、柱穴、土坑、整地層、塚等を検出 | 宮城県教育委員会 宮城県文化財調査報告書 251 集 |
| 平成 30年度 (2018) | A区北西部 A区～B区南側 B区東側 集落南～東側 | 大溝跡で囲まれた集落の規模や範囲、集落域の様相の確認 集落が所在する丘陵部分の地形の把握 集落南側から東側にかけての大溝の位置解明 | 調査目的に沿った、地形調査と発掘調査 | ・A区の西側と北側を囲う大溝跡2か所とB区の北側から北東側を囲い、北西部に凸型の張り出し部が確認された大溝跡1か所を検出 ・地形調査で古墳時代集落の範囲が推定できるようになった | 栗原市教育委員会 栗原市文化財調査報告書 26 集 |
| 令和 元年度 (2019) | A区の北側の防御施設 (大溝跡、材木堀跡、盛土遺構) | 大溝跡の位置と規模、構造の確認 材木堀跡と盛土遺構の確認と詳細把握 | 調査目的に沿った、地形調査と発掘調査 | ・大溝跡、盛土遺構、材木堀跡を検出 | 栗原市教育委員会 栗原市文化財調査報告書 28 集 |
| 令和 元年度 (2019) | 入の沢遺跡全域と隣接する大仏古墳群 | 史跡及び埋蔵文化財包蔵地全域を対象とした詳細な地形図の作成 | 空中レーザー等測量 | ・入の沢遺跡が所在する地形の詳細を把握 ・入の沢遺跡と大仏古墳の位置関係の把握 ・大仏古墳の墳丘形状の詳細の把握 | 栗原市教育委員会 栗原市文化財調査報告書 29 集 |

3.1.2 発掘調査範囲から検出された遺構・遺物の概要と検出地点

表 3.1 にまとめた発掘調査において、検出された遺構・遺物の概要を以下にまとめる。

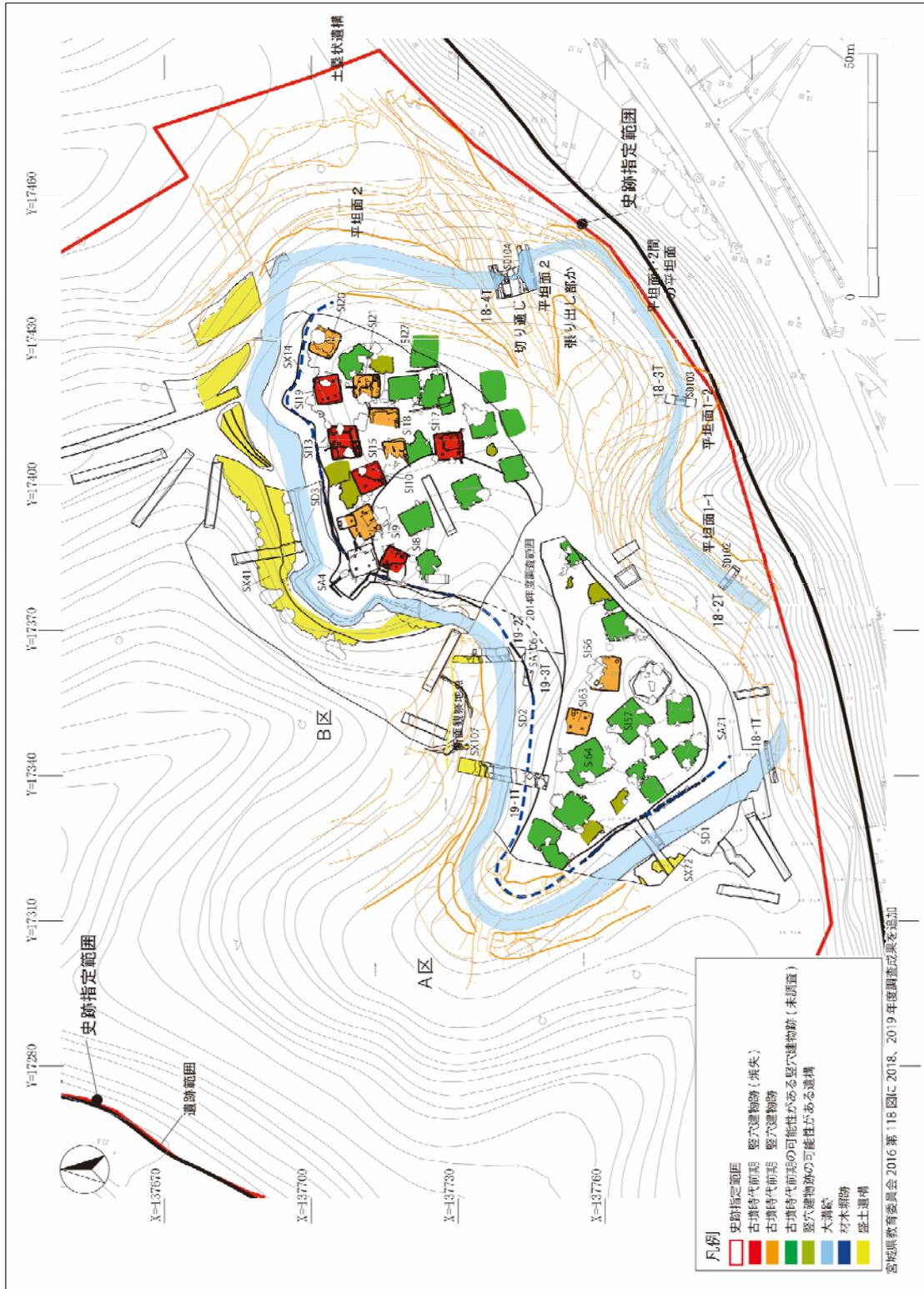


図 3.3 入の沢遺跡における発掘調査範囲及び遺構検出地点

3. 史跡の概要

検出された遺構・遺物の概要

| | |
|-----------------|--|
| SI8 竪穴建物跡（焼失建物） | |
| 検出地点 | B区西端に位置 緩斜面上に立地 |
| 遺構の概要 | SI5 竪穴建物跡、SB42 掘立柱建物跡と重複し、これらより古い。 平面形は方形で規模は南北4.4m、東西4.5mである。地山を壁とし、掘方埋土を床面とする。4個の支柱穴を持つ。焼け面は4か所で検出し、そのうち2か所が炉とみられる。周溝は一部で検出。外延溝、間仕切状の溝、土坑1基を検出。 |
| 検出遺物 | 床面：砥石、磨+敲石 堆積土：土師器高坏、手捏土器、砥石 土坑堆積土：土師器壺 |

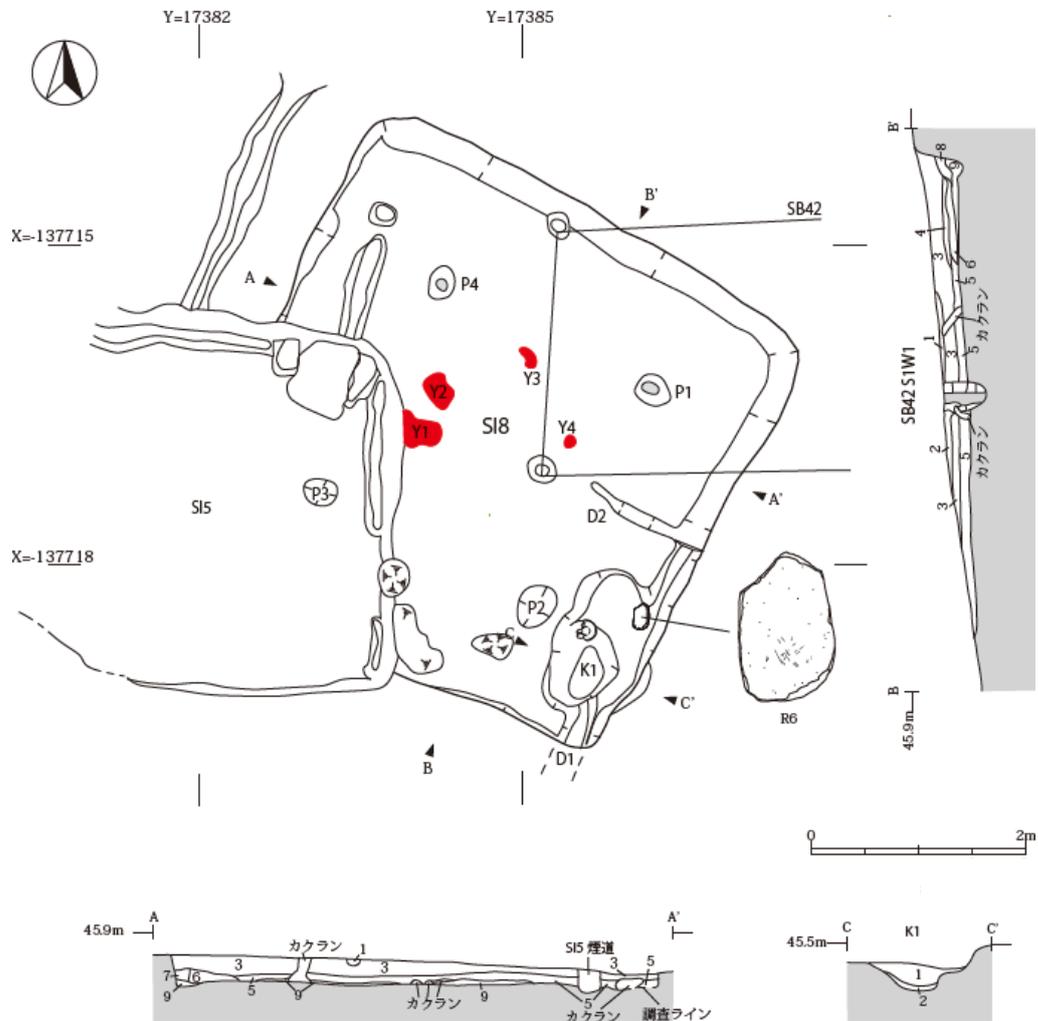
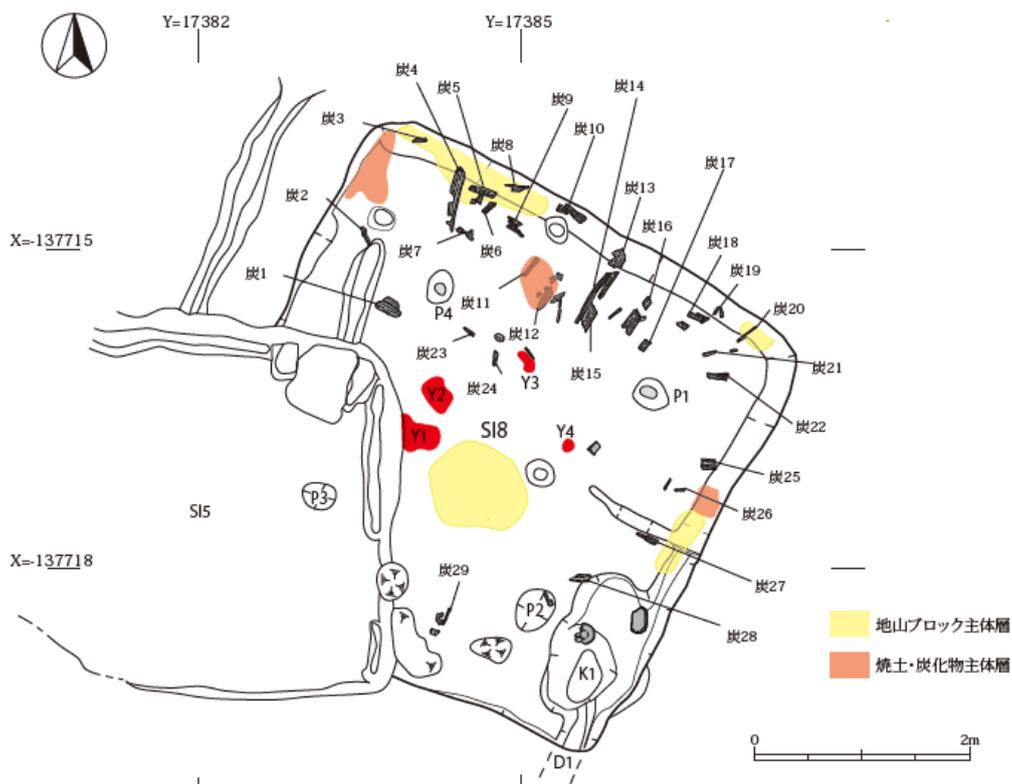


図 3.4 SI8 竪穴建物跡（焼失建物）の概要と平面図、断面図及び遺構検出位置

3. 史跡の概要



S18 竖穴建物跡 (南から)



S18 竖穴建物跡 炭化材・焼土検出状況 (南から)



S18 竖穴建物跡 北辺炭化材検出状況 (北から)

図 3.5 S18 竖穴建物跡 (焼失建物) の遺物検出位置と遺構検出状況

3. 史跡の概要

| | |
|------------------|--|
| SI10 竪穴建物跡（焼失建物） | |
| 検出地点 | B区北辺中央 緩斜面上に立地 |
| 遺構の概要 | 北辺で SX11（竪穴建物か）と重複し、これより新しい。平面形は長方形で規模は南北 5.9m、東西 5.3mである。地山を壁とし、掘方埋土を床面とする。4 個の主柱穴を持つ。焼け面は 12 か所検出し、そのうち 6 か所の一部が炉とみられる。周溝は西辺で一部途切れるがそれ以外では各辺で検出。溝、外延溝、土坑 1 基、ピット 5 個を検出。 |
| 検出遺物 | 床面：土師器高坏、器台、鉢、壺、甕、白色粘土塊 堆積土（焼土・炭化物を多く含む層）：土師器器台、鉢、壺、甕、砥石、磨石、屋根材の可能性のある被熱した粘土塊 土坑堆積土：土師器器台、鉢、壺、甕、有孔鉢 その他の遺構上面や堆積土：土師器器台、壺、台付甕、鉄製品、砥石 |

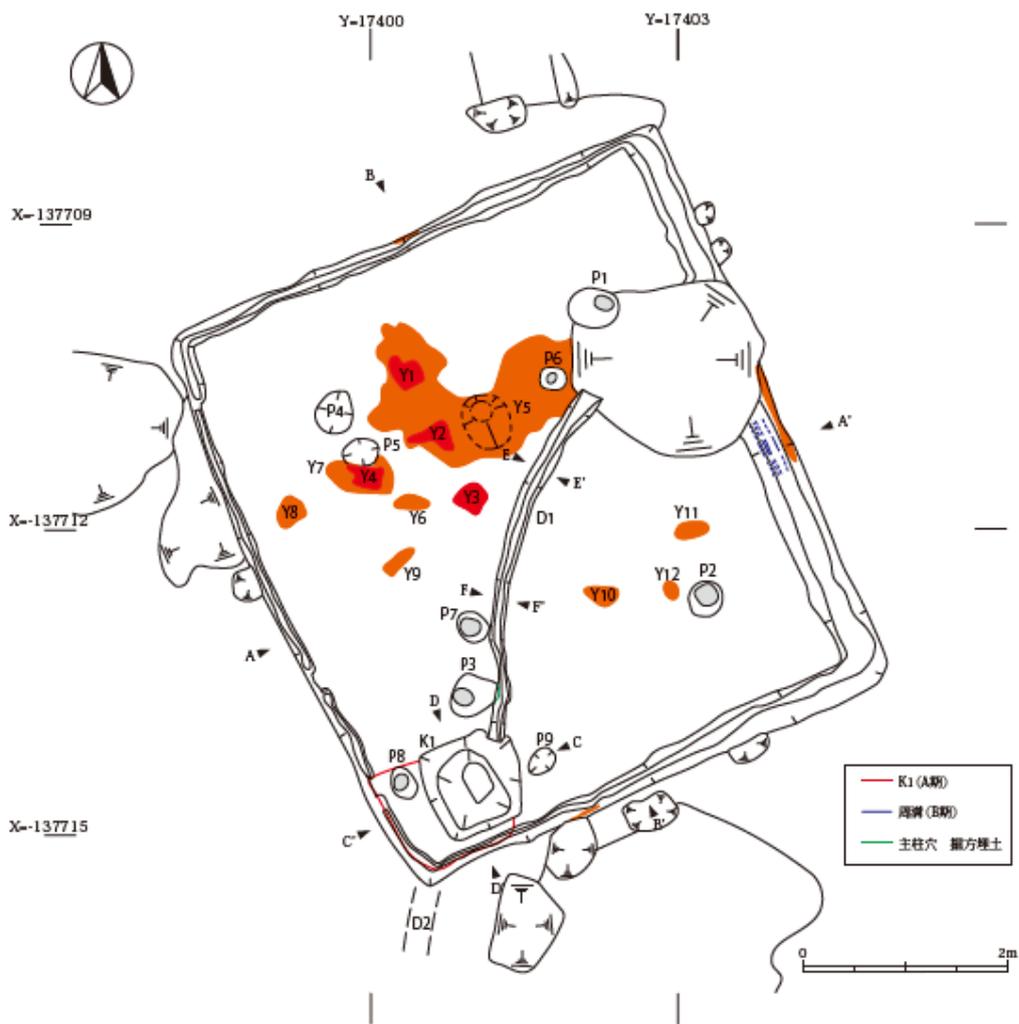


図 3.6 SI10 竪穴建物跡（焼失建物）の概要と平面図及び遺構検出位置

3. 史跡の概要

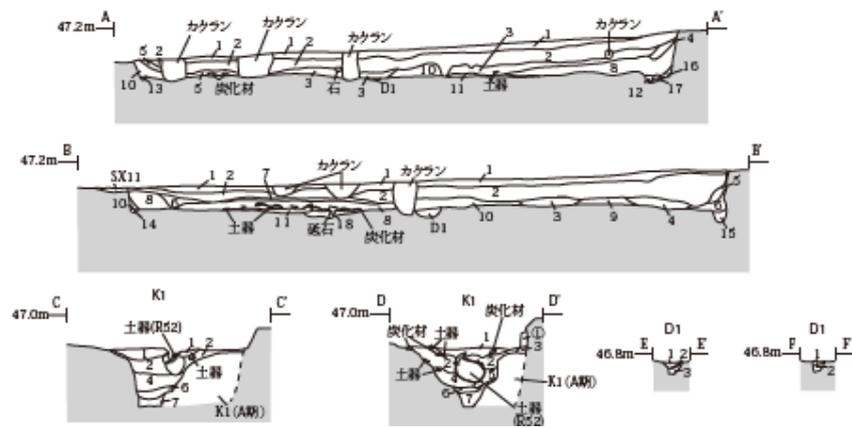


図 3.7 S110 竪穴建物跡（焼失建物）の断面図

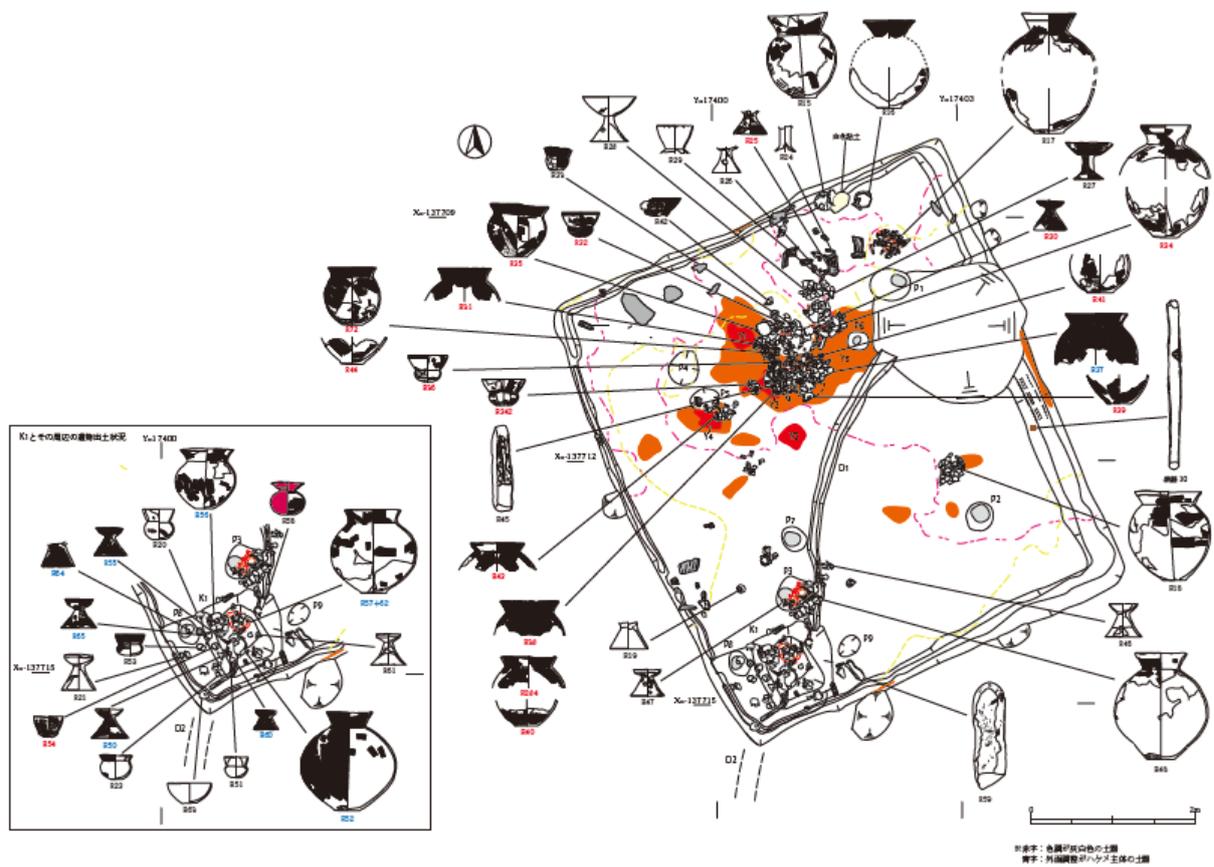


図 3.8 S110 竪穴建物跡（焼失建物）の遺物検出位置

3. 史跡の概要



SI10 竪穴建物跡 遺物出土状況（北西から）



SI10 竪穴建物跡 K1 遺物出土状況 2
（南東から）



SI10 竪穴建物跡 K1 遺物出土状況 1
（東から）

図 3.9 SI10 竪穴建物跡（焼失建物）の遺物検出状況

| SI13 竪穴建物跡（焼失建物） | |
|------------------|--|
| 検出地点 | B 区北辺中央 緩斜面上に立地 |
| 遺構の概要 | 他遺構との重複はない。平面形は長方形で規模は南北 6.2m、東西 7.0m である。整地層及び地山を壁とし、掘方埋土を床面とする。4 個の支柱穴を持つ。焼け面は 3 か所検出し、そのうち 1 か所が炉とみられる。周溝は 1 度の改修がみられ、古い時期のものは部分的、新しい時期のものは南辺で一部途切れるがそれ以外では各辺で検出。ベッド状施設とそれに伴う溝、外延溝、土坑 2 基、ピット 8 個、土手状の高まりを検出。 |
| 検出遺物 | 床面：土師器高坏、器台、鉢、壺、有孔鉢、玉類 堆積土（炭化物・焼土主体層）：土師器高坏、鉢、壺、甕、銅鏡、鉄製品、玉類・垂飾品、砥石、磨+敲石、台石、赤色顔料、動物遺存体、炭化米等 堆積土：屋根材の可能性がある焼土塊 土坑堆積土：土師器高坏、器台、鉢、鉄製品 溝堆積土：土師器壺 周溝上面：土師器坏、壺 周溝堆積土：土師器鉢、壺、鉄製品 |

3. 史跡の概要

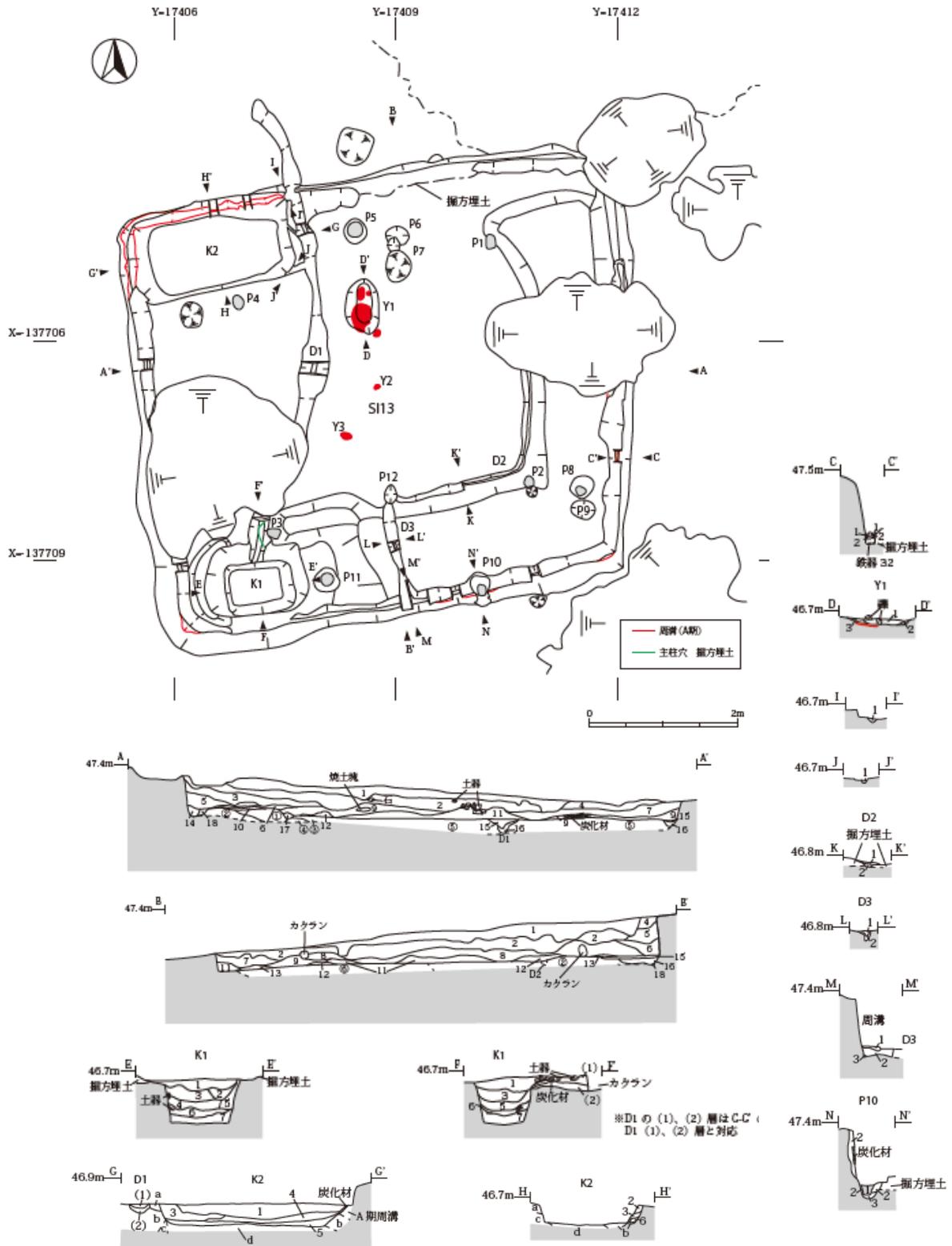


図 3.10 SI13 豎穴建物跡（焼失建物）の平面図及び遺構検出位置

3. 史跡の概要

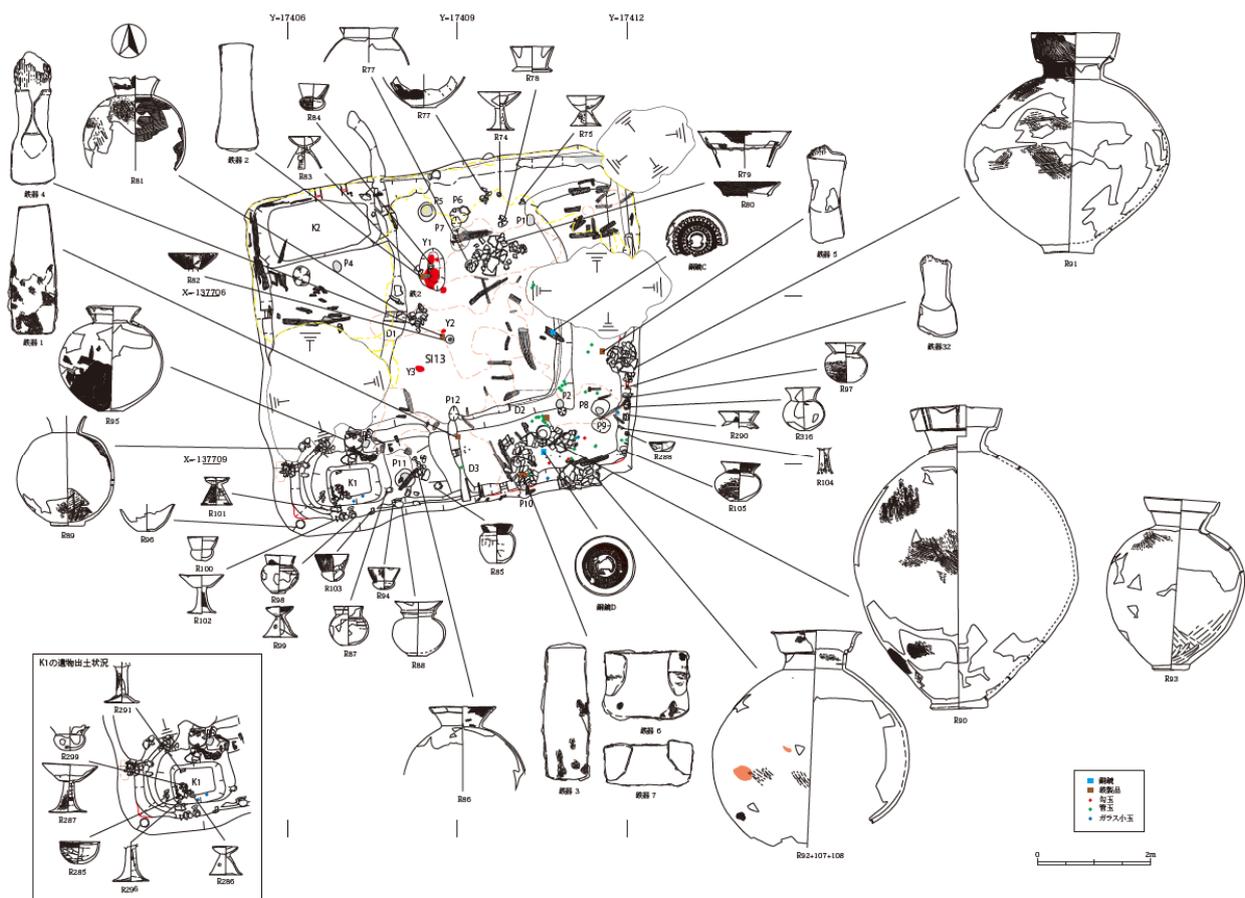


図 3.11 SI13 竪穴建物跡（焼失建物）の遺物検出位置と検出状況



SI13 竪穴建物跡 珠門鏡出土状況(北から)



SI13 竪穴建物跡 櫛齒文鏡出土状況(北から)



SI13 竪穴建物跡 鉄製品出土状況(北から)



SI13 竪穴建物跡 周溝鉄製品出土状況
(北西から)



SI13 竪穴建物跡 垂飾品出土状況(北東から)



SI13 竪穴建物跡 朱検出状況(北から)



SI13 竪穴建物跡 南東部遺物出土状況
(北西から)



SI13 竪穴建物跡 東辺中央遺物出土状況
(西から)

図 3.12 SI13 竪穴建物跡 (焼失建物) の遺物検出状況

3. 史跡の概要

| | |
|------------------|--|
| SI17 竪穴建物跡（焼失建物） | |
| 検出地点 | B区北辺中央 緩斜面上に立地 |
| 遺構の概要 | SI33 竪穴建物と重複し、これより古い。平面形は方形で規模は南北 5.8m、東西 5.5mである。地山を壁とし、掘方埋土を床面とする。4 個の支柱穴を持つ。焼け面は 1 か所検出。周溝は一部途切れているが、各辺で検出。外延溝、土坑 1 基を検出。 |
| 検出遺物 | 床面：土師器鉢、壺、甕、有孔鉢、砥石、磨石、炭化米 堆積土：屋根材の可能性がある焼土塊 土坑堆積土：土師器高坏、器台、鉢、鉄製品 溝堆積土：土師器壺 周溝上面：土師器坏、壺 周溝堆積土：土師器鉢、壺、鉄製品 その他の遺構上面及び堆積土から砥石、土師器器台、鉢、壺、甕 |

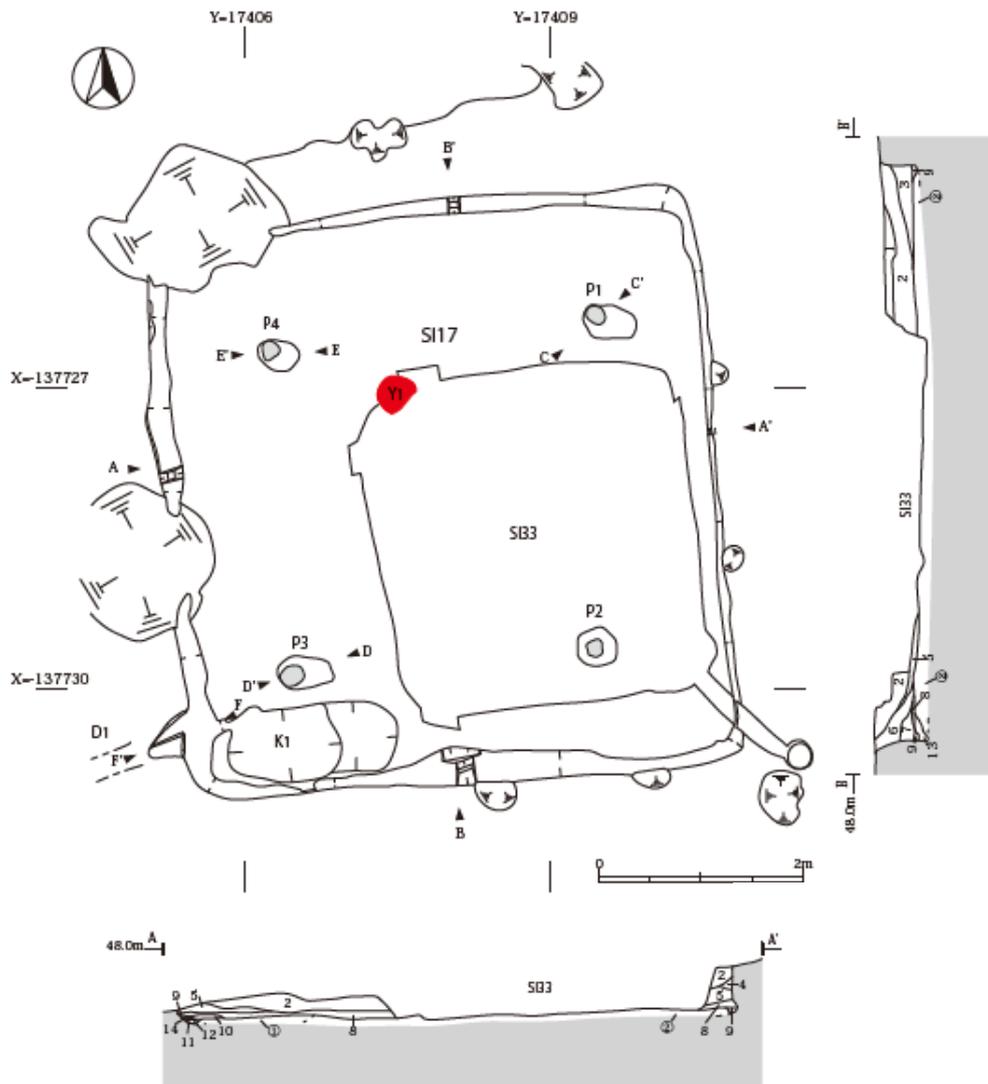


図 3.13 SI17 竪穴建物跡（焼失建物）の概要と平面図、断面図及び遺構検出位置

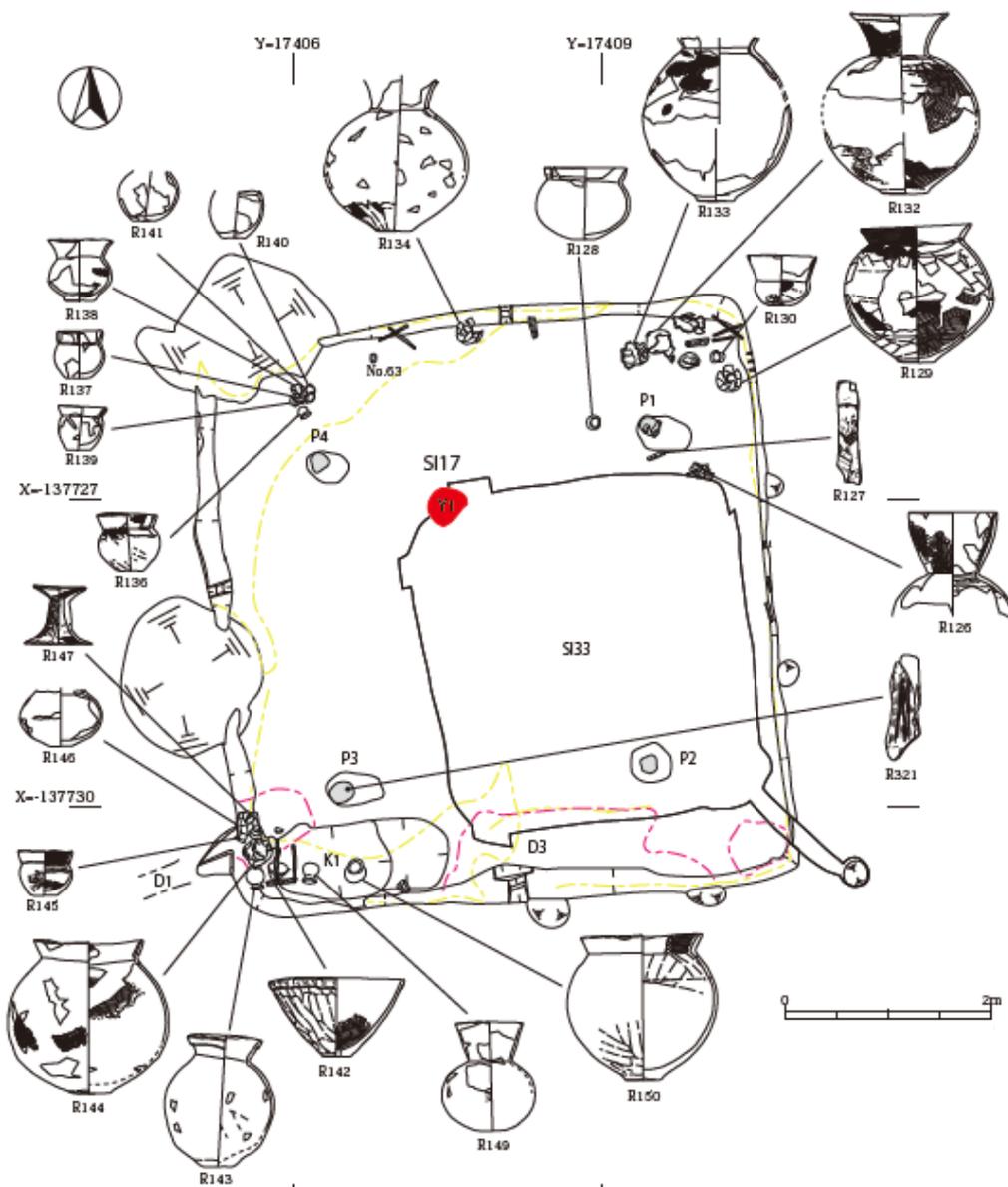


図 3.14 SI17 竪穴建物跡（焼失建物）の遺物検出位置

3. 史跡の概要



SI17 竪穴建物跡 遺物出土状況(南から)



SI17 竪穴建物跡 D1 断面(北東から)



SI17 竪穴建物跡 地山ブロック層検出状況(南から)



SI17 竪穴建物跡 東辺中央炭化材検出状況(西から)



SI17 竪穴建物跡 K1 遺物出土状況(北西から)



SI17 竪穴建物跡 北東隅遺物出土状況(北西から)



SI17 竪穴建物跡 南西隅遺物出土状況(南東から)

図 3.15 SI17 竪穴建物跡（焼失建物）の遺構及び遺物検出状況

3. 史跡の概要

| | |
|------------------|---|
| SI19 竪穴建物跡（焼失建物） | |
| 検出地点 | B 区北辺東側 緩斜面上に立地 |
| 遺構の概要 | 他遺構との重複は無い。平面形は方形で規模は南北 5.4m、東西 5.9mである。整地層及び地山を壁とし、掘方埋土を床面とする。4 個の支柱穴を持つ。炉は 1 か所検出した。周溝は北辺東側と西辺、南辺で検出。土坑 1 基を検出。 |
| 検出遺物 | 床面：土師器 堆積土（焼土や炭化物を多く含む層）：土師器器台、鉢、壺、銅鏡、鉄製品 堆積土：管玉、砥石 |

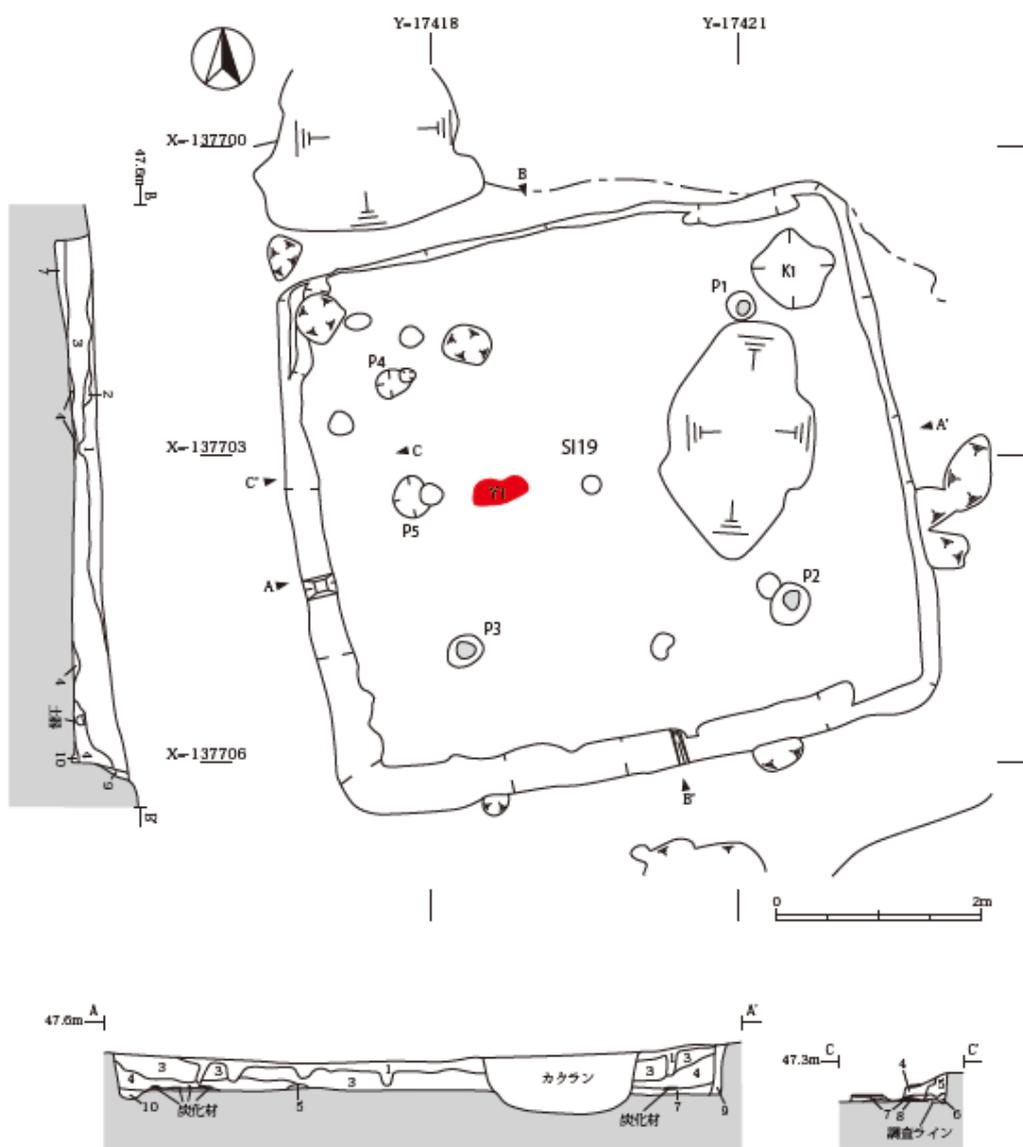
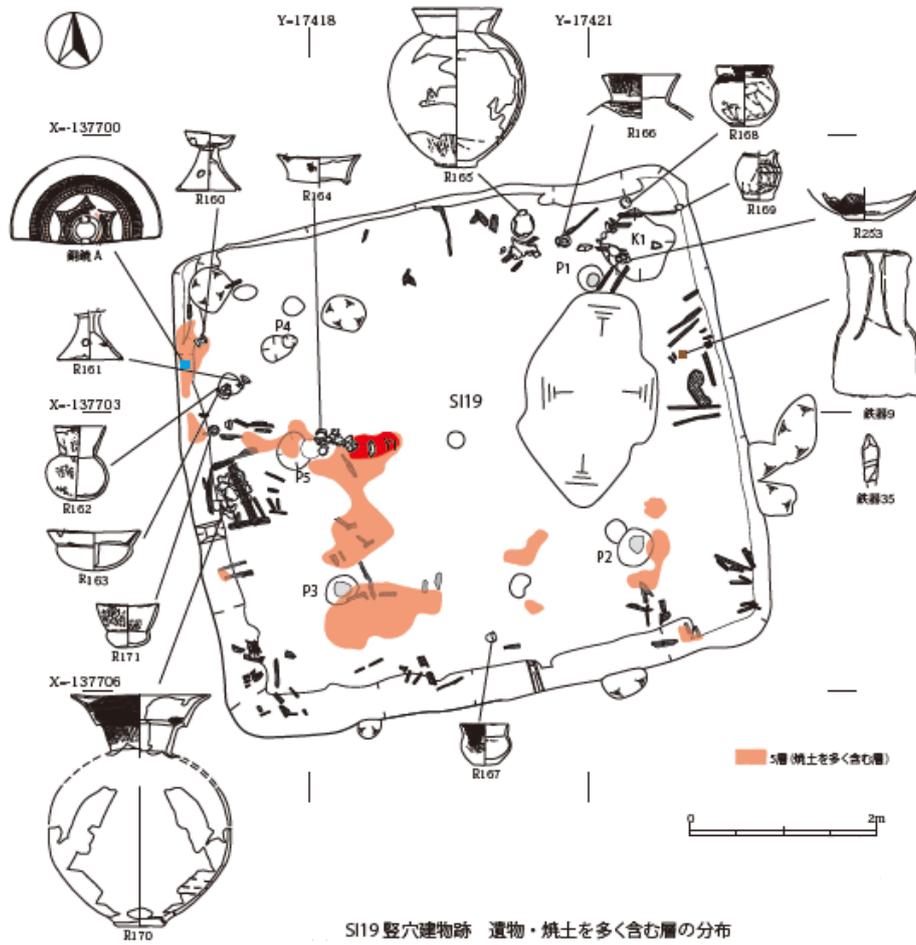


図 3.16 SI19 竪穴建物跡（焼失建物）の概要と平面図、断面図及び遺構検出位置

3. 史跡の概要



SI19 竪穴建物跡（東から）

図 3.17 SI19 竪穴建物跡（焼失建物）の遺物検出位置と遺構検出状況



S119 竪穴建物跡 銅鏡出土付近の層序
(北から)



S119 竪穴建物跡 内行花文鏡出土状況
(南東から)



S119 竪穴建物跡 北東隅遺物出土状況
(南西から)



S119 竪穴建物跡 西辺中央遺物出土状況
(南東から)

図 3.18 S119 竪穴建物跡（焼失建物）の遺物検出状況

3. 史跡の概要

区画施設

| | |
|---------------------|--|
| SD1、2、3、103、104 大溝跡 | |
| 遺構の概要 | <p>古墳時代前期集落が所在する丘陵斜面部分で平坦面が確認されており、発掘調査を行った地点すべてで大溝跡が確認されている。集落の規模は東西 146m、南北は B 区（東側）で 86m、A 区（西側）で 94m となり、地形に合わせて大溝を構築している。地形に合わせているが、大溝跡は直線を意識している部分、コの字状に張り出しとなる部分、クランク状になる部分も確認されている。</p> <p>大溝跡の上幅は 2.2～5m、下幅は 0.6～1.7m、深さは 0.7～1.4m である。また、断面形態は逆台形状や薬研堀状であり、規模や断面の形態は各地点で異なっている。また、地形に合わせて構築されているので底面レベルが異なり、最大で 5m の標高差が確認されている。</p> <p>堆積土中には炭化物が多く含まれる層が確認されており、古墳時代前期の遺物が多く確認されている。炭化物層は古墳時代前期集落の廃絶にかかわると考えられている。</p> <p>なお、材木堀跡は大溝よりも集落側、盛土遺構は大溝の外側に所在しており、盛土遺構、大溝、材木堀は一連の区画に関する遺構である。</p> |
| 検出遺物 | 古墳時代前期の土師器、奈良・平安時代の土師器、須恵器、鉄製品 |
| SA4、71、106 材木堀跡 | |
| 遺構の概要 | <p>大溝跡の集落側、丘陵の尾根の縁辺に所在する。B 区では大溝の形状に合わせてコの字状に張り出しており、大溝跡と同時に機能していた施設であり、大溝と同様集落を全周しているとみられる。</p> <p>上幅 0.2～0.7m、深さ 0.3～1m であり、柱痕跡は径 0.1～0.2m で間隔は最大で 0.35m 離れており、やや間隔があく部分もみられる。</p> |
| 検出遺物 | なし |
| SX41、72、106 盛土遺構 | |
| 遺構の概要 | <p>A 区西側から B 区北側など主に古墳時代前期集落の北側で確認されている。南側ではその痕跡は全く確認されていない。急峻な地形であるため本来あった遺構が流出している可能性がある。</p> <p>盛土遺構は大溝掘削土を丘陵斜面の下側に荒く積んだ遺構である。大溝の縁辺部分、盛土遺構の始まりの地点では土手状の高まりが確認される部分があり尾根がのびる場所（A 区北西部、B 区北部）まで続いて土塁状の高まりとなって残存している。</p> |
| 検出遺物 | 当該期の遺物なし |

3. 史跡の概要

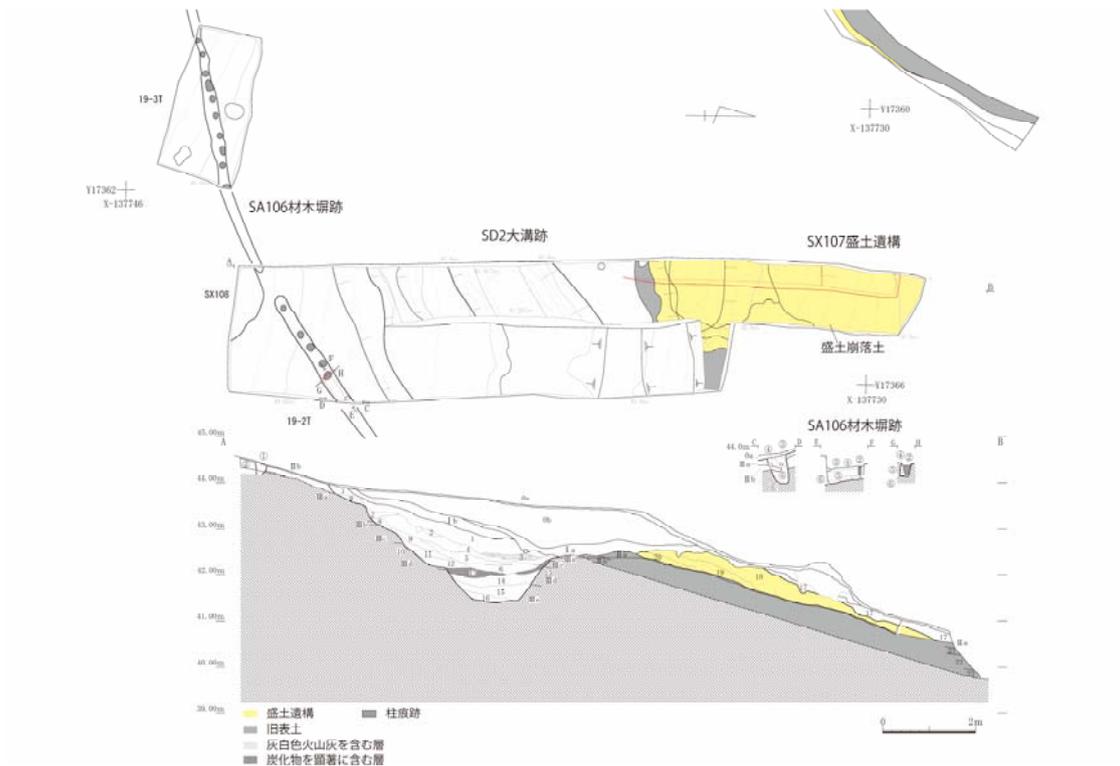


図 3.19 盛土遺構の平面図及び断面図

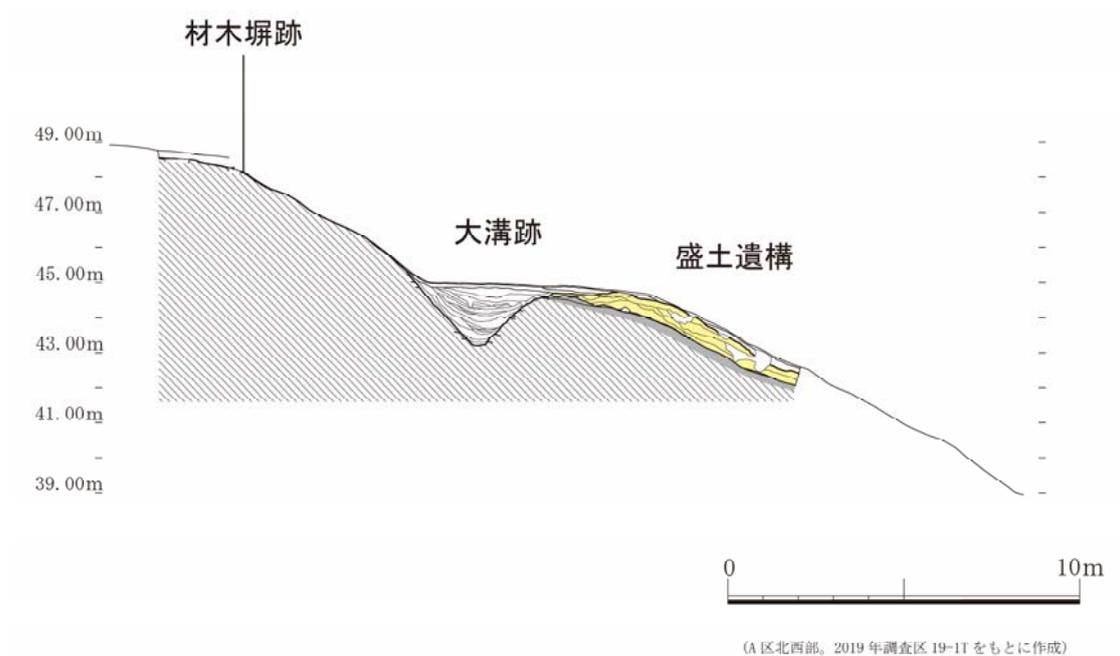


図 3.20 区画施設模式図

3. 史跡の概要



SD3 大溝跡と SA4 材木塀跡（北東から）



SX41 盛土遺構（東から）



A 区北西部と平坦面（SD2 大溝跡）（東から）



A 区北西部 大溝跡と土手状の高まり（南東から）



A 区北西部 大溝跡と土手状の高まり（南西から）



A 区北西部 大溝跡、土手状の高まり（東から）



大溝跡を反映した平坦面（北東から）

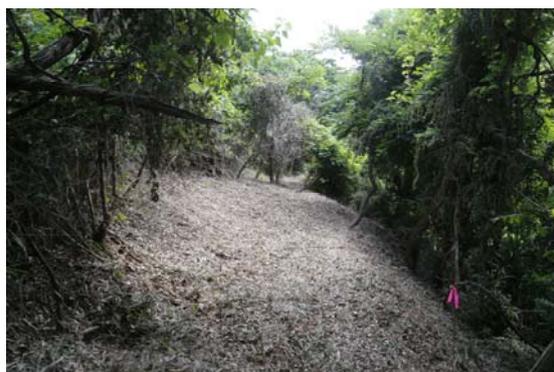


大溝跡を反映した平坦面（南西から）

図 3.21 区画施設



大溝跡を反映した平坦面（北東から）



大溝跡を反映した平坦面（西から）



大溝跡（西から）



大溝跡を反映した平坦面、大溝跡（西から）



大溝跡を反映した平坦面、大溝跡（北東から）



大溝跡を反映した平坦面、大溝跡（南東から）



大溝跡を反映した平坦面、大溝跡（北から）



A区北側区画施設調査状況（東上空から）

図 3.22 区画施設

3. 史跡の概要

(1) 発掘調査の成果から分かった入の沢遺跡の特徴と意義

発掘調査で分かった入の沢遺跡の特徴を下記にまとめる。

- (ア) 大溝と材木堀で囲まれた、極めて高い防御性を備えた古墳時代前期の大規模集落遺跡であること。
- (イ) 集落が立地する丘陵の地形が、往時のまま残っていること。
- (ウ) 大溝で囲まれた内側の竪穴建物跡は、焼失状況や遺構の重複が極めて少ない状況から、範囲内に計画的に配置され、短期間のうちに集落が廃絶していると考えられること。
- (エ) 竪穴建物跡の焼失後に再利用がなされなかったことから、建物の構造や遺物の配置等に関する多くの知見が得られること。
- (オ) 集落遺跡でありながら、竪穴建物内に当該期の大型古墳に副葬されるような、鏡、玉類、鉄製品、砥石などの多様な遺物を多数保有すること。

上記の特徴を踏まえ、入の沢遺跡の意義についてみていくこととする。

まず、(ア)にみられる防御性の高さは、検出された遺構の状況と、(イ)で示した、迫川と二迫川の合流地点に近い丘陵斜面の切り立った崖によって、構成される地形の険しさにある。この立地を含めた特徴は、入の沢遺跡が南からの古墳文化の北縁にあり、北からの続縄文文化との境界領域にあたることに起因すると考えられる。また、(ウ)、(エ)にみられるように、短期間のうちに集落が廃絶し、建物の焼失後に再建されることなく遺構が埋没したことから、遺構の遺存状態も極めて良好である。さらに、(オ)にみられるように、この地域では類をみない出土品が多数出土することは、ヤマト政権の勢力との強い結びつきを示す。さらには、ヤマト政権の勢力が及ぶ北限域に相当するこの場所に、突如としてこれらの特徴を有する集落が現れ、短期間で終焉する事実は、古墳文化の周辺及び境界領域における古墳文化の在り方を考えるうえで重要であり、また、当該期におけるヤマト政権の東北政策の在り方や続縄文文化との関係性の解明において重要である。

入の沢遺跡の古墳時代前期の集落が途絶えた後、古墳時代に前期以降では、新たな集落は形成されず、この地における人々の活動の痕跡は途切れるが、その後、丘陵斜面に横穴墓がつくられる。周辺に伊治城が造営されると、それにかかわるとみられる建物や区画施設がつくられるなど、伊治城の存続期において、何らかの役割を果たしていたと考えられる。また、古墳時代の集落域に古代の集落が営まれたことも発掘調査で確認されている。入の沢遺跡にみられる政治的北縁という性格によるこの地における軌轍は、古代へと引き継がれる。中近世には、塚が複数つくられ、現在も石像仏が安置される大仏殿があり、祈りの場へと変わっていく。

これらの遺構が形成された背景には、地形的にも湖沼地帯と丘陵地帯の間にあるという地勢的にも当時から、この地が人々の活動の結節点となる場所であったことによると考えられる。また、古代の東山道や近世の奥州街道が通る地として交通の要衝であったと考えられており、その位置づけは現代にも引き継がれている。

3.2 指定に至る経緯

昭和 56 年（1981）に都市計画決定された、「一般国道 4 号築館バイパス」の建設計画の変更に伴い、平成 22 年度（2010）に実施された踏査において、中近世期の塚として確認された「入の沢塚群」は、平成 26 年度（2014）の発掘調査において、大規模な古墳時代前期の集落であったことが判明し、保存運動を経て平成 29 年（2017）10 月に史跡として保存されることとなった。開発計画から保存に至る経緯については、「2.3 史跡入の沢遺跡に関する開発計画と保存に至る経緯」で詳述している。

3.2.1 指定の状況

（1）平成 29 年度（2017）における指定概要

平成 29 年（2017）10 月 13 日、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、史跡に指定された。

【官報告示】 官報 号外第 223 号 平成 29 年 10 月 13 日付け 文部科学省告示 第 137 号

【指定理由】 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第 1（貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡）による。

【説明】 丘陵先端部という立地や大溝と材木塀に見られる高い防御性、当該期の大型古墳が副葬品として有するような各種遺物からは、古墳時代前期後半におけるヤマト政権の東北政策を考える上で重要な大規模集落遺跡である。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|-------|---------------------|---|
| 入の沢遺跡 | 宮城県栗原市築館字城生野 入の沢 | 二三番五のうち実測一一八二五・六二平方メートル |
| | 同 字下宮野小牧 | 二八番一のうち実測八八五・三八平方メートル |
| | | 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び栗原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 |

3. 史跡の概要

指定説明（月刊文化財 平成29年（2017）9月号より原文抜粋）

入の沢遺跡は、宮城県の北西部に広がる築館丘陵の東部でも、北上川水系である一迫川と二迫川の合流地点に向けて細長く伸びる標高四九～五一メートルの丘陵の先端部に立地する、古墳時代前期後半（四世紀後半）の大規模集落跡である。

この遺跡は、国道四号築館バイパスの建設に伴い、平成二十六年四月から宮城県教育委員会が発掘調査を開始したが、東北地方では希有な古墳時代前期後半の大規模集落跡であることが明らかになった。そこで宮城県教育委員会は、同年十二月より発掘調査を中断して国土交通省及び栗原市と保存に関する協議を実施した結果、平成二十七年十一月には全面を保存することで関係機関が合意した。

集落の構造は、標高四九メートルと五一メートルの二つの丘陵を取り囲むように、上面幅二、四～四、〇メートル、底面幅一、〇～二、〇メートル、深さ四メートルの断面形態が逆台形になる大溝が、南東側は未確認であるが不整形ながら地形に合わせて総延長三三〇メートルにわたって巡る。さらに、この大溝の内側には材木堀が平行して設置され、全体的には二重の防御構造をなす。なお、集落の北西部においては大溝が方形に突出する部分もあるが、その内部ではこの大溝と関連性が想定される施設等は存在しない。

確認した三九棟の竪穴建物は密集して分布するが重複事例はわずかであることから、短期間のうちに計画的に配置されたと考えられる。このうち、十二棟において発掘調査を実施した結果、土屋根や建物部材が良好に遺存する焼失した五棟の竪穴建物を確認した。これらは焼失後に片付けが行われた痕跡がない状況やそれぞれに離れた位置関係にあることから、意図的に焼かれたものと推定される。

これら焼失建物のうち、平面プランが長方形で東西七、〇メートル、南北六、二メートルの規模を有し、他の竪穴建物より一回り規模の大きいSI13 竪穴建物は、壁際に溝が巡り、土坑や小溝が床面に敷設されるなど、ほかとは異なり複雑な床面構造を有している。そして、大型壺・壺・小型丸底壺・高坏・器台・鉢・有孔鉢・甕といった多数の土師器類のほかに、珠文鏡一面と櫛歯文鏡一面の銅鏡、鉄剣四点・鉄鏃二点・鉄斧八点・刀子一点・鉄製工具七点等の鉄製品、垂飾二点・勾玉一一点・棗玉四点・丸玉二点・白玉一七点・管玉九一点等の石製装身具、砥石四点の道具箱、繊維や水銀朱等がまとまって出土したが、これらは当該期の大型古墳の副葬品と同様の内容であり、極めて特殊な存在である。また、他の竪穴建物からも、量的にはSI13 竪穴建物ほどではないが、同種の遺物が出土しており、特に、SI19 竪穴建物から出土した内行花文鏡一面やSI27 竪穴建物から出土した珠文鏡一面は注目される。

このように、入の沢遺跡は、周辺の平野部からは比高差二三～二六メートルの丘陵の先端部という立地と、大溝とその内側に平行する材木堀による施設が示すように、極めて防御性の高い大規模集落跡である。そのうえ、存続期間の短さや当該期の大型古墳が副葬品として存する品々を多数保有するなどの特殊性もうかがうことができる。さらには、遺跡の遺存状態も極めて良好であり、当該期の東日本を見渡しても類例が極めて少ない遺跡として重要である。

この地域は、当該期においてはヤマト政権の勢力が及ぶ北限域に相当し、この地域周辺の丘陵

3. 史跡の概要

部や北方には続縄文文化が存在する。したがって、ここに高い防御性を備え、そのうえヤマト政権との関係性が高い品々を多数保有する大規模集落が突如として現れ短期間で終焉する事実は、当該期におけるヤマト政権の東北政策の在り方や続縄文文化との関係性の解明といった、古墳文化の周辺及び境界領域における古墳文化の在り方を考えるうえで重要である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(2) 令和元年度(2019)における追加指定概要

令和2年(2020)3月10日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、史跡入の沢遺跡の追加指定を受けた。

【官報告示】官報 号外第45号 令和2年3月10日付け 文部科学省告示 第23号

【指定理由】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(史跡)による。

【説明】丘陵先端部という立地や大溝と材木堀に見られる高い防御性、当該期の大型古墳が副葬品として有するような各種遺物からは、古墳時代前期後半におけるヤマト政権の東北政策を考える上で重要な大規模集落遺跡である。

令和二年三月十日

文部科学大臣 萩生田 光一

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---|-----------------|--|
| 入の沢遺跡 | 宮城県栗原市築館字城生野入の沢 | 二三番二のうち実測二六八一・四四平方メートル、二三番四、六六番、六八番、七一番、七二番、一二〇番、一二一番のうち実測一六〇・〇四平方メートル |
| | 同 字下宮野小牧 | 二八番のうち実測一二五二・九二平方メートル |
| 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県文化財担当部局及び栗原市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 | | |

指定説明 (月刊文化財 令和2年(2020)2月号より原文抜粋)

入の沢遺跡は、宮城県の北西部に広がる築館丘陵の東部、北上川水系である一迫川と二迫川の合流地点に向けて細長く延びる標高四九～五一メートルの丘陵の頂部に立地する古墳時代前期後半の大規模集落である。

3. 史跡の概要

本遺跡では、丘陵頂部辺縁部に幅二、四～四、〇メートル、深さ約四メートルの断面逆台形の大溝とその内側を材木堀で区画し、その区画の中で竪穴建物が検出された。竪穴建物は三九棟以上確認されたが、これらは重複せずに建てられていることから短期間かつ計画的に配置されたと考えられる。そのうちの一棟からは銅鏡、鉄製品、玉類など、一般的な集落遺跡から出土しない前期古墳の副葬品と同種の遺物が多く出土した。また、本遺跡は古墳時代前期後半の古墳文化の北限域に位置し、古墳文化と北方の続縄文文化が接する地域に営まれた集落であることから、この時期のヤマト政権の東北経営の実態や古墳文化と続縄文文化との関係性の解明といった古墳文化の周辺及び境界域について考える上で極めて重要な遺跡として、平成二十九年に史跡に指定された。

今回、平成三十年に栗原市教育委員会による発掘調査で検出された丘陵頂部の縁辺を巡る大溝とその外側の盛土状遺構を中心とした部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(3) 管理団体の指定

史跡全体を適切に保存・管理するために、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項及び第 172 条第 1 項の規定により、令和 2 年（2020）2 月 6 日 文化庁告示第 3 号において、栗原市が史跡入の沢遺跡の管理をする地方公共団体として指定を受けた。栗原市教育委員会文化財保護課がその実務を行っている。

【官報告示】官報 第 185 号 令和 2 年 2 月 6 日付け 文化庁告示 第 3 号

【指定理由】史跡の管理団体としての指定

管理団体の名称：栗原市（宮城県）

3.2.2 指定地の状況

史跡入の沢遺跡は、宮城県栗原市築館字城生野入の沢、峯岸、字下宮野小牧に所在する。

遺跡の範囲は南北 430m、東西 450m で、標高は 24m～49m であり、そのうち遺跡西部にあたる 46,858.36m² が史跡に指定されている。遺跡の南側の直下に「国道 4 号」が西南方向から東北方向にかけて走り、国道との高低差は 23m～26m である。遺跡の所在する丘陵の斜面は杉及び雑木で覆われ、山林となっている。

(1) 史跡指定地の土地所有者

史跡指定地は、その大半が民有地である。

表 3.2 に土地所有状況と各面積を記し、図 3.23 に土地所有分布を示す。

表 3.2 史跡入の沢遺跡の土地所有状況及び指定面積一覧 (単位：平方メートル)

| | 国有地 | 市有地 | 民有地 | 合計 |
|----|-----------|----------|-----------|-----------|
| 合計 | 11,825.62 | 2,138.30 | 32,894.44 | 46,858.36 |

※それぞれの土地面積は実測値を基にしている。

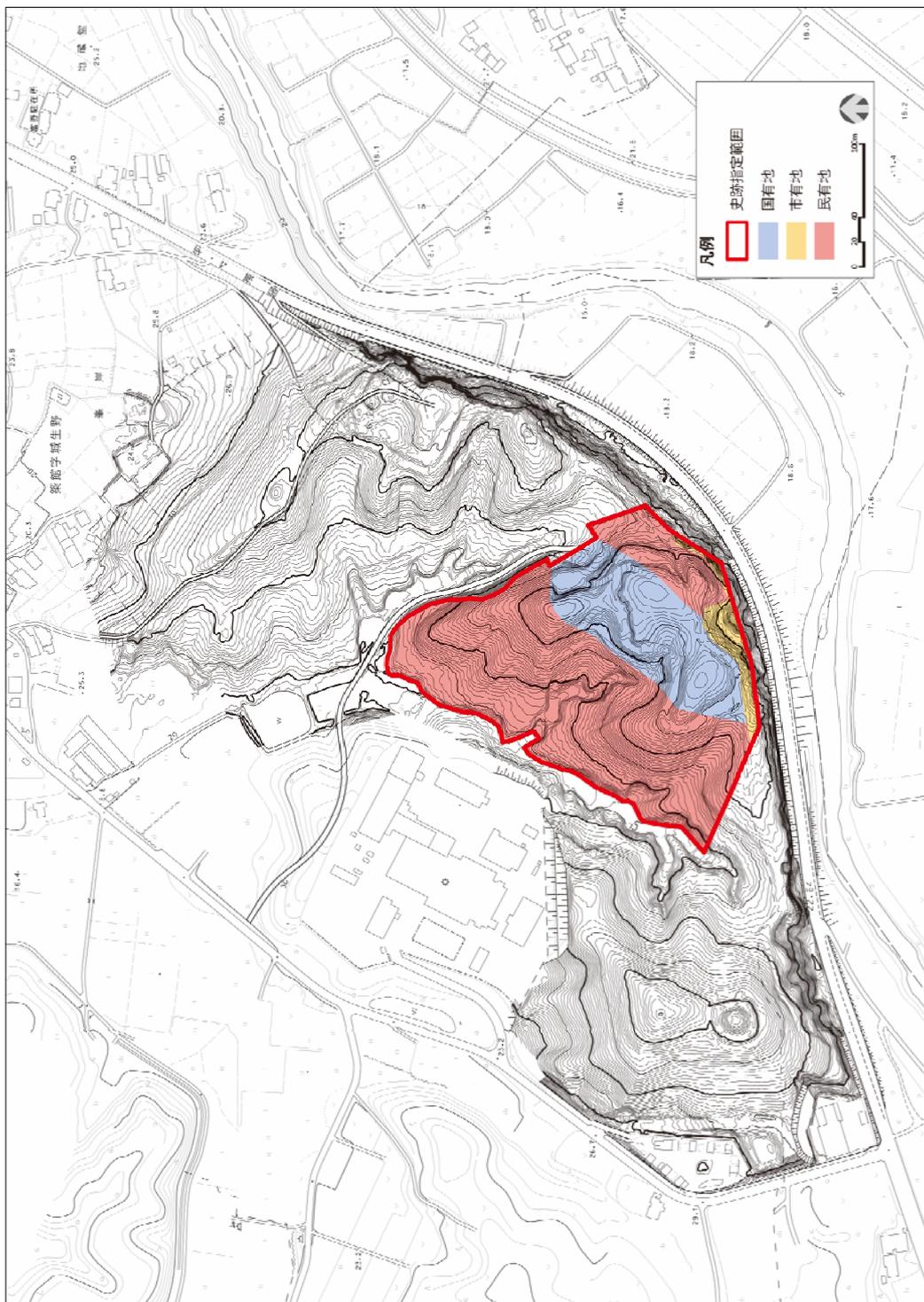


図 3.23 史跡入の沢遺跡 土地所有分布図

3. 史跡の概要

(2) 指定地地目別状況

史跡指定地の主な地目は、山林、原野、宅地である。

公有地のうち国（国土交通省）及び栗原市が所有する土地の地目は山林である。

また、民有地の地目は、山林、原野、宅地である。

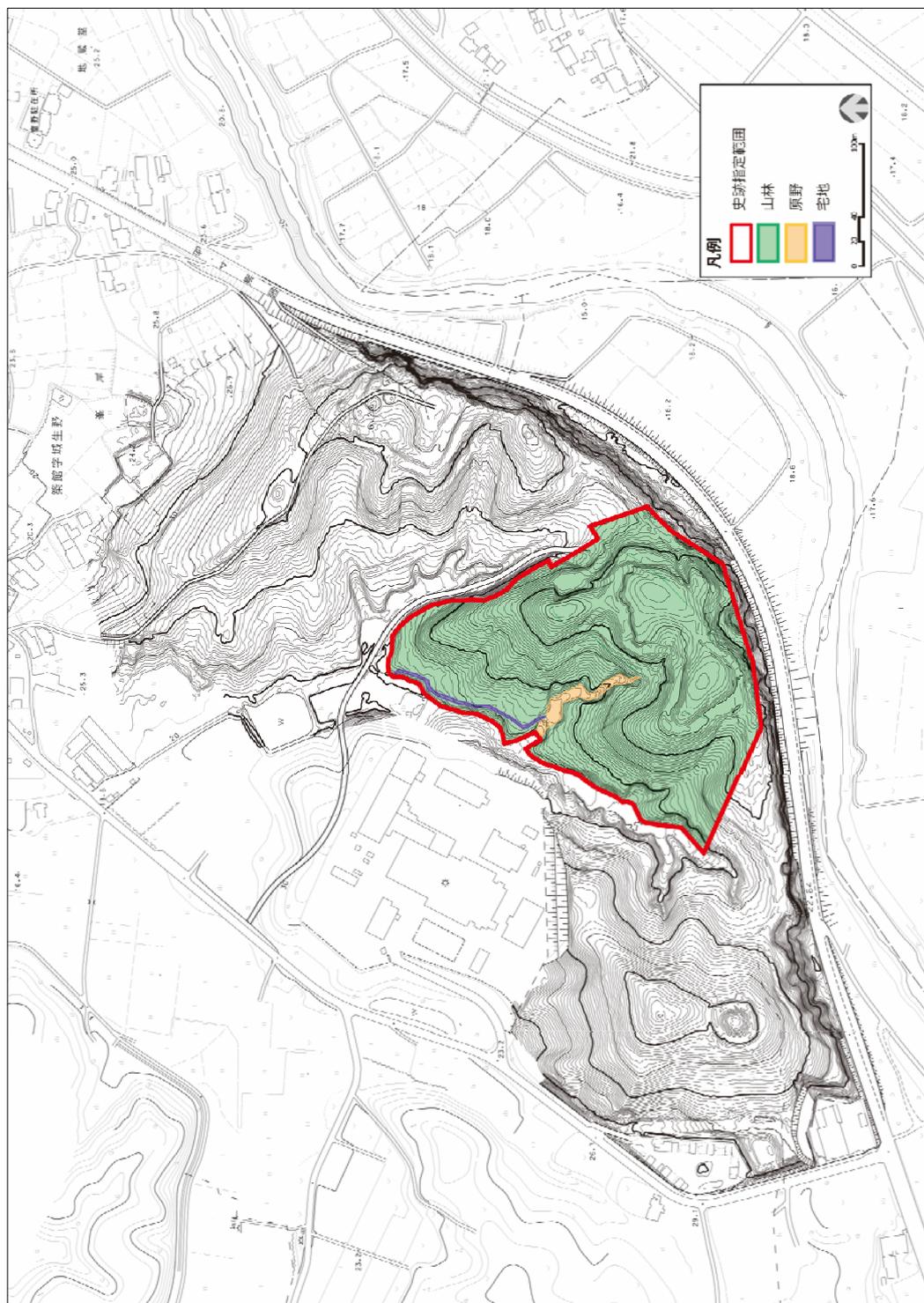


図 3.24 史跡入の沢遺跡 指定地地目別状況

4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値

「史跡の本質的価値」とは、文化庁発行の『史跡等整備のてびき（総説編）』（p. 70）によると、「遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」であり、その土地と一体となった「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されている。それらを適切に保存・管理し、次世代へ確実に継承していくために、史跡がもつ本質的価値とその価値を構成している諸要素を確実に把握し適切に定義することが極めて重要である。

この章では、史跡入の沢遺跡の本質的価値とそれを構成する諸要素について定義する。

4.1 史跡入の沢遺跡の本質的価値

史跡入の沢遺跡は、縄文時代から中・近世までを含む複合遺跡であり、その主たる時代が、古墳時代であることはこれまでに述べたとおりである。この遺跡の古墳時代前期の集落は、ヤマト政権の領域の北縁にして、同じく境界領域にある周辺の遺跡においては、類をみないほどの質・量を備えた古墳文化の品々を保有する。それらが示すのは、ヤマト政権との結びつきや、北方世界との関係、その背景のもとに形成されたと考えられる防御性の高い集落構造と集落の唐突な終焉など、他の遺跡にはみられない特徴であり、これまでの西日本を中心とした古墳時代とそれに続く時代に対する新たな視点をもたらす遺跡であるといえる。

以上のことから、古墳時代前期後半の集落に関する要素を史跡入の沢遺跡の本質的価値と捉え、発掘調査の成果等から地形、遺構、出土遺物とそれらが示す史跡の特性を検討し、史跡入の沢遺跡の本質的価値を下記に定義する。

① 険しい地形と強固な防御施設をもつ古墳時代前期の集落

入の沢遺跡は、平野部を見下ろす築館丘陵の迫川と二迫川のふたつの川に縁どられた先端部に位置する。集落の南縁部分は、急勾配の斜面で、さらに、その南には迫川が流れている。外敵に対する高い防御性を備えた立地に加え、集落域の外縁には、盛土遺構から想定される土塁や大溝、材木塀が配置されるなど、遺構の在り方もここが極めて防御性を重視した大規模集落であったことを示している。現在、遺跡の大部分は山林で、地形が往時のまま残っており、集落が立地する景観と遺構の両面から、当時の集落のあり方を推し量ることができる。

② 豊富な出土品と短期間の集落

大溝で囲まれた内側の竪穴建物跡は、焼失状況や遺構の重複が極めて少ない状況から範囲内に計画的に配置され、集落は短期間のうちに廃絶したと考えられる。建物は再利用されず、そのためその構造に関する多くの情報を残している。建物内からは、鏡、玉類、鉄製品、砥石など当該期の大型古墳に副葬されるような多種多様な遺物が出土し、入の沢遺跡がこの地域の有力な集団によって営まれた拠点的な集落であったことを物語っている。何らか

4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値

の理由で貴重な品々を持ち出すことなくこの地を離れざるを得なかったことにより、希少性の高い多量の遺物が原位置を保った状態で現在に残ることとなった。

③ 古墳文化圏と北方世界の境界の地

入の沢遺跡の位置する宮城県北部は、古墳時代を通して、継続的に古墳の築造が認められる最北の地でありながら、北海道を中心とする狩猟、漁撈や植物採集を生業とした、続縄文文化との交流を示す遺物が多数出土している。入の沢遺跡は古墳文化の周辺及び境界領域における古墳文化の在り方を考えるうえで、この地域の重要性を示すとともに、この時期のヤマト政権の東北政策の在り方や、続縄文文化との関係性に対する認識を大きく変えた遺跡としてその解明に欠かせない情報を有している。

4.2 史跡入の沢遺跡に関する要素の体系

史跡を構成している要素について、図 4.2 に史跡入の沢遺跡に関する要素分類の体系を示す。なお、「史跡入の沢遺跡」とは、史跡指定地を指す。

「Ⅰ. 史跡入の沢遺跡を構成する要素」は指定地内に存在する要素で、「1. 本質的価値を構成する要素」と「2. それ以外の要素」に大別される。

「1. 本質的価値を構成する要素」には、本質的価値を構成する、古墳時代前期の遺構と地形が挙げられる。

「2. それ以外の要素」は、さらに「①古墳時代前期以外の遺構」と「②その他」に細分される。「①古墳時代前期以外の遺構」には、入の沢遺跡が出現する古墳時代前期以外の遺構などが挙げられる。「②その他」は、史跡の本質的価値と直接関係しない施設が含まれる。

さらに、「Ⅱ. 史跡入の沢遺跡の周辺環境を構成する要素」は、指定地外で計画の対象範囲に存在する要素である、「①古墳時代前期以外の遺構」、「②地形」、「③景観」、「④地域の信仰と伝承・生活文化」、「⑤その他」の 5 つが位置付けられる。

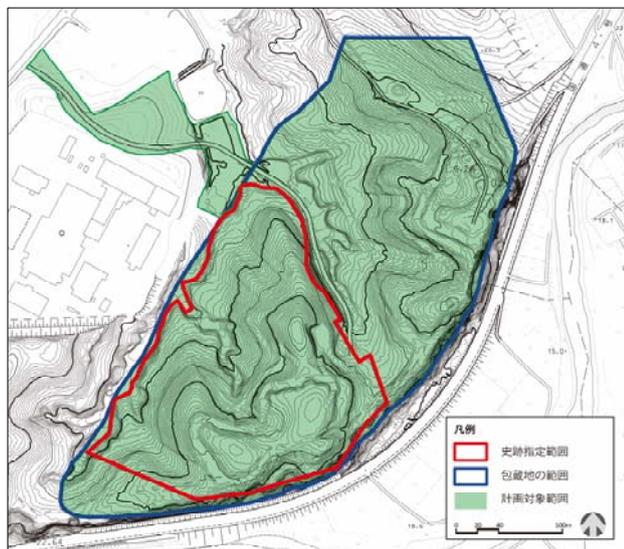


図 4.1 計画対象範囲

I. 史跡入の沢遺跡を構成する要素

史跡指定地内における要素について、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の要素に分類する。

I-1 本質的価値を構成する要素

史跡の指定理由、指定案件に示された特性や価値を有する要素であり、遺跡を構成する遺構、自然地形を利用した立地構造、地下に埋蔵されている古墳時代前期の遺構・遺物をさす。我が国の歴史上又は学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきものである。

I-1-① 古墳時代前期の遺構

発掘調査の結果検出され、史跡の指定理由に示された特性や価値を有する要素で、遺跡を構成するものをさす。ここでは、大溝跡、材木堀跡、盛土遺構、竪穴建物跡等が含まれる。

I-1-② 地形

古墳時代前期の集落が立地し、集落の特性を成り立たせている地形をさし、尾根や丘陵斜面、鞍部等が含まれる。

I-2 それ以外の要素

古墳時代前期以外の時代に付加された、史跡と一体をなす要素や「I-1」に分類された諸要素の保存・活用を目的として配置された諸施設が含まれる。

I-2-① 古墳時代前期以外の遺構

古墳時代前期以外の時代に付加された、史跡と一体をなす要素が含まれる。

I-2-② その他

時間経過の中で植生など自然的・人為的に付加されたものが含まれる。さらに史跡の本質的価値と直接関係しない施設についてもこの分類に位置付ける。

II. 史跡入の沢遺跡の周辺環境を構成する要素

計画の対象範囲（指定地外）にあり、指定地と一体的に保存・活用を図るべき諸要素や自然地形、景観、また、史跡指定地と連続し、一体となっている地域環境やこれを構成するものが含まれる。

II-① 古墳時代前期以外の遺構

計画の対象範囲（指定地外）において、発掘調査により検出された、「古代の集落遺構（土塁及び溝跡、掘立柱建物跡などの伊治城跡と関連する可能性がある遺構）」、「横穴墓」、「中近世の塚」を含み、将来、包蔵地における古墳時代の遺構と一体的な保存・活用を検討すべきものとして位置付ける。

4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値

II-② 地形

計画の対象範囲（指定地外）において、遺跡が立地し、集落のあり方を特徴づける自然地形が含まれる。

II-③ 景観

計画の対象範囲（指定地外）において、遺跡が立地し、開発が及んでおらず、山林で構成される景観等が含まれる。

II-④ 地域の信仰と伝承・生活文化

計画の対象範囲（指定地外）が所在する城生野地区における地域の信仰と結びついた「大仏殿」や「大仏殿脇の大木」、地域住民の生活の要素である「大仏公園」が含まれる。

II-⑤ その他

計画の対象範囲（指定地外）において、文化財の保存・活用や防災を目的として設置された施設等、あるいは、時間経過の中で人為的に付加されたものが含まれる。

要素の体系

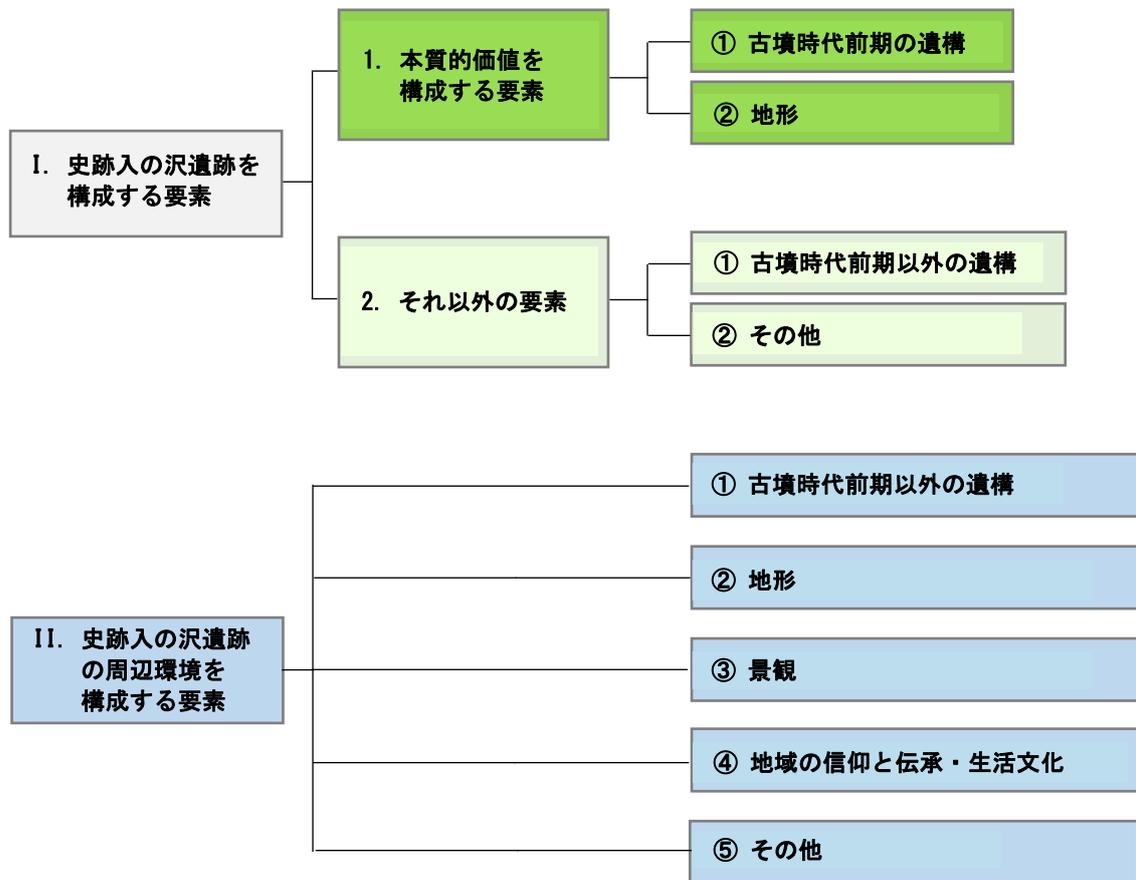


図 4.2 史跡入の沢遺跡に関する要素分類体系

4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値

史跡を構成する要素

| I. 史跡入の沢遺跡を構成する要素 | |
|-------------------------|---|
| 1. 本質的価値を構成する要素 | |
| ①古墳時代前期の遺構 | 大溝跡 |
| | 材木堀跡 |
| | 盛土遺構 |
| | 竪穴建物跡 |
| | 整地層 |
| | その他古墳時代前期の遺構（ピット、土坑） |
| | 地上に顕在化している地形、地形に反映された土塁状の高まり、大溝跡埋没後の平坦面 |
| ②地形 | 尾根頂部 |
| | 鞍部 |
| | 丘陵斜面 |
| | 沢 |
| 2. それ以外の要素 | |
| ①古墳時代前期以外の遺構 | 古代以降の竪穴建物跡 |
| | 縄文時代の遺構 |
| ②その他 | 植生（樹木・草本類） |
| | 排水施設 |
| II. 史跡入の沢遺跡の周辺環境を構成する要素 | |
| ①古墳時代前期以外の遺構 | 古代の集落遺構（土塁跡及び溝跡、掘立柱建物跡） |
| | 横穴墓 |
| | 中近世の塚 |
| ②地形 | 丘陵（急斜面、平坦面） |
| | 沢 |
| ②景観 | 山林 |
| | 植生（樹木・草本類） |
| ④地域の信仰と伝承・生活文化 | 大仏殿 |
| | 大仏殿脇の大木 |
| | 大仏公園 |
| ⑤その他 | 管理用道路 |
| | 排水施設 |
| | 擁壁等 |

I 史跡入の沢遺跡を構成する要素

1 本質的価値を構成する要素

① 古墳時代前期の遺構

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 大溝跡 (SD3) | 材木堀跡 (SA4) (赤丸部分) | 盛土遺構 (SX41) |
|  |  |  |
| 竪穴建物跡 | 大溝跡が反映された地形 | 土塁状の高まり |
|  | | |
| 整地層 (赤丸部分) | | |

② 地形

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 尾根頂部 | 鞍部 (大仏古墳群への道) | 丘陵斜面 (眼下は国道4号) |

4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値



沢

2 それ以外の要素

① 古墳時代前期以外の遺構



古代の竪穴建物跡



縄文時代の遺構

② その他



植生



排水用施設（側溝）

II 史跡入の沢遺跡の周辺環境を構成する要素

① 古墳時代前期以外の遺構

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 古代の集落跡 (土塁及び溝跡、掘立柱建物跡) | 横穴墓 | 中近世の塚 |

② 地形

| | |
|--|--|
|  |  |
| 丘陵（急斜面、平坦面） | 沢 |

③ 景観

| | |
|---|---|
|  |  |
| 山林 | 植生（樹木・草本類） |

④ 地域の信仰と伝承・生活文化

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 大仏殿 | 大仏殿脇の大木（赤丸部分） | 大仏公園（赤丸部分） |

4. 史跡入の沢遺跡の本質的価値

⑤ その他

| | |
|---|---|
|  |  |
| <p>史跡指定地への管理用道路</p> | <p>擁壁等防災施設 (法面保護工アンカー) (赤丸部分)</p> |

5. 現状と課題

本章では、史跡保護の措置として保存・管理、活用、整備及び運営体制構築を進めるために、史跡の現状と解決すべき課題を記述する。

5.1 保存・管理における現状と課題

5.1.1 計画地全体の現状と課題

(1) 現状

- ・ 集落跡の中心部分は、国土交通省の一般国道 4 号築館バイパスの道路用地、その他の大部分は私有地で、地目は山林となっている。史跡指定地内の私有地及び管理用道路については、令和 3 年度（2021）に公有化を予定している。
- ・ これまでの発掘調査の後、遺構面の埋め戻しがなされたが、埋め戻した山砂が流出して遺構面が露出している場所がある。
- ・ 造成工事のため集落の北側の一部が掘削され、旧地形を失っている。
- ・ 市道からの導入部は、仮設道路が整備され管理用道路として機能しているが、幅員は狭く車両がすれ違えない。
- ・ 発掘調査が行われた場所以外では、樹木が鬱蒼と茂り、倒木もみられる。
- ・ 計画対象地南側の国道 4 号に接する部分は急斜面となっており、崩落の危険性がある。雨の影響により法面 2 か所で崩落がみられる。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地では、古代の遺構（土塁及び溝跡、掘立柱建物跡）、中近世の塚、横穴墓などの遺構が確認されている。
- ・ 遺構の保存及び安全管理のため通常は一般公開しておらず、進入規制を行っている。
- ・ 本史跡から出土した遺物は、宮城県教育委員会及び栗原市教育委員会が保管している。

(2) 課題

- ・ 遺構保存や景観保全のために、史跡指定地については買上げを行い、指定地外については、地権者や占有者の理解や協力を得る必要がある。
- ・ 計画地内の道路用地について、関係機関と調整を図る必要がある。
- ・ 適切な管理・運営をするうえで、他の機関や組織等との意思疎通、情報共有や他部局及び地域住民等との連携を要する。
- ・ 発掘調査が行われたのは主に道路用地部分に限られるため、史跡指定地全体を対象とした遺構の分布状況等、史跡の内容確認のための計画的な発掘調査の実施が必要である。
- ・ 樹木の根茎が地下遺構に影響を及ぼす可能性があることや、山林部分で倒木が多くみられることから、地下遺構の保存を図るための植生管理を検討する必要がある。

5. 現状と課題

- ・ 樹木が鬱蒼としており、「遺跡への眺望」及び「遺跡からの眺望」が遮蔽されている一方で、現代の構造物に対する目隠しになっていることから、枝払いや除草等の方針を定める必要がある。
- ・ 管理用道路周辺の倒木などは事故のもとになることから、定期的な確認や状況に応じた安全管理のための対応が必要である。
- ・ 集落跡が位置する丘陵頂部以外は急傾斜であるため、土砂の流出や崖地の崩落等により、史跡指定地内の地下遺構に影響を及ぼす可能性があることから、表土流出防止や防災対策が必要である。
- ・ 史跡の保存活用事業の運営に関して、体制等のあり方の検討、整備が必要である。
- ・ 植生について、樹木の計画的な伐採管理、除草等の日常管理及び維持管理に努める必要がある。

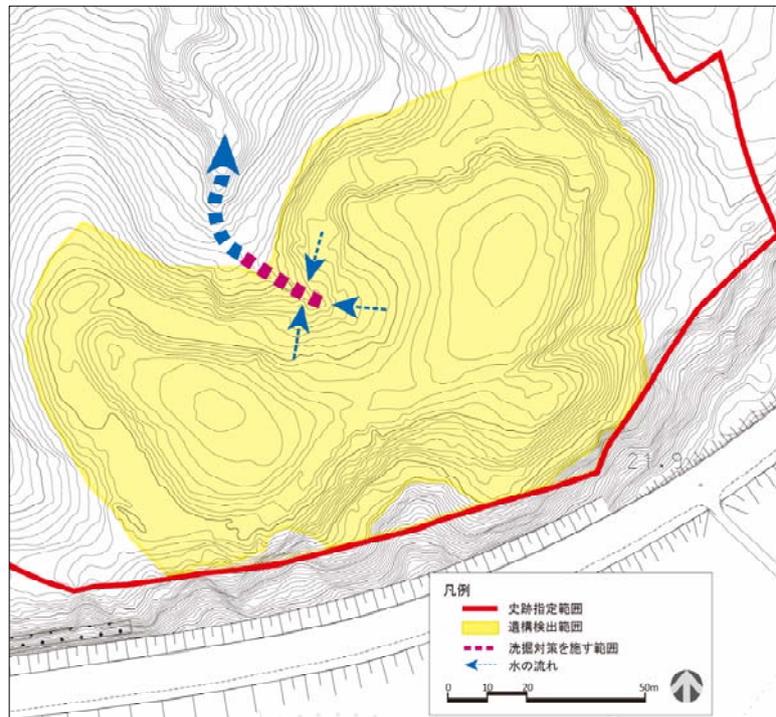


図 5.1 主な遺構の分布範囲における洗掘対策箇所と盛土流出状況

5.1.2 本質的価値を構成する要素ごとの現状と課題

(1) 大溝跡・材木塚跡・盛土遺構

(ア) 現状

- ・ 大溝跡は、発掘調査後にブルーシートで養生され、2度の冬を超えた後、保存状況の悪化が懸念されたことから、精査した箇所では、遺構を現地表面まで山砂で埋め戻し、その上部の集落側の斜面に遺構面洗掘防止の張芝を施している。
- ・ 大溝外側は土のうを2段敷設して山砂の流出を防止し、その先の斜面も大溝同様に張芝が施されている。
- ・ 材木塚跡は、山砂で埋め戻し、地表面から厚さ0.2m以上の山砂による保護層の形成を行っている。
- ・ 盛土遺構は、調査区の埋め戻しを行い、一部張芝を施している。

(イ) 課題

- ・ 埋め戻し土の表面は、裸地の状態で水みちが発生し、徐々に表土を洗掘し、低い部分には流れた土砂の堆積がみられる。このため、応急措置として裸地部分に牧草の播種を行ったが、強い降雨の際などは、水の流れによる表土の洗掘及び流出がみられ、対応が必要である。

(2) 竪穴建物跡

(ア) 現状

- ・ 竪穴建物跡は、史跡指定地内で39棟が検出されており、そのうち床面までの精査に及んだ遺構は12棟で、5棟の焼失竪穴建物跡が確認されている。
- ・ 精査した遺構は、遺物を取り上げたのちに、地表面まで埋め戻しを行い、さらに、地表面から厚さ0.2m以上となるように保護盛土を施して保存を図っている。
- ・ 発掘調査後の保存措置では、竪穴建物跡が所在する集落域である尾根部分と斜面部分の境に帯状に土のうを3段敷設して、山砂の流出防止を図っている。
- ・ 埋め戻し土の表面は裸地の状態で、傾斜のある部分では水みちが発生し、徐々に表土を洗掘する状況となったため、応急措置として裸地部分に牧草の播種を行った。さらに、土のうにより流出防止の措置をとっている。

(イ) 課題

- ・ 発掘調査後の保存措置の土のうの3段敷設により山砂の流出防止を図ったが、養生後の時間の経過とともに、山砂層に沈下が生じている部分があり、対策が必要である。

(3) 尾根頂部（地形）

(ア) 現状

5. 現状と課題

- ・ 竪穴建物が所在する丘陵の斜面や、大溝の外側斜面は土砂流出防止を目的として張芝が施されている。

(イ) 課題

- ・ 竪穴建物跡が所在する丘陵の斜面や、大溝の外側斜面の土砂流出防止を目的とした張芝は、十分な生育が得られず、裸地の状態もしくは雑草に覆われており、対策が必要である。

(4) 鞍部（地形）

(ア) 現状

- ・ 現状は山林であり、B 区の北においては一部確認調査が行われているが、遺構は確認されていない。

(イ) 課題

- ・ 今後の発掘調査で、集落における位置づけを検討し、保存管理に活かしていく必要がある。

(5) 丘陵斜面

(ア) 現状

- ・ 国道 4 号に面する丘陵斜面は、これまでも部分的に土砂の崩落等が生じている。大溝の一部もこれによって流失した可能性がある。
- ・ 指定地外の一部は、ロックネット等の防災工事が施されている。

(イ) 課題

- ・ 崩落防止のための対策を検討する必要がある。



| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 急傾斜 (国道4号から遺跡方面を見る) | 遺構の埋め戻し面 | 遺構埋戻し状況 |

| | |
|---|---|
|  |  |
| 倒木 | 横穴墓 |

5.2 活用における現状と課題

5.2.1 公開活用における現状と課題

(1) 公開範囲

(ア) 現状

- ・ 史跡指定地内は、未整備で安全に見学を行うことが難しいことから、常時公開は行っていない。
- ・ 発掘調査の現地説明会等の開催を行う場合に限り、栗原市教育委員会の管理のもとで、発掘調査を実施した箇所について、一般公開をしている。
- ・ 地域の市民団体等が主体となって、普及に向けた活動が行われている。具体例として、遺跡がある富野地区の任意団体である「富野地域づくり協議会」は、定期的に歴史に関するウォークラリーを開催し、伊治城跡と合わせて入の沢遺跡についての紹介を行っている。
- ・ 公開にあたっては、地権者である国土交通省と連絡調整を図ったうえで、実施している。

(イ) 課題

- ・ 史跡指定地は、基本的に常時公開されていないことから、史跡の存在や場所が一般に

5. 現状と課題

認知されていない可能性があり、周知に努める必要がある。

- ・ 史跡整備まで時間を要する場合でも、仮設の案内施設や説明施設などを設置し、公開活用を図ることを検討する必要がある。

(2) 遺構等の公開状況

(ア) 現状

- ・ 発掘調査後、遺構面は埋め戻しが行われており、史跡の公開活用を目的とした遺構の表示等を行われていない。
- ・ 史跡指定地内には、遺跡の概要や範囲についての解説を行う説明施設等がなく、現地に行っても遺跡の本質的価値が伝わらない。

(イ) 課題

- ・ 現地において、史跡の本質的価値を伝えるため、遺跡の内容や遺構について知ることができる説明施設を検討する必要がある。

5.2.2 企画・催事等の開催状況における現状と課題

(1) 企画・催事等の開催

(ア) 現状

- ・ 現在、入の沢遺跡では、一般来訪者に向けて定期的なイベント等は開催していない状況であるが、市民の入の沢遺跡への理解を高めるため、以下のような企画等が実施されている。

【現地説明会】

史跡指定地内の発掘調査の実施にあわせて、調査された箇所のみにおいて現地説明会を実施している。

【ウォークラリー】

入の沢遺跡がある富野地区の任意団体である「富野地域づくり協議会」が定期的に栗原市の歴史に関するウォークラリーを開催し、周辺遺跡である伊治城跡と合わせて紹介を行っている。

【シンポジウム】

大学の主催で、学識経験者等による研究発表や、パネルディスカッション等を行うシンポジウム等が行われた。

(イ) 課題

- ・ 現状の取組みは、入の沢遺跡を知る上で貴重な機会であるため、継続的な実施に努め、市民へのさらなる周知を図る必要がある。
- ・ 現在まで開催された現地説明会は、一過性のものであり、市民が継続的に参加できる形式の企画・催事の開催が必要である。
- ・ 史跡の認知度をあげるための史跡紹介サポーターや、解説ボランティア等の人材育成が必要である。

5.2.3 情報発信の状況による現状と課題

(1) 情報発信

(ア) 現状

- ・ インターネットを活用した公式ウェブサイトや、SNS 等を活用した情報発信は行っていない。

(イ) 課題

- ・ 公式ウェブサイト等がないため、一般に入の沢遺跡の存在が認知されていない。
- ・ 見学時の情報発信のためのパンフレット等の作成や、国内外からの来訪者を念頭に置いた、現地ボランティアガイドの育成等が必要である。

5.2.4 周辺施設及び周辺遺跡との連携等の現状と課題

(1) 周辺施設及び周辺遺跡との連携

(ア) 現状

- ・ 市内の遺跡から出土した遺物等を収蔵・展示している施設が5か所あるが、史跡入の沢遺跡のことを詳しく知ることができる施設がない（詳細は表 1.6 を参照）。
- ・ 「築館出土文化財管理センター」は、入の沢遺跡に一番近い施設であり、市が調査した遺跡からの出土品を収蔵・展示している。
- ・ 計画地周辺には、史跡伊治城跡や大仏古墳群などの遺跡が隣接している。

(イ) 課題

- ・ 史跡入の沢遺跡を詳しく知ることができる施設について、検討する必要がある。
- ・ 今後、調査・研究を深化させるとともに、先端技術を活用したコンテンツの開発等を検討する必要がある。
- ・ 周辺遺跡等を含めた説明板・案内板の設置や、情報の提供方法について、検討する必要がある。

5.2.5 アクセス環境の現状と課題

(1) アクセス環境

(ア) 現状

5. 現状と課題

- ・ 基本的には市内外から自動車利用となるが、近隣であれば自転車や徒歩も可能である。
- ・ 現地は一般公開されていないため、栗原市域の主要な公共交通機関から遺跡へのアクセスが整備されていない。
- ・ 現地説明会の際は、シャトルバスにより来訪者の受け入れを行なっている。

(イ) 課題

- ・ 公開時のアクセス環境について、異なる移動手段を組み合わせたアクセスパターンのモデルを検討する必要がある。

5.2.6 来訪者の状況の現状と課題

(1) 来訪者の状況

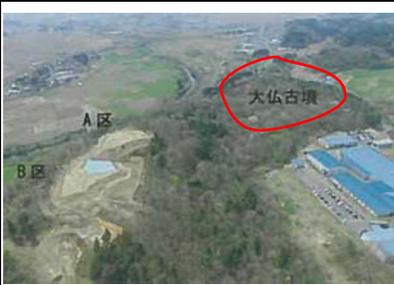
(ア) 現状

- ・ 現地は一般公開されていないため、史跡見学等を目的とした来訪者はいない。

(イ) 課題

- ・ 今後の運営において、本格的な整備に至るまでの間は、期間を限定しての公開などを検討し、それに応じた来訪者の安全対策等を講じる必要がある。

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| 調査説明会時の公開状況 | 史跡入り口の急勾配部分 | 史跡導入部の民地 (借り上げ) |

| | |
|---|--|
|  |  |
| 史跡伊治城跡 | 大仏古墳群 (赤丸内) |

5.3 整備における現状と課題

5.3.1 保存のための整備・活用のための整備における現状と課題

(1) 保存のための整備

(ア) 現状

- ・ 計画対象範囲内では、遺構保存整備として遺構面を埋め戻した後土のうを敷設し、山砂を敷いたうえで張芝を施している。
- ・ 史跡指定地内の斜面への流水に関する対策として、遺構検出区域においては、地下遺構を保護するための排水路が設けられている。
- ・ 史跡指定地内は発掘調査が一部に限られており、保存整備の対象である遺構の分布状況が、十分に把握されていない。
- ・ 史跡指定地内の遺構検出区域以外は、樹木が繁茂している。
- ・ 史跡指定地内の遺構検出区域以外では、排水施設の整備が十分に行われていない。



史跡入り口の急勾配部分

(イ) 課題

- ・ 遺構の保存整備や、環境整備について検討した整備計画を策定し、それに基づき段階的に整備を進める必要がある。
- ・ 保存整備の対象である遺構等の分布状況が、把握できていないことから、今後実施する調査計画において、保存のための整備が必要な事項を検討し、取り入れる必要がある。
- ・ 遺構の保存と防災のため、遺構検出区域以外についても排水処理の対策を検討し、施設整備を行う必要がある。

(2) 活用のための整備

(ア) 現状

- ・ 遺構等の公開を目的とした整備が、行われていない。
- ・ 修景、景観保全、あるいは来訪者の安全確保を目的とした整備が行われていない。
- ・ バイパス工事の際に造成した仮設道路は、史跡登り口まで舗装されている。現在、管理用道路として使用しており、史跡への導入路として使用可能である。
- ・ 史跡登り口から史跡の中心部までは急勾配で、轍や湧水、表土の流出等により、歩行安定性に欠ける。
- ・ 史跡指定地の維持管理のための施設や、公開活用を目的とした案内施設、便益施設の整備が行われていない。
- ・ 史跡への導入部の整備がされていないため遺跡への来訪者の入場方法が不明確である。

5. 現状と課題

(イ) 課題

- ・ 平面確認のみで、詳細が把握されていない遺構が多いため、発掘調査等を行ったうえで、遺構の説明を目的とした整備を行う必要がある。
- ・ 来訪者を安全に誘導できる動線を確保する必要がある。
- ・ 公開活用のための施設整備についての検討が必要である。
- ・ 史跡指定地への導入部が未整備であるため、公開に合わせて来訪者の入場の誘導表示が必要である。



5.4 運営・体制の整備における現状と課題

5.4.1 運営・体制における現状と課題

(1) 運営・体制の整備

(ア) 現状

- ・ 史跡に関する事務手続きや事業及び管理に関しては、栗原市教育委員会文化財保護課が担当している。
- ・ 道路開発に関する事項等については、市の建設部局と連携を図り、調整を行っている。

(イ) 課題

- ・ 今後の運営においては、他の機関や組織等との意思疎通、情報共有や他部局及び地域住民等との連携を要する。
- ・ 史跡の保存活用事業の運営に関して、どのように連携を行っていくかなど、体制等のあり方の検討、整備が必要である。
- ・ 史跡の認知度をあげるための史跡紹介サポーターや、解説ボランティア等の人材育成が必要である。

6. 保存活用の大綱・基本方針

6.1 大綱

入の沢遺跡は、丘陵頂部に立地する古墳時代前期の大規模集落跡であり、その特性から、古墳時代前期後半におけるヤマト政権の支配や、その領域である「倭」と北方世界との関係性など、ヤマト政権の東北政策を考えるうえで、重要な遺跡である。

このような入の沢遺跡が国民共有の財産として、また地域の誇りとなるよう、確実に保存し将来へ伝えていくために、大綱を次のとおり定める。

- ・ 史跡入の沢遺跡をより良い状態で、後世に確実に引き継ぐ。
- ・ 調査研究を継続的に行うことにより、史実を把握して史跡入の沢遺跡の解明を進める。
- ・ 周辺文化財と連動した整備・活用を図ることで、地域の歴史に思いを馳せる場となることを目指す。
- ・ 史跡入の沢遺跡の歴史や学術上の価値を市民、国内外からの来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、史跡入の沢遺跡に対する市民の誇りと愛着を高める。

6.2 基本方針

大綱の実現のため、保存・管理、活用、整備、運営・体制の4つの項目について、以下のとおり基本方針を定める。

6.2.1 保存・管理

調査研究によって史跡入の沢遺跡の解明を進めるとともに、本質的価値を確実に後世に継承するため、遺構及び地形等の確実な保存・管理を行う。

6.2.2 活用

入の沢遺跡と歴史的関連性の高い、周辺遺跡との一体的な情報発信及び企画催事等、また市内外に所在する入の沢遺跡と同時期の遺跡との広域的な連携を図った情報発信及び企画催事等を充実させることにより、広く入の沢遺跡の理解を深めるとともに、教育機関や周辺施設とも連携しながら、今後の調査研究の成果も踏まえ、史跡の価値を正しく伝える。さらに、地域の憩いの場となるよう、史跡の常時公開を行い、将来的な観光につなげる。

6.2.3 整備

史跡入の沢遺跡を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び入の沢遺跡の本質的価値と歴史を分かりやすく伝え、歴史的関連性の高い周辺遺跡との関係性を視野に入れた「活用のための整備」を計画的に進める。

6.2.4 運営・体制

入の沢遺跡の保存、活用及び整備を着実に推進するため、市民、所有者及び行政内の各関係部局との連携を強化した、運営体制の構築及び必要な財源の確保を図る。

7. 保存・管理

7. 保存・管理

7.1 保存・管理の方向性

「6. 保存活用の大綱・基本方針」で述べた、史跡入の沢遺跡における保存・管理の基本方針に基づき、保存管理の方向性を以下に示す。

- ・ 史跡入の沢遺跡の本質的価値を構成する要素である、遺構、地形等を確実に保存する。
- ・ 史跡入の沢遺跡を構成する要素及び地区別の保存の方針と、これに基づく保存管理の方法を具体的に定める。
- ・ 史跡入の沢遺跡の本質的価値をさらに明らかにし、深化させるための調査研究に継続して、計画的に取り組む。

7.2 保存・管理の方法

7.2.1 地区区分の設定

史跡入の沢遺跡の適切な保存・管理と活用を図るに際して、遺構の検出状況や地形、土地利用状況などから史跡指定地を地区Ⅰ～地区Ⅳの4つに区分する。また、史跡指定地外（計画対象範囲内）についても、史跡の本質的価値を補完するエリアとして、史跡地内と同様に、地区Ⅴと地区Ⅵ、地区Ⅶに区分した。以上より、計画対象範囲を合計7つの地区に区分した。

地区区分にあたっては、発掘調査により遺構が検出された範囲で、現在は、埋め戻されている古墳時代前期の集落と、その周囲の区画施設の周辺部分である「地区Ⅰ」、発掘調査が未実施であり、史跡の本質的価値をより明確にする諸要素が、埋蔵されている可能性のある「地区Ⅱ」、国道4号に面した急傾斜地である「地区Ⅲ」、そして史跡指定地内ではあるが、過去の造成工事による地形改変を受けている「地区Ⅳ」に区分した。また、史跡指定地外（計画対象範囲内）において、地区Ⅴ～地区Ⅶを設定し、「地区Ⅴ」を将来的な積極的活用を検討する範囲、「地区Ⅵ」を遺跡保護と活用のほか、景観保全を推進する範囲、「地区Ⅶ」を急傾斜法面の保護を検討する範囲とした。

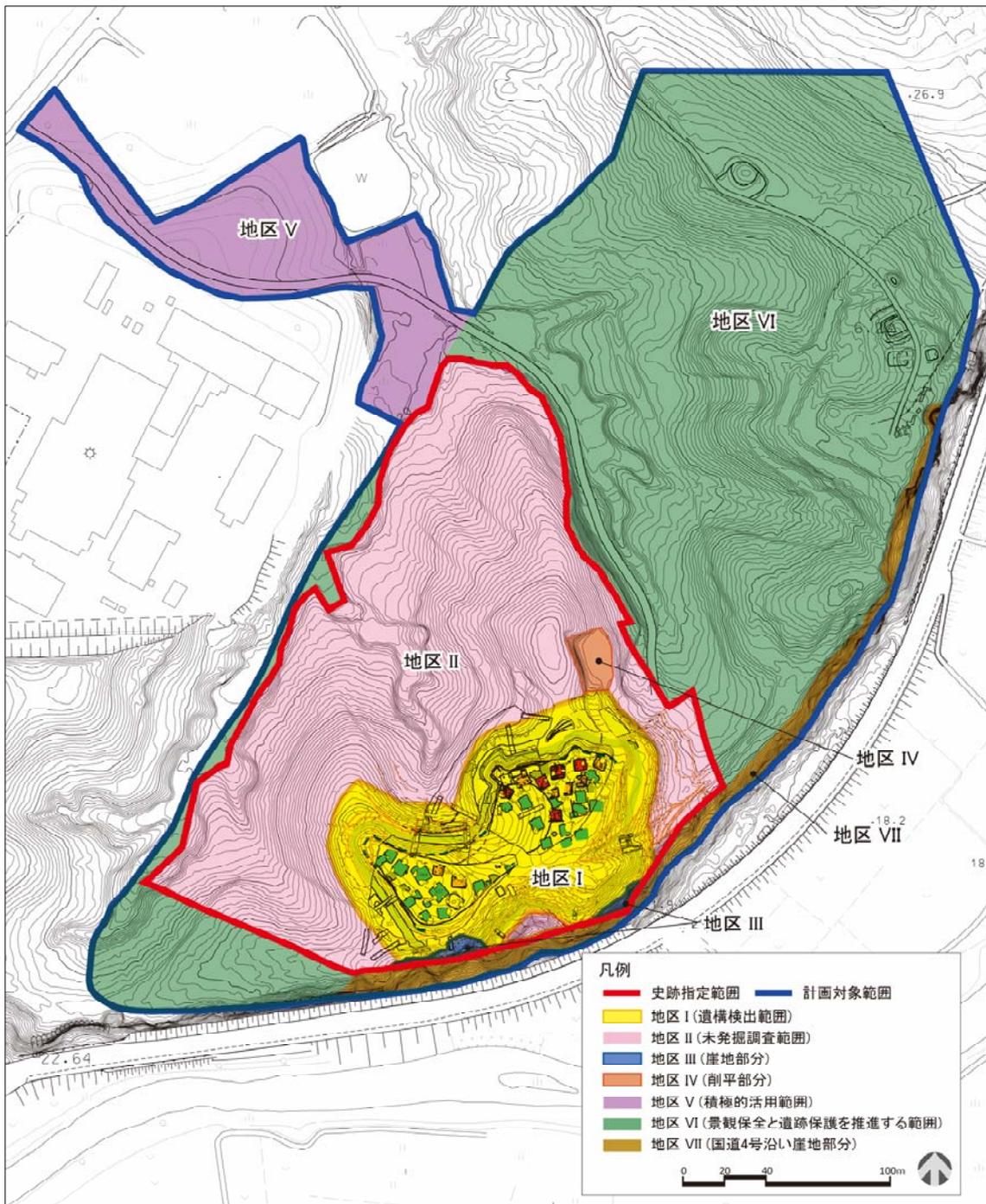


図 7.1 史跡入の沢遺跡地区区分図

7. 保存・管理

7.2.2 各地区の現状と保存・管理の方針

各地区における概要ごとの現状・課題を踏まえ、各地区の保存・管理の方針を定める。

(1) 地区 I

(ア) 地区の現状

尾根頂部に位置し、数多くの遺物を伴う竪穴建物跡の遺構が、発掘調査により検出された場所である。集落域を取り囲むように材木堀跡、大溝跡、盛土遺構が配置されている。

検出された遺構は、すべて埋め戻され、保護盛土により保存されている。地表面は、雑草が繁茂し、一部には水みちの発生や表土の流出など降雨による影響も見られる。

地区縁辺の斜面には、樹木が茂り、倒木や枯損木も見られる。樹木の繁茂により遺跡からの眺望はほぼ遮蔽されている。

降雨等による土砂流出の対策として、B区の南側では土のうを敷設して土側溝を設けている。

(イ) 保存・管理の方針

史跡指定に至った重要な遺構が、多数検出された遺跡の中心となる場所であるため、地下遺構に加えて、地形に関しても確実な保存・管理を行う。

発掘調査を継続し、集落域の構造や構成に関する調査研究を行い、遺構の状況に応じて適切な保存を行う。

地区南辺の斜面等においては、土砂災害が発生することのないよう土砂の流出、崩落等の危険性のある箇所等を把握し、対策や修復方法の検討を行う。

尾根頂部から地区縁辺部の傾斜地への降雨等による土砂の流出が発生しないように適切な排水及び、表土流出防止や防災対策を検討し実施する。

また、保護盛土が不十分なところには、十分な盛土による保護を行う。



図 7.2 地区 I における本質的価値を構成する要素

7. 保存・管理

(2) 地区Ⅱ

(ア) 地区の現状

本地区は、史跡指定地内のうち、古墳時代前期の集落が検出された地区Ⅰの周辺で、崖面や、後の改変を受けていない場所である。平成29年(2017)の追加指定による範囲を主体とし、発掘調査がほぼ未実施であるため、遺構の分布状況等が不明である。

地区は大半が地区Ⅰの尾根頂部から下る傾斜地で、中心付近で南北方向に沢が入り込んでおり、地区Ⅰからの降雨による洗掘や、流れ込んだ土砂の堆積等が危惧される。

雑木などの樹木が鬱蒼と茂り、倒木や枯損木も見られることから、遺構の保存や史跡の眺望を確保するために、植生管理が必要である。

(イ) 保存・管理の方針

史跡指定地内で、古代のものとみられる土塁状の高まり等が、確認されている場所であることから、地下遺構に加えて、地形についても適切な保存・管理を行う。

古墳時代前期の集落域との関連や、その他の遺構の分布についての調査研究を行い、遺構の分布状況に応じて適切な保存を行うため、継続的な発掘調査等について、計画の検討を行う。

鞍部や沢、土塁状の高まりなどの地形の保全として、植生管理や雨水等の排水施設の設置を検討する。

急傾斜部分では土砂災害が発生することのないよう土砂の流出、崩落等の危険性のある箇所等を把握し、安全管理の方策を検討する。

「地区からの眺望」に配慮し、樹木を適切に管理し、眺望・景観の向上を図る。

樹木が斜面を覆うことで、斜面の安定性の維持に貢献していると考えられるため、山林としての現状維持に努め、崩落の原因となるような枯損木については、伐採除去を行うなど安全対策を図る。

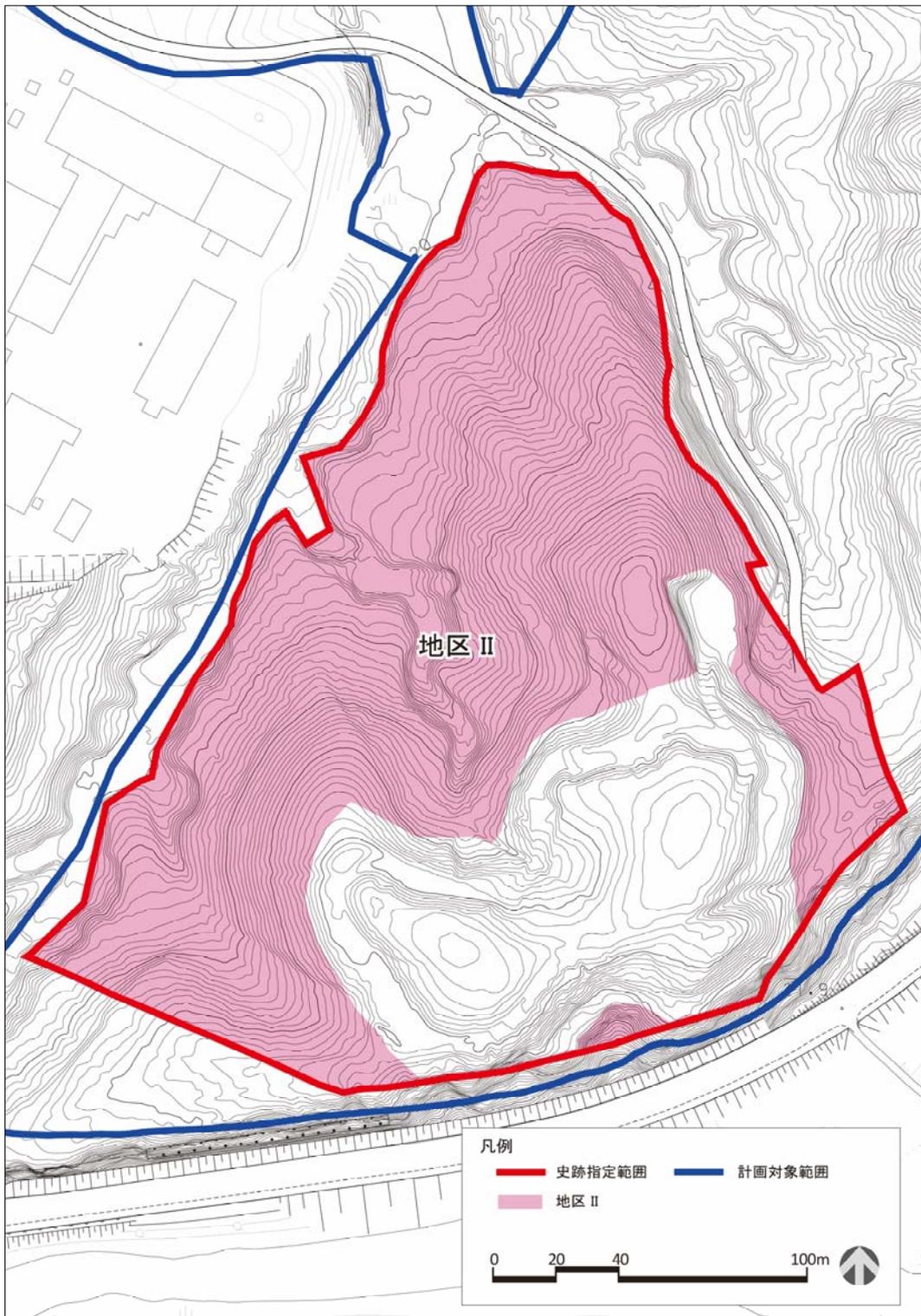


图 7.3 地区 II

7. 保存・管理

(3) 地区Ⅲ

(ア) 地区の現状

史跡指定地内の国道4号に面した崖面部分では、これまでも部分的に土砂の崩落等が生じている。この地区では、ロックネットやコンクリート擁壁等の防災構造物は、設置されていない。

(イ) 保存・管理の方針

丘陵地形を保存するうえで、また、国道4号の通行に際しての安全性確保のため、防災も考慮した適切な保存・管理を行う。

国道4号側の崖面については、これまでも崩落等が発生しており、本来は存在した大溝が、これにより消失した可能性がある。崖面に対して有効な防災対策を検討し、道路管理者と調整を図る。

日常の点検、維持管理を実施する。

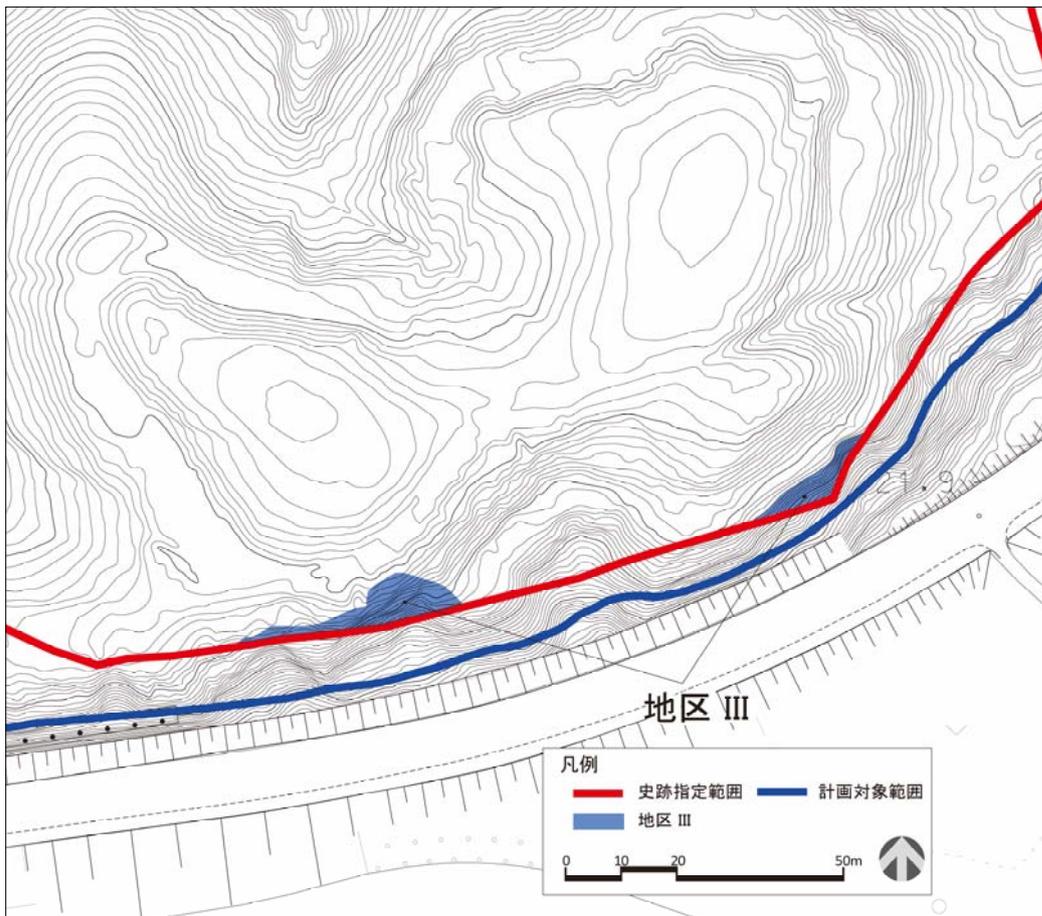


図 7.4 地区Ⅲ

(4) 地区Ⅳ

(ア) 地区の現状

史跡指定地内ではあるが、過去の造成工事による地形改変を受けている。法面が急傾斜となっており、周辺の史跡地及び遺構に対して、保存を脅かすことがないよう管理する必要がある。

(イ) 保存・管理の方針

地形改変を受けた場所であり、史跡地内の土地として、周辺の遺構等に影響を及ぼさないように維持管理を行う。

周辺への降雨による土砂の流出や、地形の改変が進行しないように日常の点検、維持管理を実施する。

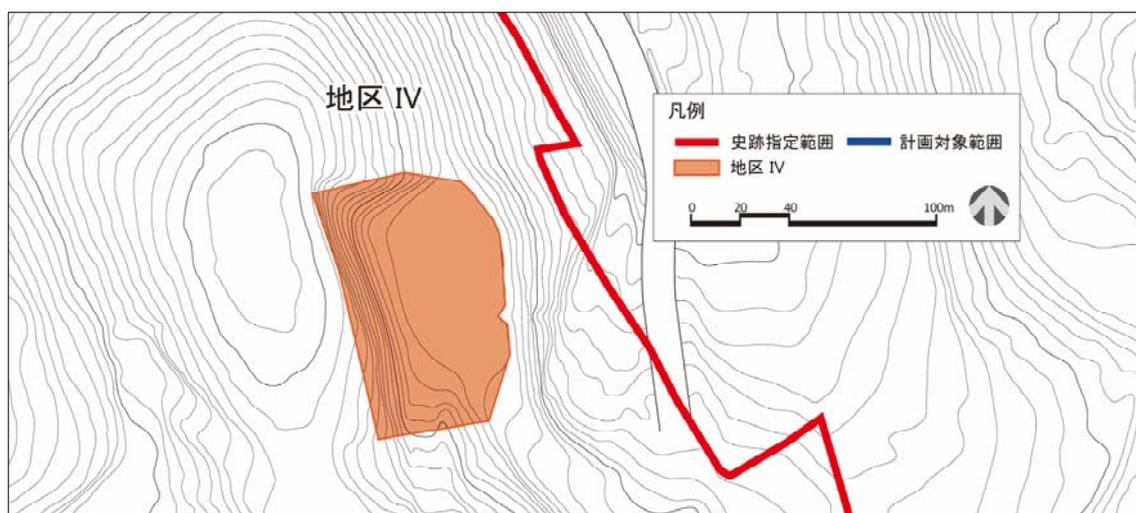


図 7.5 地区Ⅳ

(5) 地区Ⅴ

(ア) 地区の現状

史跡指定地外ではあるが、史跡入の沢遺跡の保存活用に必要な地区として、計画対象範囲に含める。一般国道4号築館バイパス工事の際に、仮設道路として整備された部分で、道路部分には遺構が存在しない。よって、保存の対象となるものが存在しないが、将来的に積極的な活用を検討する範囲として、現状を維持するための管理を要する。仮設道路は、現在史跡への管理用道路として利用している。市道から史跡への登り口までは舗装されているが、道路幅員も狭く、登り口から上は未舗装で急勾配箇所が存在する。

7. 保存・管理

(イ) 保存・管理の方針

史跡までのアクセスを担う地区であり、将来的に積極的な活用を検討する範囲として、活用・整備の方針に従って安全に配慮した管理を行う。

整備計画を策定するまでの管理としては、管理用道路として現状を維持するため、周辺の除草や倒木処理、倒木のおそれのある樹木の剪定・伐採などを行う。

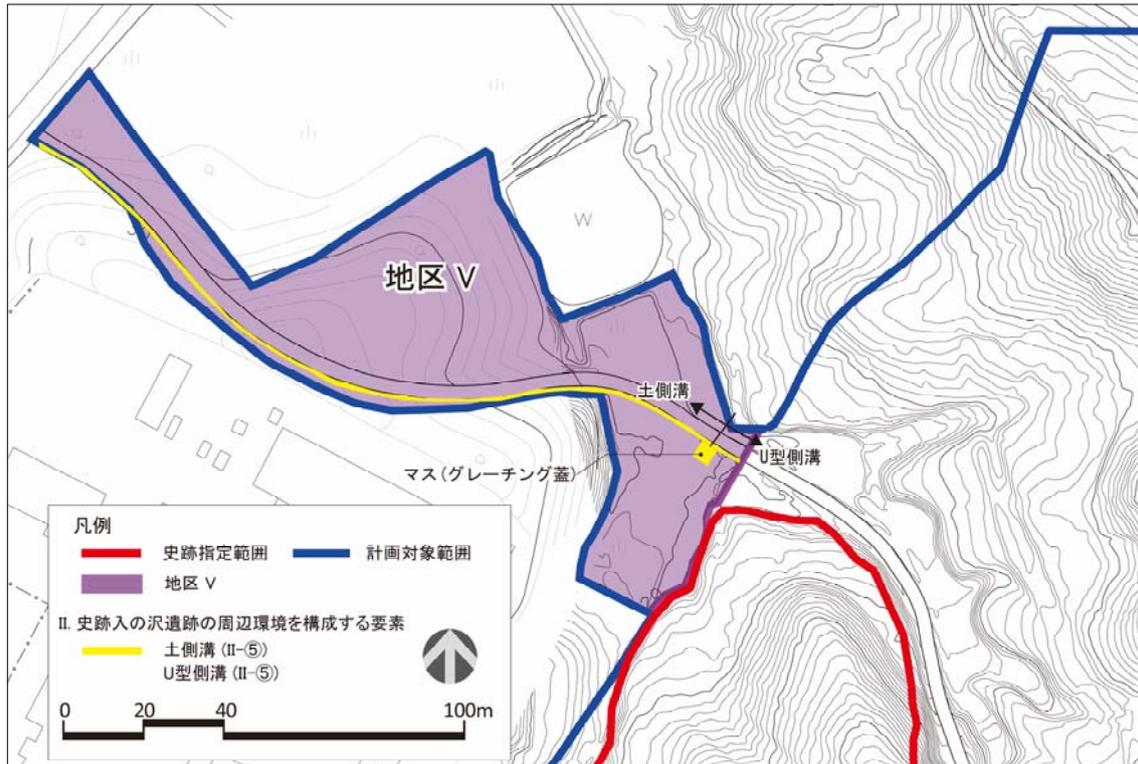


図 7.6 地区V

(6) 地区Ⅵ

(ア) 地区の現状

史跡指定地の外側の入の沢遺跡の範囲で、南辺の崖面を除く範囲である。これまでに、史跡伊治城跡との関わりが想定される古代の遺構や、中近世の塚などの遺構が確認されているため、史跡の本質的な価値を補完するエリアである。現在は樹木が鬱蒼と茂った山林のほか、大仏公園や大仏殿、それらと集落を結ぶ道がある。

また、国道4号に面した崖面部分は、地区Ⅲの崖面同様に部分的な土砂の崩落等が生じている。

(イ) 保存・管理の方針

顕在遺構の把握と埋蔵文化財としての保護に努めるとともに、大仏殿や大仏公園などの既存施設と連携した史跡の活用が損なわれないよう、土地の形質の変更に最大限留意しながら史跡に準じた保全を図る。

踏査等により顕在遺構の分布状況を把握するとともに、開発計画に対しては恒久的な構造物の設置を避けるよう調整を図るほか、景観を保全するよう調整に努める。

7. 保存・管理

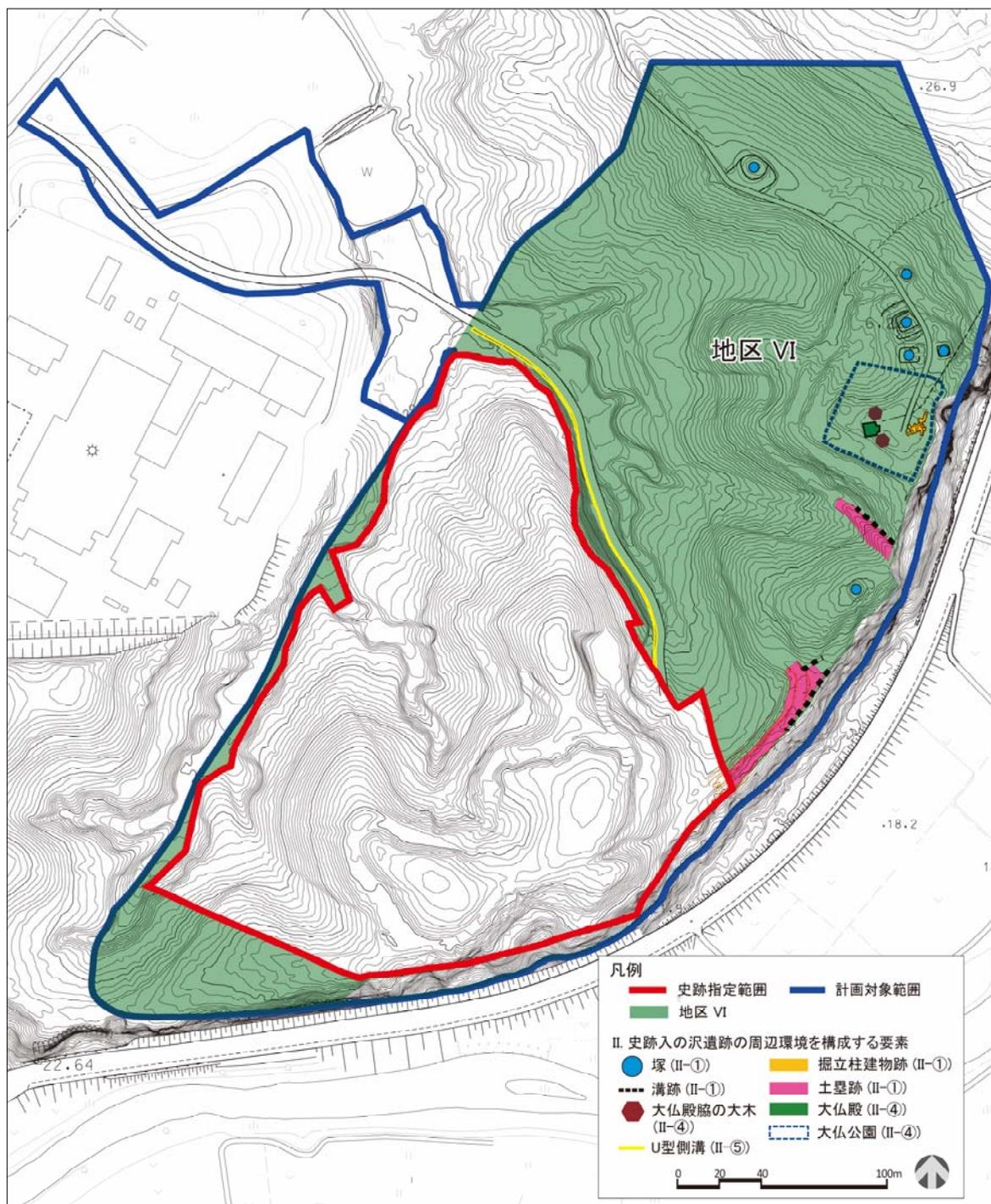


図 7.7 地区VI

(7) 地区Ⅶ

(ア) 地区の概要

国道4号に面した崖面部分である。横穴墓が分布する。部分的な土砂の崩落等が生じているが、防災構造物は設置されていない。

(イ) 保存・管理の方針

国道4号上の安全な走行を最優先としつつ、崖上に所在する遺跡の保存・管理を目的とした対応を図り、必要な場合、遺跡の保存に留意した防災対策に関して、道路管理者と調整する。

日常の点検、維持管理を実施する。

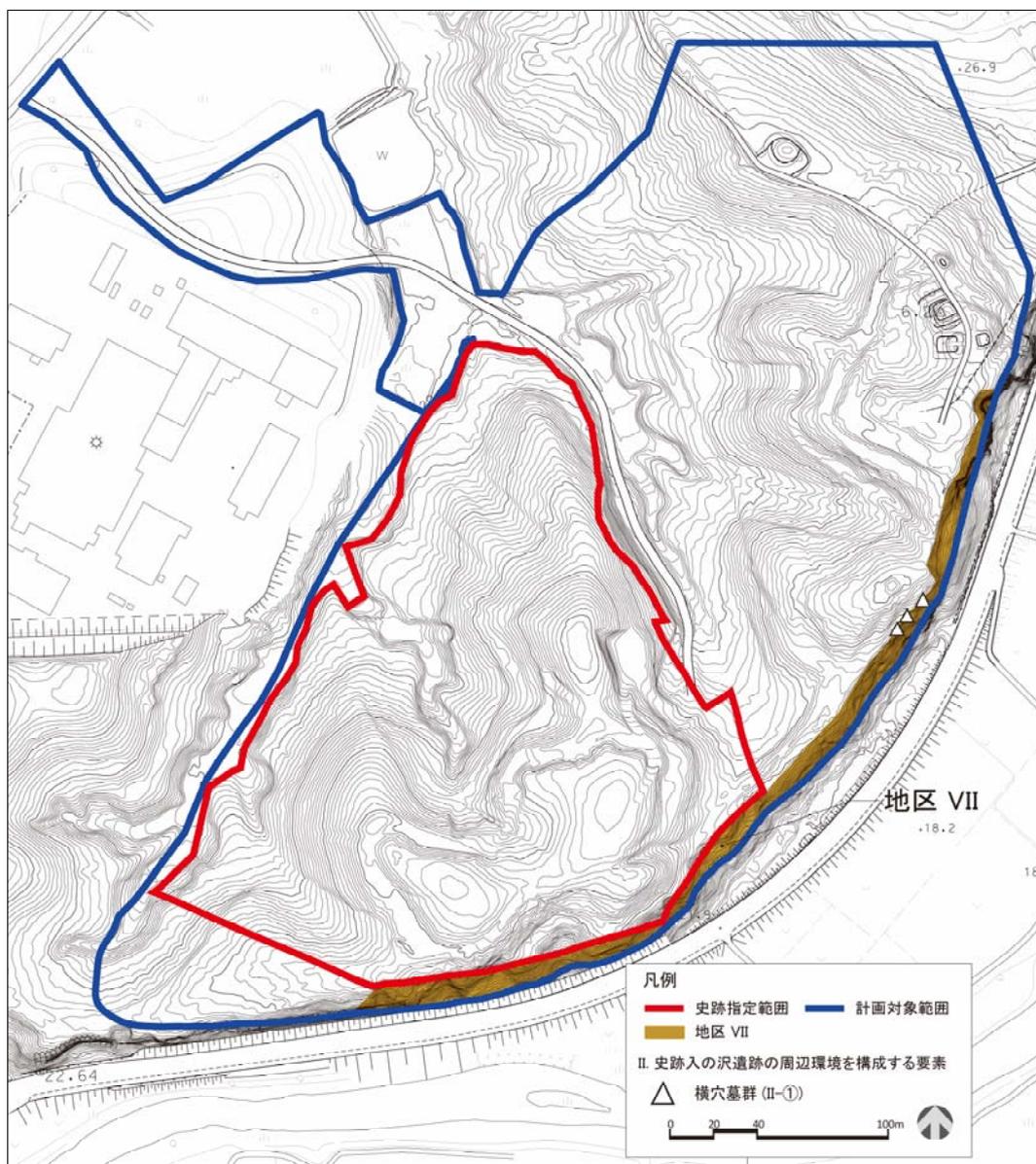


図 7.8 地区Ⅶ

7. 保存・管理

7.3 個別の構成要素の取り扱い

7.3.1 本質的価値を構成する要素

(1) 古墳時代前期の遺構

(ア) 大溝跡・材木堀跡・盛土遺構

<保存・管理の方向性>

大溝跡、材木堀跡、盛土遺構は、入の沢遺跡の高い防御性を示す重要な区画施設であり、遺構が確実に保存されるよう、保存・管理を行う。

<保存・管理の方法>

大溝跡と材木堀跡は、降雨等による埋め戻し土の流出が生じないように、安定した保護盛土の造成と、表層の保護や排水対策を行う。

南側の崖面に近接する部分は、斜面崩落により大溝の一部が失われていると想定され、遺構保存及び防災的観点から、大溝外側の平坦面も含めた崖面保護について関係機関と調整を行って対応する。

盛土遺構は、降雨等による洗掘や凍上防止を目的とし、遺存する盛土の高まりや立ち上がりの形状を確実に保存できる保護盛土と、表層保護を行う。

大溝跡、材木堀跡、盛土遺構の未調査部分において範囲確認を行い、入の沢遺跡における外郭施設の位置や規模、構造、さらに、通路や入口などの遺跡と外との関係を示す遺構の検出や研究調査を進める。

発掘調査を行い、新たに検出された遺構についても、出土状況に応じた適切な保存方法を検討し、措置を講じる。また、遺物については、史跡指定地内や史跡外包蔵地から出土したその他の遺物と同様に扱い、市内の施設等で収蔵・展示を行う。

(イ) 竪穴建物跡

<保存・管理の方向性>

入の沢遺跡で出土している竪穴建物跡の遺構や、多様な遺物が適切に保存されるよう、確実な保存・管理を行う。

<保存・管理の方法>

内容確認のための発掘調査が一部に限られており、遺構の詳細状況が不明である。史跡の本質的価値を深化させるため、継続的な発掘調査を計画する。

発掘調査等により検出された遺構・遺物に関し、遺構については、適切な保存方法を検討したうえで、確実な保存・管理を行う。また、遺物については、市内の施設等で収蔵・展示を行う。

発掘調査後の遺構埋め戻し箇所で、保護盛土が流出している部分については、地下遺構に影響を与えないよう安定した保護盛土の施工を図るなど、適切な保存・管理を行う。

(2) 地形

(ア) 尾根頂部

<保存・管理の方向性>

尾根頂部は、遺構が立地する基盤として重要な要素であり、遺構分布域も含めて、確実な保存・管理を行う。

<保存・管理の方法>

国道4号側の崖面については、これまでも崩落等が発生しており、本来は存在した大溝が消失した可能性もある。尾根頂部での排水対策等により、崖面に対する影響の低減を図る。

日常の点検、維持管理を実施する。

(イ) 鞍部

<保存・管理の方向性>

遺構の分布を確認し、集落における位置づけを検討したうえで保全を図る。

<保存・管理の方法>

集落における位置づけと遺構の分布確認について、調査計画を検討するとともに見回りによる状況把握を行って、現状維持に努める。

(ウ) 丘陵斜面

<保存・管理の方向性>

丘陵地形を保存するうえで、また、国道4号の通行に際しての安全性確保のため、防災も考慮した確実な保存・管理を行う。

<保存・管理の方法>

国道4号側の崖面については、これまでも崩落等が発生しており、本来は、存在した大溝がこれにより消失した可能性もある。道路管理者と調整して、崖面についての防災対策を検討し対応する。

日常の点検、維持管理を実施する。

7.3.2 それ以外の要素

(1) 古墳時代前期以外の遺構

<保存・管理の方向性>

発掘調査が一部に限られていることから、古墳時代前期の遺構と合わせて、発掘調査計画の中で明らかにすべきことを検討する。

7. 保存・管理

<保存・管理の方法>

発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合、遺構については、確実な保存・管理を行う。また、遺物については、史跡入の沢遺跡や史跡外包蔵地から出土したその他の遺物と同等に扱い、市内の施設等で適切に保存・管理を行う。

(2) その他

(ア) 植生

<管理の方向性>

遺構の保存及び地形の保全に影響を及ぼす樹木については、遺構の保存を優先し、伐採や枝打ち等を行う。

<管理の方法>

大溝内側の竪穴建物跡分布域の樹木については、根の侵入や倒木により遺構に影響を及ぼす危険性があるため、伐採を前提とする。

史跡指定地内の倒木については、日常の維持管理の中で処理する。

丘陵斜面の傾斜木は、倒木に至る可能性があることから、伐採もしくは樹冠を小さくするなどの剪定により、斜面崩落の予防に努めるとともに、日常の点検の中で注視する。

また、適切な保存・管理を行うため、植生調査を行う。

(イ) 排水施設

<管理の方向性>

史跡地内の遺構の保存や地形の保全を目的として、排水計画を策定し実施する。

<管理の方法>

表層水による保護盛土の侵食や流出を防止するための排水計画を策定するとともに、除草や浚せつ等により、現状の排水施設の維持に努める。

7.4 現状変更等の取扱い方針、取扱基準及び保護にかかる諸手続き

7.4.1 史跡の現状変更の法令上の基準

(1) 制度の概要

文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、史跡内で「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（以下、「現状変更等」という。）」は、原則として文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。

一方で、法第125条第1項ただし書きでは、現状変更については維持の措置、または非常災害のために必要な措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については史跡への影響が軽微である場合は、許可を要しない旨が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県または市の教育委員会に事務の一部の権限が移譲され、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「令」という。）第5条第4項第1号に示されている。権限移譲された現状変更等の取扱基準は、令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という。）に定められている。

(2) 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場合には、現状変更等の許可ができないこととされている。

- (ア) 史跡の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画（本計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- (イ) 史跡の滅失、き損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- (ウ) 史跡の価値を著しく減じるおそれがある場合

(3) 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条ただし書きにより、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について、影響が軽微である場合には、現状変更等の許可が不要とされている。「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（以下、「規則」という。）第4条に次のように定められている。

- (ア) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (イ) 史跡、名勝または天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- (ウ) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

7. 保存・管理

ただし、き損が生じた場合には、法第 118 条及び第 120 条の規定により準用する法第 33 条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合は法第 127 条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

7.4.2 史跡の現状変更等の取扱方針

(1) 適用の範囲

現状変更等の取扱については、史跡指定の範囲において適用する。また、将来、追加指定をした場合には、同様に適用する。

(2) 現状変更等の取扱方針

史跡の現状変更等及び保存に影響を及ぼす行為についての制度の概要、法令上の基準は前述したとおりである。現状変更等に係る許可は、文化庁長官及び栗原市教育委員会が、法令で定められた基準に基づき判断する。本計画で示す保存・管理、活用整備等の方針に基づき、史跡入の沢遺跡の現状変更等の取扱方針を下記のとおりとする。

- (ア) 史跡の保存・管理、活用・整備、景観保全等のため必要なもの、所有者が管理上必要とするもの等については、史跡の価値等に影響を及ぼさないことを前提として認めるものとする。その条件として、遺構の存在が想定される箇所では、試掘・発掘調査または栗原市教育委員会職員による工事立会等を実施し、結果によっては計画の変更等もあるものとする。
- (イ) 各地区において、諸要素の分布やその保存状況が異なることから、地区毎の現状変更等の取扱基準を定めるものとする。

7.4.3 史跡入の沢遺跡における現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の許可を要する行為

指定地内で行われる現状変更等の許可を要する行為については、表 7.1 のように取り扱う。

(2) 現状変更等の許可が不要な行為（具体的事例など）

(ア) 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を併せて示す。

- (i) 史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

- ・ 降雨等による、小規模な土砂の流出部分の埋め戻しによる現状復旧等

(ii) 史跡がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

- ・ 土砂の流出や崖地の崩落、そのおそれがある際に土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等。

(iii) 史跡の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や、防災上必要性のある場合を除き、き損等箇所を復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

(イ) 非常災害のために必要な応急措置

具体的な事例を以下のとおり示す。

- ・ 地震、台風、火災、大雨等の非常災害の際の応急措置、被害拡大防止措置としてのシートや土のうの設置
- ・ 立ち入り禁止柵等安全確保のため、必要な工作物の設置

7.4.4 現状変更等に該当しない日常的な維持管理の行為

日常的な維持管理の行為は、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

- ・ 植生の点検、維持管理（枯損木・倒木の除去、植生・樹木の剪定、除草等）
- ・ 排水施設の点検、維持管理（清掃、小規模な浚せつなど土砂堆積物の除去等）

7.5 計画対象範囲内における取扱方針

地区VI、VIIの取り扱いについては、史跡の価値を補完するエリアとして、史跡の取り扱い基準に準じて行うものとする。

7.6 史跡の追加指定と公有化

7.6.1 追加指定についての方針

史跡指定地外へのびる丘陵部分において、今後の計画の中で発掘調査を実施し、その成果に応じて、追加指定の検討を行う。

7. 保存・管理

7.6.2 公有化についての方針

地区Ⅰは大部分を国有地と市有地が占め、地区Ⅱはそのほとんどが私有地である。地区Ⅲは市有地、また地区Ⅳは国有地である。史跡の保存、活用及び整備の観点から、将来的には史跡指定地全体を計画的に公有地化することが望ましく、今後の活用・整備の方向性を踏まえ、土地所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら、公有地化を図る必要がある。

7.7 出土遺物の保存と管理

史跡指定地におけるこれまでの発掘調査で出土した遺物は、史跡の価値を語る重要な構成要素として、現在、東北歴史博物館及び市内の施設で適切な保存と管理の下に収蔵されている。また、入の沢遺跡の包蔵地からの出土遺物についても同様に、市内の施設で保存・管理されている。今後、継続的な発掘調査により出土した遺物については、これまでと同様に市内施設等で保存・管理し、併せて展示も行うこととする。

表 7-1 史跡入の沢遺跡における地区ごとの現状変更等の取扱基準

| 許可区分 | 行為の別 | | 取扱基準 | | | |
|--------------------------------|--|---|---|--|--|---|
| | | | 地区Ⅰ | 地区Ⅱ | 地区Ⅲ | 地区Ⅳ |
| 現状変更等の許可を要するもの | ア. 発掘調査等 | 発掘調査等の地形改変を伴う調査行為 | <ul style="list-style-type: none"> 調査目的を明確にした上で、必要最小限の範囲で行う場合は認める 古墳時代以降の重層した遺構については、古墳時代前期の遺構の調査や活用・整備に支障のない範囲で保存する。 | | — | — |
| | イ. 史跡の保存管理及び活用 | 保存・管理、活用のために必要なもの防災施設や保存管理施設等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 史跡の理解に欠くことができないもので、遺構に影響を及ぼさないもの及び景観に調和したものについては認める | <ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響を及ぼさないもの及び景観に調和したものについては認める | <ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・管理にかかわるものについては認める | <ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・管理、活用にかかわるものは認める |
| | ウ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）、地形の改変等 | 土手の削削や埋立、掘削を伴う土壌改良等 | <ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存・管理、活用に伴う整備等を目的とした場合及び安全上必要な場合に限り認める | | <ul style="list-style-type: none"> 安全上必要な場合に限り認める | <ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・管理、活用に伴う整備等を目的とした場合及び安全上必要な場合に限り認める |
| | エ. 建築物の新築、除却等 | 上記イ. の場合を除いた建築物・構造物 | <ul style="list-style-type: none"> 新築・増築は原則認めない | | | |
| | オ. 工作物の新設、増設、改修、移設または除却 | 上記イ. の場合を除いた工作物等 | <ul style="list-style-type: none"> 新設・増設は原則認めない | | <ul style="list-style-type: none"> 新設・増設は原則認めない。ただし、安全上必要なものは個別に協議する 既存施設の移転、除却は安全上影響がない範囲で認める | <ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・管理、活用、安全上必要なものは認める |
| | カ. 地下埋設物の設置、改修 | 上記イ. の場合を除いた地下埋設物の設置、改修 | <ul style="list-style-type: none"> 安全等上必要なものは、地下遺構に影響のない場合に限り認める 公共・公益的なものは認める | | | |
| キ. 木竹の植栽、伐採、伐根、草本の植栽 | 上記イ. の場合を除いた木竹の植栽、伐採、伐根、草本の植栽 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな植樹は、地下遺構に影響のない場所に限り認める 伐根については、発掘調査により遺構に影響がないことが明らかな場合に限り認める。 表層保護のための草本類植栽は認める | <ul style="list-style-type: none"> 伐根については、原則として認めない 表層保護のための草本類植栽は認める | <ul style="list-style-type: none"> 新たな植樹は、史跡の活用を目的とし、景観に配慮して行うものは認める 表層保護のための草本類植栽は認める | | |
| 上記表のうち、栗原市教育委員会が取り扱うことができる許可事務 | | | | | | |
| 現状変更等の許可を要するもの | ア. 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築 文化財保護施行令5条4(イ) | 小規模なプレハブ・ユニットハウス、仮設トイレ等 | <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の保存・管理、活用等に資するものは認める | | | |
| | イ. 工作物等の新設、増設、改修、移設、除却（設置の日から50年を経過していない）、道路の舗装もしくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの） 文化財保護施行令5条4(ハ) | 柵、車止め、ベンチ、ゴミ箱、側溝・案内板・街灯、道路の舗装等 | <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の保存・管理、活用等に資するものは認める 公共・公益目的のもので景観に配慮したもののみ認める | | | |
| | ウ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 文化財保護施行令5条4(ホ) | 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 公共・公益目的のもののみ認める | | | |
| | エ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修 文化財保護施行令5条4(ニ) | 標柱、説明板、境界標、囲い柵等 | <ul style="list-style-type: none"> 地下遺構に影響がなく、景観に配慮したもののみ認める | | <ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮したもののみ認める | |
| | オ. 木竹の伐採 文化財保護施行令5条4(ト) | — | <ul style="list-style-type: none"> 遺構上及び遺構周辺にあり遺構に影響を及ぼす樹木は伐採を認める 危険木、傾斜木、枯損木など地形や安全に影響を及ぼす場合は伐採・間伐を認める | | <ul style="list-style-type: none"> 危険木、傾斜木、枯損木など地形や安全に影響を及ぼす場合は伐採・間伐を認める | |
| 許可が不要な行為 | ア. 維持の措置 | (i) 現状復旧 (ii) き損の拡大防止のための応急措置 (iii) き損部分の復旧不可能による除去 | | | | |
| | イ. 非常災害のために必要な応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> 非常災害時のシートや土嚢の設置 立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置 | | | | |

8. 史跡の活用

8.1 活用の方向性

「6. 保存活用の大綱・基本方針」で述べた、史跡入の沢遺跡における活用の基本方針に基づき、活用の方向性を以下に示す。

- ・ 史跡内の管理体制が整い次第、段階的に公開を図る。
- ・ 史跡入の沢遺跡についての情報発信を行い、歴史的関連性の高い周辺遺跡を含めた学びの場として、一体的な活用を図り、普及啓発事業を進める。
- ・ 史跡の保存との両立を図りながら、史跡を体感する場としての活用を基本とし、学校教育の場、生涯学習の場、また観光資源のひとつとしての活用を図る。
- ・ 周辺遺跡を含めた関連施設と連携を図った活用を行う。

8.2 活用の方法

8.2.1 公開活用

- ・ 調査研究の成果を踏まえた、史跡整備が整うには時間を要するため、当面は遺跡見学会や発掘調査現場説明会などを中心とした公開を行う。
- ・ 史跡内の見学のための安全対策を実施し、段階的に公開を行う。

8.2.2 普及・啓発事業の実施

- ・ 発掘調査現地説明会等を開催し、さらに、企画展やシンポジウム等を積極的に開催することで、市民に入の沢遺跡を理解してもらう機会を広く設ける。
- ・ 入の沢遺跡への理解と愛着を高めるため、市民が継続的に参加できるプログラムや、生涯学習や地域学習に軸を置いた教育プログラムの構築を検討し、取り組む。
- ・ 教育機関等との連携を強化し、児童・生徒を対象とした学校教育のカリキュラムや大学の研究教育プログラム等で入の沢遺跡を学習の場としての活用を促し、将来の活用の担い手の育成を図る。

8.2.3 情報発信

(1) 多様な情報発信方法の検討

- ・ 広報や市のホームページなどの既存の媒体を活用して、市内外への周知を図るとともに、公式ウェブサイト開設の他、SNS等の活用や多様な媒体を活用した、情報発信方法の検討を行う。

8. 史跡の活用

(2) 史跡入の沢遺跡のパンフレットの発行

- ・ 史跡の内容を説明するパンフレットを発行する。

(3) ボランティアガイドなどの人材育成

- ・ 史跡入の沢遺跡の内容を市民、来訪者等に分かりやすく伝えるため、史跡の解説ボランティアや史跡の認知度向上を目的とした、史跡紹介サポーターの育成に取り組んでいく。また、史跡内の除草や清掃などの維持管理に関わる人材や団体づくりを検討する。

(4) 調査研究情報の発信

- ・ 栗原市域の歴史遺産、とりわけ城生野地区における遺跡群との関連性に着目しつつ、入の沢遺跡の価値を深化させるための、調査研究及び情報発信を行う。

8.2.4 関連施設等との連携

- ・ 入の沢遺跡に隣接する史跡伊治城跡や大仏古墳群、市内の他の遺跡や観光施設等と連携した見学ルートを検討することにより、入の沢遺跡と周辺地域における回遊性の向上及び、観光資源の有効活用を図る。
- ・ 市内の遺物の収蔵・展示を行っている既存施設で、入の沢遺跡及び隣接する「史跡伊治城跡」や「大仏古墳群」の解説や一体的な情報提供を行う。
- ・ 市外や県外に所在する入の沢遺跡と同時期の遺跡との連携を図る。
- ・ 栗駒山麓ジオパークやその他の観光資源とともに、歴史ある栗原の魅力の一つとして、観光やまちづくりと連携を図る。

9. 史跡の整備

9.1 整備の方向性

「6. 保存活用の大綱・基本方針」で述べた、史跡入の沢遺跡における整備の基本方針に基づき、整備の方向性を以下に示す。

- ・ 調査で確認された史跡の本質的価値の確実な保存を図るための整備を行う。
- ・ 史跡入の沢遺跡に隣接する伊治城跡と連動した整備を推進するための、整備計画を検討する。
- ・ 遺構表示等により来訪者にわかりやすい整備を進めるとともに、安全性、快適性と景観に配慮した環境整備を行う。

9.2 整備の方法

整備は、入の沢遺跡の発掘調査や調査研究の成果をふまえて、周辺遺跡や施設と連携した整備計画に基づいて実施する。

9.2.1 保存のための整備

保存のための整備は、原則として発掘調査の成果に基づき、現況把握及び適切な保存方法を検討したうえで、整備等を実施するものとする。

- ・ 遺構及び保護盛土の降雨等による流出や洗掘防止のため、排水施設や法面保護工、地被植栽を施す。
- ・ 設備の管路等は、地下遺構に配慮して布設し、できる限り掘削が大きくなるような材料、工法を選択する。
- ・ 災害時の応急措置、減災措置及び、防災工事を行うために必要な調査を実施する。
- ・ 史跡の整備に先立ち、遺構の保存整備や環境整備についての整備計画を検討し、それに基づき段階的に整備を進める。

9.2.2 活用のための整備

活用のための整備は、史跡の本質的価値と歴史を分かりやすく伝え、地域の資産として公開活用するために実施するものとする。

- ・ 史跡指定地における遺構の分布状況や、遺構の内容を確認するための発掘調査等を継続し、調査の成果に基づいて整備の方法を検討する。
- ・ 本格的な整備については、将来的に策定を行う整備基本計画によるものとするが、史跡全域の整備公開までは、長い時間を要することから、仮設園路や説明板の設置などの暫

9. 史跡の整備

定整備により、当面は地区 I 及び、そこに至るアクセス部分を優先して整備し、公開活用を図っていく。

- ・ 管理用道路を史跡への導入路（アクセス道路）として利用するため、来訪者の安全確保を図る。

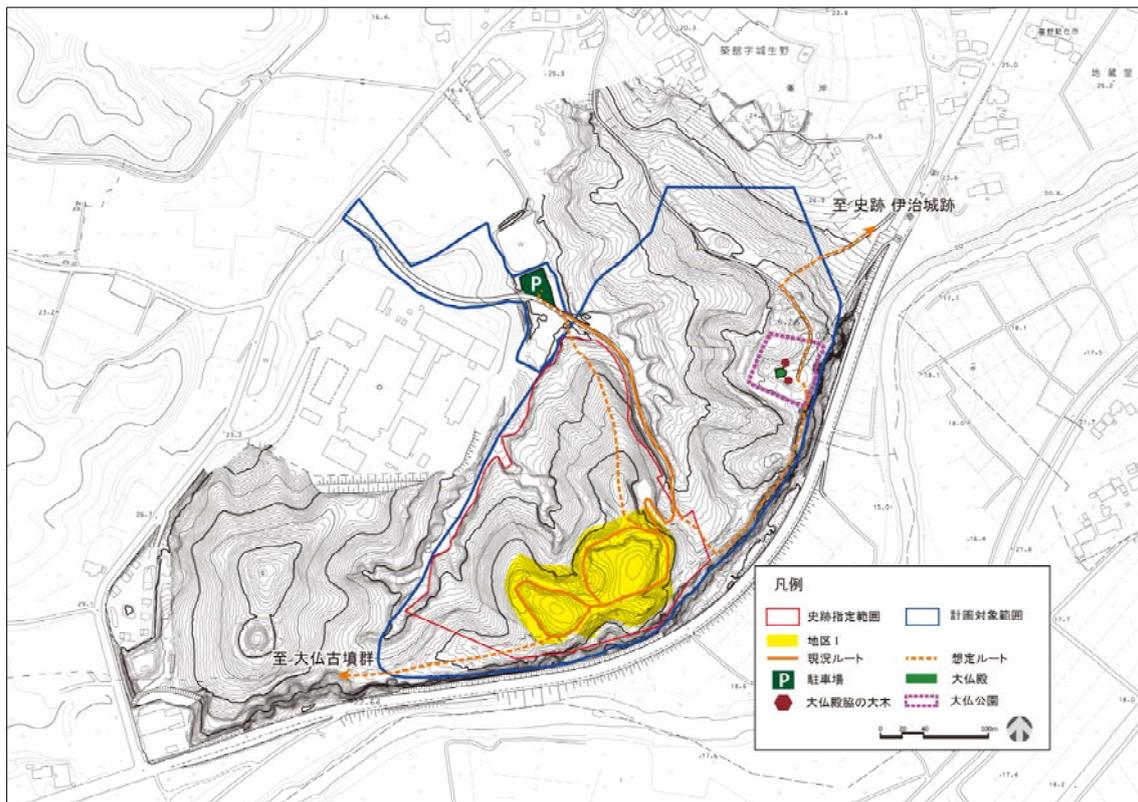


図 9.1 入の沢遺跡の動線

10. 運営・体制の整備

10.1 運営・体制の方向性

「6. 保存活用の大綱・基本方針」で述べた、史跡入の沢遺跡における運営・体制の整備の基本方針に基づき、方向性を以下に示す。

- ・ 調査研究、活用、情報提供等を着実に推進するため、研究機関等との連携体制を検討する。
- ・ 維持管理や点検等の史跡の保存・管理の実施に必要な体制を定める。
- ・ 文化庁、宮城県教育委員会及び、国土交通省や栗原市関係部局との緊密な連携を図る。
- ・ 市民協働による持続可能な管理及び、連携・運営体制を構築する。
- ・ 遺構の保存や史跡の維持管理の現状を定期的に検証し、課題の把握とその解決を図る。

10.2 運営・体制の整備の方法

10.2.1 調査・研究体制の連携強化

学識経験者等による助言、指導のもと、入の沢遺跡の調査・研究を継続するとともに、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり継続的に調査・研究が進められる体制の構築を目指す。

10.2.2 史跡の管理体制

史跡の管理団体として、栗原市が史跡全体の適切な保存・管理を行う。実務は、栗原市教育委員会文化財保護課が担う。

10.2.3 行政内の関係部局との連携強化

入の沢遺跡の保存・活用・整備を推進するためには、文化財だけでなく、都市計画、まちづくり、都市交通、森林、防災等多分野の知識が必要となる。庁内関係部局、文化庁及び宮城県との連携はもとより、教育機関、その他関係機関との緊密な連携体制を構築し、事業の円滑化を図る。

10.2.4 市民との協働体制

史跡の保存活用に際して、市民の理解と協力は不可欠であることから、市民活動団体や地元協議会等と連携し、管理・活用のパートナーとして協働する。そのためには、緊密な連絡体制や、ルール作りを行い、継続的に協働できる実施体制を構築する。

10. 運営・体制の整備

10.2.5 事業の評価及び検証体制

保存・活用・整備事業の実現性及び、実効性を把握するため、事業の実施状況の評価・検証を行い、課題の抽出とその解決策の検討を図る体制を構築する。栗原市教育委員会文化財保護課が主体となり、文化財保護のための専門部会等に報告したうえで、意見を聴取しながら事業の評価・検証を進めるものとする。

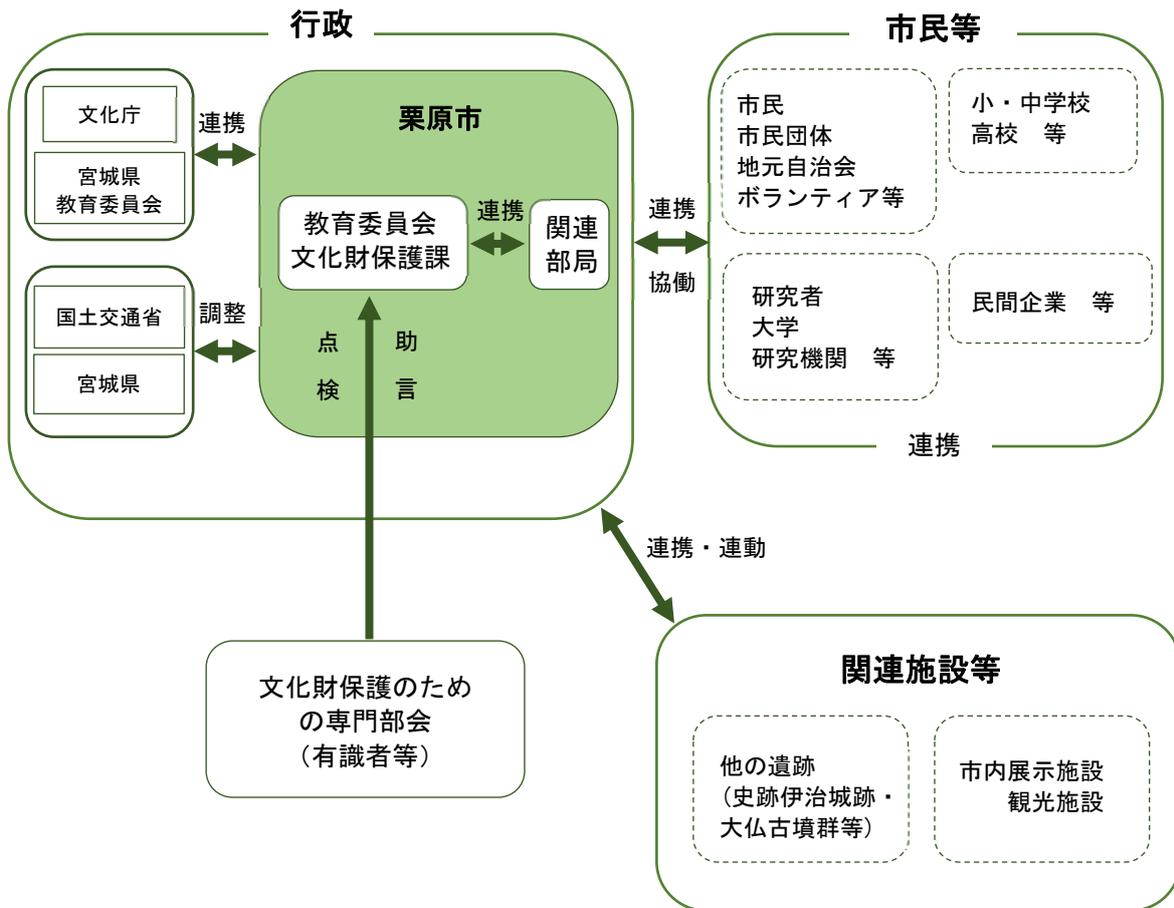


図 10.1 史跡入の沢遺跡における運営・管理体制の相関図

1 1. 施策の実施計画の策定・実施

計画期間である10年間の前半の5年を1期、後半の5年を2期として計画を実施する。本計画終了後の取り組みについては、想定される期間と内容について、次のとおり定め、具体的には本計画期間の後半に、検討することとする。

【1期】令和4年度（2022）～令和8年度（2026）

<保存・管理>

1期は、遺構等の本質的価値を損なわないよう、日常的な取り組みとして、危険箇所等の点検を実施し、植生管理及び既存の排水溝や土のうによる土留め、管理用道路等についての維持管理を行うとともに、2期に行う項目について、実施に向けての検討を行う。

また、史跡の本質的価値を深化させるべく発掘調査を実施するとともに、その結果をもとにして、適切な保存・管理の方策について、随時検討を行う。

計画の対象範囲（指定地外）「地区Ⅵ・Ⅶ」に関しては、史跡に準じて保全する。

構成要素ごとの対応

（1）古墳時代前期の遺構

（ア）大溝跡・材木堀跡・盛土遺構

- 大溝跡・材木堀跡：安定した保護盛土の造成と表層の保護や排水対策の検討
- 南側の崖に近接する部分の大溝外側の平坦面も含めた崖面保護の必要性の検討
- 盛土遺構：保護盛土と表層保護に関する検討
- 研究、調査としての発掘調査
- 新たに検出された遺構の適切な保存方法の検討
- 出土遺物の収蔵・展示

（イ）竪穴建物跡

- 継続的な発掘調査の計画
- 発掘調査で検出された遺構の適切な保存方法の検討と確実な保存・管理
- 出土遺物の収蔵・展示
- 表土流出箇所の安定した保護盛土の施工等、適切な保存・管理の検討

（2）地形

（ア）尾根頂部

- 排水対策の実施
- 日常の点検・維持管理の実施

11. 施策の実施計画の策定・実施

(イ) 鞍部

- 発掘調査計画の検討
- 見回りによる状況把握と現状維持

(ウ) 丘陵斜面

- 道路管理者との調整をふまえた崖面についての防災対策の検討
- 日常の点検、維持管理の実施

(3) 古墳時代前期以外の遺構

- 発掘調査で検出された遺構の適切な保存方法の検討
- 新たに検出された遺構の確実な保存・管理の実施
- 出土遺物の適切な保存

(4) その他

(ア) 植生

- 大溝内側の竪穴建物分布域の樹木の伐採
- 倒木処理
- 丘陵斜面部の傾斜木の伐採・剪定と日常点検
- 植生調査

(イ) 排水施設

- 排水計画の策定と除草や浚せつ等による現状の排水施設の維持

<活用>

現地における活用に関しては、公開の条件が整うまで、遺跡見学会や発掘調査現地説明会などの事業を随時実施する。史跡入の沢遺跡の認知度を高め、史跡の価値を広く理解してもらうよう、企画展や他部局・学校との連携事業、市民が参加できるプログラムなどによる普及啓発事業を実施し、あわせて情報発信を行っていく。

公開活用

- 遺跡見学会や発掘調査現場説明会などを中心とした公開の実施
- 史跡内の見学のための安全対策の実施

普及・啓発事業の実施

- 発掘調査現地説明会、企画展、シンポジウム等の開催
- 市民が継続的に参加できるプログラムや、生涯学習や地域学習に軸を置いた教育プ

プログラムの検討

- 教育機関等との連携強化、児童・生徒を対象とした学校教育のカリキュラムや大学の研究教育プログラム等での入の沢遺跡の活用促進、将来の活用の担い手育成

情報発信

- 多様な情報発信方法の検討
- 史跡入の沢遺跡のパンフレットの発行
- 史跡の解説ボランティアや史跡紹介サポーターの育成と、除草や清掃などの維持管理に関わる人材や団体づくり
- 調査研究情報の発信

関連施設等との連携

- 入の沢遺跡に隣接する史跡伊治城跡や大仏古墳群、市内の他の遺跡や観光施設等と連携した見学ルートの検討
- 周辺遺跡を含めた解説や、情報提供のための既存施設の活用
- 観光やまちづくりとの連携

<整備>

保存のための整備では、本格整備前であっても表層水の処理や植生管理、防災・安全対策等、史跡の適切な管理の遂行のために必要な事項に関する方法について、2期の実施に向けて、検討を行う。また、その結果に基づき、優先すべき事項については、必要な措置を行う。き損箇所等への応急処置については適宜行う。

活用のための整備では、史跡の公開に必要な条件を整理し、動線の検討及び安全対策の検討を実施することにより来訪者の安全を図るとともに、簡易な案内説明板の設置を行う。

保存のための整備

- 設備についての材料、工法の選択
- 災害時の応急措置、減災措置及び、防災工事を検討するために必要な調査の実施
- 遺構の保存整備や環境整備に関する仮整備計画の検討

活用のための整備

- 史跡指定地における遺構の分布状況や、内容を確認するための発掘調査等の継続と調査成果に基づいた整備の方法の検討
- 管理用道路利用に伴う安全確保の方策の実施
- 簡易な案内説明板の設置

11. 施策の実施計画の策定・実施

<運営・体制>

1期は、以下の項目について、体制の構築を図る。

調査・研究体制の連携強化

- 調査・研究の継続と、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり継続的に調査・研究が進められる体制の構築

史跡の管理体制

- 史跡の管理団体：栗原市、実務：栗原市教育委員会文化財保護課

行政内の関係部局との連携強化

- 都市計画、まちづくり、都市交通、森林、防災等多分野に関する庁内関係部局、文化庁及び宮城県との連携、教育機関、その他関係機関との緊密な連携体制の構築

市民との協働体制

- 市民活動団体や地元協議会等と連携し、管理・活用のパートナーとして協働するための緊密な連絡体制や、ルール作りと実施体制の構築

事業の評価及び検証体制

- 事業の実施状況の評価・検証を行い、課題の抽出と、その解決策の検討を図る体制の構築

【2期】令和9年度（2027）～令和13年度（2031）

<保存・管理>

2期は、1期の経過を踏まえ、本格整備に反映すべき保存・管理のありかたを検討しつつ、適切な維持管理に努める。また、1期に引き続き、史跡の価値を深め、保存・管理に資するべく発掘調査を実施する。

計画の対象範囲（指定地外）「地区Ⅵ・Ⅶ」に関しては、史跡に準じて保全する。

構成要素ごとの対応

（1）古墳時代前期の遺構

（ア）大溝跡・材木堀跡・盛土遺構

- 大溝跡・材木堀跡：安定した保護盛土の造成と表層の保護や排水対策の実施
- 南側の崖に近接する部分の大溝外側の平坦面も含めた崖面保護の必要性の検討結果にもとづく対応

- 盛土遺構：保護盛土と表層保護の実施
- 研究、調査としての発掘調査
- 出土遺物の収蔵・展示

(イ) 竪穴建物跡

- 継続的な発掘調査の計画
- 発掘調査で検出された遺構の確実な保存・管理
- 出土遺物の収蔵・展示
- 表土流出箇所の安定した保護盛土の施工等、適切な保存・管理の実施

(2) 地形

(ア) 尾根頂部

- 排水対策の実施
- 日常の点検・維持管理の実施

(イ) 鞍部

- 発掘調査計画の検討
- 見回りによる状況把握と現状維持

(ウ) 丘陵斜面

- 道路管理者との調整をふまえた崖面についての防災対策の検討
- 日常の点検、維持管理の実施

(3) 古墳時代前期以外の遺構

- 新たに検出された遺構の確実な保存・管理の実施
- 出土遺物の適切な保存

(4) その他

(ア) 植生

- 大溝内側の竪穴建物跡分布域の樹木の伐採
- 倒木処理
- 丘陵斜面部の傾斜木の伐採・剪定と日常点検
- 植生調査

(イ) 排水施設

- 排水計画の策定と除草や浚せつ等による現状の排水施設の維持

11. 施策の実施計画の策定・実施

<活用>

史跡入の沢遺跡に親しんでもらう機会を増やすため、現地公開に努める。現地以外では、1期に引き続き市民参加のプログラムを実施するとともに、今後の整備事業につなげられるよう、市民の意見を聞く場を設けるなどし、史跡整備事業が市民にとって、身近なものとなるような事業の実施と情報発信を行っていく。

公開活用

- 遺跡見学会や発掘調査現場説明会などを中心とした公開の実施
- 史跡内の見学のための安全対策の実施

普及・啓発事業の実施

- 発掘調査現地説明会、企画展、シンポジウム等の開催
- 市民が継続的に参加できるプログラムや、生涯学習や地域学習に軸を置いた教育プログラムへの取り組み
- 教育機関等との連携強化、児童・生徒を対象とした学校教育のカリキュラムや大学の研究教育プログラム等での入の沢遺跡の活用促進、将来の活用の担い手育成

情報発信

- 情報発信方法の検討にもとづく実施
- 史跡入の沢遺跡のパフレットの発行
- 史跡の解説ボランティアや史跡紹介サポーターの育成と、除草や清掃などの維持管理に関わる人材や団体づくり
- 調査研究情報の発信

関連施設等との連携

- 入の沢遺跡に隣接する史跡伊治城跡や大仏古墳群、市内の他の遺跡や観光施設等と連携した見学ルートを活用
- 市外や県外に所在する同時期の遺跡との連携による活用の実施
- 周辺遺跡を含めた解説や情報提供のための既存施設の活用
- 観光やまちづくりと連携した活用の実施

<整備>

保存のための整備については、1期における保存・管理措置や維持管理、点検状況などをふまえ、下記の整備を実施する。き損箇所等へ応急措置については適宜行う。

また、整備基本計画の策定準備期間として、植生調査や課題の抽出を行う。

活用のための整備については、一般公開への対応として、案内説明板の設置及び仮設園路

の整備を行う。遺構表示や便益施設を含めた本格整備に向けては、1期の成果と課題の抽出・分析をし、準備を整える。

保存のための整備

- 排水施設や法面保護工、地被植栽の施工
- 設備についての材料、工法を選択
- 災害時の応急措置、減災措置及び、防災工事を行うために必要な調査の実施
- 遺構の保存整備や環境整備の仮整備計画に基づく段階的な整備の実施

活用のための整備

- 地区Ⅰ及びアクセス部分を優先した仮設園路や説明板の設置
- 管理用道路利用に伴う安全確保の方策の実施
- 史跡指定地における遺構の内容確認のための継続的な発掘調査等の実施

<運営・体制>

2期は、1期で構築した体制について、課題の抽出や調整を行いながら、連携の強化を図る。

調査・研究体制の連携強化

- 調査・研究の継続と、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり継続的に調査・研究が進められる体制の構築

史跡の管理体制

- 史跡の管理団体：栗原市、実務：栗原市教育委員会文化財保護課

行政内の関係部局との連携強化

- 都市計画、まちづくり、都市交通、森林、防災等多分野に関する庁内関係部局、文化庁及び宮城県との連携、教育機関、その他関係機関との緊密な連携体制の維持・強化

市民との協働体制

- 市民活動団体や地元協議会等と連携し、管理・活用のパートナーとして協働するための緊密な連絡体制や、ルール作りと実施体制の維持・強化

事業の評価及び検証体制

- 事業の実施状況の評価・検証を行い、課題の抽出とその解決策の検討を図る体制の維持・強化

11. 施策の実施計画の策定・実施

本計画期間が令和13年度(2021)までであることから、本期間中に次期計画について検討する。

【次期計画の想定】令和14年度(2022)～令和23年度(2031)

<保存・管理>

次期計画は、2期の経過を踏まえ、本格整備の計画と並行して、適切な維持管理に努める。また、2期に引き続き、史跡の価値を深め、保存・管理に資するべく発掘調査を実施するとともに、それまでの成果に応じて、指定地外の発掘調査の実施を検討する。

現状変更については、2期で策定した保存活用方針に沿って対応するとともに、計画の対象範囲(指定地外)「地区Ⅵ・Ⅶ」に関しても同様に対応を図る。

<活用>

2期に引き続き、普及啓発のための事業の実施と情報発信を行うとともに、本格整備期間中の活用事業について検討する。

<整備>

遺構表示や便益施設を含めた整備基本計画を検討し、それを基にした保存及び活用のための整備事業を実施する。き損箇所等へ応急措置については、適宜行う。

<運営・体制>

2期までの体制について、課題の抽出や調整を行いながら、連携の強化を図っていく。

表 11.1 計画実施のスケジュール

| 対象 | 区分・施策 | | 計画期間 10年間 令和4年度（2022）～令和13年度（2031） | | 次期計画の想定 令和14年度（2032）～令和23年度（2041） |
|---------|--------------|---------------------------|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| | | | 1 期 | 2 期 | |
| | | | 令和4年度（2022）～令和8年度（2026） | 令和9年度（2027）～令和13年度（2031） | |
| 史跡入の次遺跡 | 保存・管理 | 調査・研究 | 発掘調査等 | 発掘調査等 | 発掘調査等 |
| | | 日常的な点検維持管理（排水路維持・除草等） | 点検・維持管理 | 点検・維持管理 | 点検・維持管理 |
| | | 現状変更・開発に対する対応・調整 | | | |
| | 活用 | 普及啓発事業 情報発信 関連施設等連携 | | 史跡の公開 | |
| | | 表層水・排水対策 | 方法・対策を調査する ～優先度に応じて実施 | 実施 | |
| | 整備 （保存目的） | 植生管理 | 支障木・危険木伐採 枝打ち等 植生調査（既存資料利用） | 支障木・危険木伐採 枝打ち等 植生調査 | 整備基本計画～基本設計 ～実施設計・整備実施 |
| | | 防災・安全対策 | 方法・対策を調査する ～優先度に応じて実施 | 実施 | |
| | | き損箇所復旧 応急措置 | | | |
| | | 安全対策 | 方法・対策を調査する ～優先度に応じて実施 | 実施 | |
| | 整備 （活用目的） | 案内説明板 遺構表現等 | 動線・検討 資料作成 簡易な案内説明板設置 | 案内説明板設置 （地区Ⅰ・地区Ⅴ） | 整備基本計画～基本設計 ～実施設計・整備実施 |
| | | 経過観察 | 自己検証 意見聴取等 | 実施状況検証・施策反映 | 実施状況検証・施策反映 |
| | 1期：評価 まとめ | | | 2期：評価 まとめ | 評価 まとめ |
| | 運営・体制 | 史跡管理・事業検証体制の 確立・実施 | | | |
| | | 各分野との 協同・連携 | | | |
| | 史跡伊治城跡 | 保存・管理 | 調査・研究 | 発掘調査等 | 発掘調査等 |
| 整備 | | 整備事業 | 基本設計 | 実施設計・整備実施 | |

----- 適宜実施
..... 他事業との調整期間

12. 経過観察

1 2. 経過観察

<方向性>

本計画を推進するためには、計画的な経過観察が必要とされる。これまでの章で検討した「保存・管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制の整備」の各項目について、毎年経過観察を行い、具体的施策に反映させていくこととする。

<方法>

経過観察の方法については、文化財保護課が中心となり、関連部局や地域の協議会などからの意見聴取を行うとともに、文化財保護審議会や調査整備委員会等の専門委員会において、助言及び指導を得るものとする。

引用文献・資料等

引用文献等

〈書籍〉

東北学院大学アジア流域文化研究所 2015『古代倭国北縁の軌轢と交流 栗原市入の沢遺跡で何が起きたか』 東北学院大学アジア流域文化研究所公開シンポジウム

辻秀人編 2017『古代倭国北縁の軌轢と交流－入の沢遺跡で何が起きたか－』 季刊考古学別冊 24 雄山閣

〈論文・報告等〉

藤沢敦 2013「古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東北地方日本海側の様相」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 179 集 国立歴史民俗博物館

佐久間光平 2018 「栗原市「入の沢遺跡」の現状保存と史跡指定について」『宮城考古学』第 20 号 宮城県考古学会

藤沢敦 2018 「弥生時代後期から古墳時代の北海道・東北地方における考古学的文化の分布」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 211 集 国立歴史民俗博物館

村田晃一 2020 「陸奥国域の未発見城柵」『第 46 回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会

八木光則 2015 「「入の沢遺跡」のころの東北北部社会」『古代倭国北縁の軌轢と交流 栗原市入の沢遺跡で何が起きたか』 東北学院大学アジア流域文化研究所

〈発掘調査報告書〉

栗原市教育委員会 2019 『入の沢遺跡－平成 30 年度：第 1 次発掘調査報告書－』栗原市文化財調査報告書第 26 集

栗原市教育委員会 2020 『入の沢遺跡－令和元年度：第 2 次発掘調査報告書－』栗原市文化財調査報告書第 28 集

栗原市教育委員会 2021 『大仏古墳群－令和元年度：測量調査報告書－』栗原市文化財調査報告書第 29 集

築館町教育委員会 2001 『伊治城跡－平成 12 年度：第 27 次発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第 14 集

宮城県 「宮城県の自然環境」 357566.pdf (<https://www.pref.miyagi.jp/>)

宮城県教育委員会 2016 『入の沢遺跡－一般国道 4 号築館バイパス関連遺跡調査報告書 IV－』宮城県文化財調査報告書第 245 集

宮城県教育委員会 2020 「入の沢遺跡」『入の沢遺跡ほか－平成 27～30 年度埋蔵文化財発掘調査－』宮城県文化財調査報告書第 251 集

使用図版等出典、所蔵者等一覧

〈第1章〉

- 図 1.6 地質調査総合センター：地質カタログ (<https://www.gsj.jp/Map/JP/geology2-2.html>) をもとに作成、加工
- 図 1.7 生物多様性センター (<https://www.biodic.go.jp/>) 宮城県の植生の概要 (3_vgt_04_02.pdf) をもとに作成、加工
- 図 1.8 令和元年度土地利用の現況の施策の概要 (宮城県国土利用計画管理運営資料) をもとに作成
- 図 1.9～14 国土地理院 1/25,000 『築館』『金成』を下図として作成
- 図 1.19 東北歴史博物館提供
- 図 1.23、図 1.26 国土地理院 1/200,000 を下図として作成
- 表 1.1 気象庁過去の気象データ検索 (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>) をもとに作成
- 表 1.6 栗原市域における教育機関・文化施設・社会教育関連施設の概要
E その他展示関係施設写真
p52 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター <http://izunuma.org/>
p52 宮城県こもれびの森 森林科学館 <https://m-komorebi.com/>

〈第3章〉

- 図 3.3～図 3.18 (一部改変)、図 3.21 写真：1 段目 (左)・(右) 東北歴史博物館提供

〈第4章〉

- p95 写真：大溝跡、材木堀跡、盛土遺構、竪穴建物跡、整地層、尾根頂部、P96 写真：古代の竪穴建物跡、p97 写真：古代の集落跡 東北歴史博物館提供

なお、東北歴史博物館提供の図及び写真の出典は、宮城県教育委員会発行の報告書 (宮城県教育委員会 2016・2020) である。

そのほかの図、表、写真は栗原市及び株式会社文化財保存計画協会の作成、所蔵であり、以下の写真は史跡の範囲確認のための発掘調査の際に宮城県多賀城跡調査研究所の協力を得て撮影したものである。

- 宮城県多賀城跡調査研究所撮影
- p81 写真(空撮)：A 区北側区画施設調査状況
- p97 写真(空撮)：丘陵、大仏公園
- p102 写真(空撮)：崖地法面崩壊状況、国道 4 号脇法面
- p106 写真(空撮)：大仏古墳群

参考資料

史跡入の沢遺跡保存活用計画策定にかかわるワークショップについて

1 実施概要

(1) 講師

東北学院大学教養学部地域構想学科 柳井 雅也 教授

(2) 実施日程

令和3年7月31日(土)・8月7日(土) 午後1時30分～3時30分

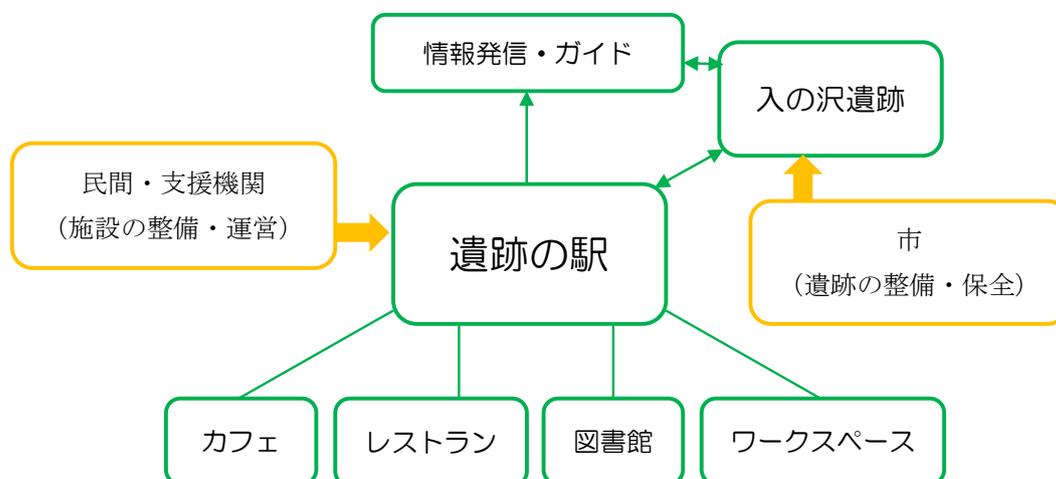
(3) 内容 「豊かな kurihara をつくろう！」

第1回 遺跡概要説明、柳井教授の講義を聴講した。グループワークでは、管内図の中に、あるとよいものやほしいものを書いた付箋を貼りこむ作業を行った。

第2回 第1回で貼った付箋を参考に、今後期待される事業を考え、それらと入の沢遺跡を関連付けながら企画書を作成。グループで意見を出し合い、一つの企画を完成させた。



2 企画内容



史跡入の沢遺跡保存活用計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施日程

(1) 実施期間

令和3年12月13日（月）～令和4年1月5日（水）

(2) 周知方法

- ① 広報、栗原市ホームページ
- ② 各総合支所、文化財保護課にて貸出、閲覧

(3) 意見聴取方法

設置場所窓口への書面の提出、郵送、ファックス、電子メールによる提出

2 意見募集結果

本計画に対して、寄せられた意見はありませんでした。

史跡入の沢遺跡保存活用計画
令和4年(2022)3月

発行 宮城県栗原市教育委員会
〒989-5171
宮城県栗原市金成沢辺町沖 200 番地
TEL 0228-42-3515

編集 宮城県栗原市教育部文化財保護課
株式会社文化財保存計画協会